

原子力発第17042号  
平成29年 4月14日

愛媛県知事  
中村時広殿

四国電力株式会社  
取締役社長 佐伯 勇 人

原子炉施設保安規定の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 変更の概要

(1) 伊方発電所1号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

2. 施行期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、平成28年12月26日付認可申請した伊方発電所1号炉の廃止措置計画認可申請書について原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日以内に施行する。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更前・後の比較表

変更前	変更後	備考
<p>(記載なし)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 1 編</u></p> <p style="text-align: center;"><u>運転段階の発電用原子炉施設編</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2号炉および3号炉に係る保安措置)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p><u>運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を発電所へ搬入する時点から、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の33第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する前までの段階をいう。</u></p> <p><u>また、運転段階にある伊方発電所2号炉および3号炉に係る発電用原子炉施設を運転段階の発電用原子炉施設という。</u></p> </div>	<p>保安規定を分編化（運転段階および廃止措置段階）し、「第1編」に2号炉および3号炉に係る保安措置として運転段階の保安規定を規定する。</p>

変更前	変更後	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定にもとづき、伊方発電所原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）または発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規定第1編は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定にもとづき、<u>運転段階の伊方発電所2号炉および3号炉原子炉施設（本編において、以下「原子炉施設」という。）</u>の保安のために必要な措置（<u>本編において、以下「保安活動」という。</u>）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）または発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>保安規定の分編化（運転段階および廃止措置段階）に伴い、本条文においては、運転段階の条文として適用する。</p>

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>17 安全技術課長は、3号炉について重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合(以下、「重大事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務(訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く)、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務(訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く)、<u>1号炉および2号炉</u>について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務(訓練計画課長が実施する業務を除く)、ならびに非常時の措置に関する業務を行う。</p> <p>18 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>19 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および3号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>20 訓練計画課長は、3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務ならびに<u>1号炉および2号炉</u>について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>37 各課長(当直長を含む。)は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、<u>1号炉および2号炉</u>について電源機能喪失時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>38 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>17 安全技術課長は、3号炉について重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合(以下、「重大事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務(訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く)、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務(訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く)、2号炉について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務(訓練計画課長が実施する業務を除く)、ならびに非常時の措置に関する業務を行う。</p> <p>18 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>19 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および3号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>20 訓練計画課長は、3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務ならびに2号炉について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>37 各課長(当直長を含む。)は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、2号炉について電源機能喪失時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>38 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)から1号炉の記載を削除する。(以下、本頁において同じ)</p>

変更前	変更後	備考
<p>(構成および定義)</p> <p>第11条 <u>この規定</u>において、原子炉の運転モード（以下「モード」という。）は、表11のとおりとする。</p> <p>2 第3節（第86条から第89条を除く。）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項：運転上の制限</p> <p>(2) 第2項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第3項：運転上の制限を満足していないと判断した場合<sup>※1</sup>に要求される措置</p> <p>3 <u>この規定</u>において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「燃料取替」とは、炉内の燃料配置を変えることをいう。</p> <p>(2) 第3節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備<sup>※2</sup>が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※1：運転上の制限を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第2項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各課長が判断した場合</p> <p>(2) 第2項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各課長が判断した場合</p> <p>※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(構成および定義)</p> <p>第11条 <u>本編</u>において、原子炉の運転モード（以下「モード」という。）は、表11のとおりとする。</p> <p>2 第3節（第86条から第89条を除く。）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項：運転上の制限</p> <p>(2) 第2項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第3項：運転上の制限を満足していないと判断した場合<sup>※1</sup>に要求される措置</p> <p>3 <u>本編</u>において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「燃料取替」とは、炉内の燃料配置を変えることをいう。</p> <p>(2) 第3節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備<sup>※2</sup>が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※1：運転上の制限を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第2項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各課長が判断した場合</p> <p>(2) 第2項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各課長が判断した場合</p> <p>※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>保安規定の分編化（運転段階および廃止措置段階）に伴い、本条文においては、運転段階の条文として適用する。</p>

変更前	変更後	備考														
<p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間*1の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第49条第1項に基づき、原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※1：原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表11の2</p> <table border="1" data-bbox="172 646 1362 741"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> </tr> </tbody> </table>		1号炉	2号炉	3号炉	原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	<p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間*1の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第49条第1項に基づき、原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※1：原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表11の2</p> <table border="1" data-bbox="1406 646 2436 741"> <thead> <tr> <th></th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> </tr> </tbody> </table>		2号炉	3号炉	原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)から1号炉の記載を削除する。</p>
	1号炉	2号炉	3号炉													
原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月													
	2号炉	3号炉														
原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月														

変更前	変更後	備考																												
<p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 発電課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>(中略)</p> <p>表12-1</p> <p>1. <u>1号炉および2号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="172 548 1359 737"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>1号炉および2号炉</u></td> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3および4の場合<sup>※1</sup></td> <td style="text-align: center;">5名以上 (当直長を含む)</td> </tr> <tr> <td>モード5, 6および照射済燃料移動中の場合<sup>※2</sup></td> <td style="text-align: center;">3名以上 (当直長を含む)</td> </tr> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 842 1359 1165"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3号炉</td> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている期間)の場合</td> <td style="text-align: center;">10名以上 (当直長を含む)</td> </tr> <tr> <td>モード4 (余熱除去系が熱除去のために使用されている期間), 5および6の場合</td> <td style="text-align: center;">8名以上 (当直長を含む)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td style="text-align: center;">5名以上 (当直長を含む)</td> </tr> </table>		<u>1号炉および2号炉</u>	モード1, 2, 3および4の場合 <sup>※1</sup>	5名以上 (当直長を含む)	モード5, 6および照射済燃料移動中の場合 <sup>※2</sup>	3名以上 (当直長を含む)		3号炉	モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている期間)の場合	10名以上 (当直長を含む)	モード4 (余熱除去系が熱除去のために使用されている期間), 5および6の場合	8名以上 (当直長を含む)	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	5名以上 (当直長を含む)	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 発電課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>(中略)</p> <p>表12-1</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 548 2591 768"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2号炉 <u>(1号炉および2号炉合算)</u></td> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3および4の場合</td> <td style="text-align: center;">5名以上 (当直長を含む)</td> </tr> <tr> <td>モード5, 6および照射済燃料移動中の場合</td> <td style="text-align: center;">3名以上 (当直長を含む)</td> </tr> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 842 2591 1165"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3号炉</td> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている期間)の場合</td> <td style="text-align: center;">10名以上 (当直長を含む)</td> </tr> <tr> <td>モード4 (余熱除去系が熱除去のために使用されている期間), 5および6の場合</td> <td style="text-align: center;">8名以上 (当直長を含む)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td style="text-align: center;">5名以上 (当直長を含む)</td> </tr> </table>		2号炉 <u>(1号炉および2号炉合算)</u>	モード1, 2, 3および4の場合	5名以上 (当直長を含む)	モード5, 6および照射済燃料移動中の場合	3名以上 (当直長を含む)		3号炉	モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている期間)の場合	10名以上 (当直長を含む)	モード4 (余熱除去系が熱除去のために使用されている期間), 5および6の場合	8名以上 (当直長を含む)	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	5名以上 (当直長を含む)	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)から1号炉の記載を削除するとともに、運用を明確化する。(以下、本頁のい</p>
	<u>1号炉および2号炉</u>																													
モード1, 2, 3および4の場合 <sup>※1</sup>	5名以上 (当直長を含む)																													
モード5, 6および照射済燃料移動中の場合 <sup>※2</sup>	3名以上 (当直長を含む)																													
	3号炉																													
モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている期間)の場合	10名以上 (当直長を含む)																													
モード4 (余熱除去系が熱除去のために使用されている期間), 5および6の場合	8名以上 (当直長を含む)																													
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	5名以上 (当直長を含む)																													
	2号炉 <u>(1号炉および2号炉合算)</u>																													
モード1, 2, 3および4の場合	5名以上 (当直長を含む)																													
モード5, 6および照射済燃料移動中の場合	3名以上 (当直長を含む)																													
	3号炉																													
モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている期間)の場合	10名以上 (当直長を含む)																													
モード4 (余熱除去系が熱除去のために使用されている期間), 5および6の場合	8名以上 (当直長を含む)																													
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	5名以上 (当直長を含む)																													
<p>表12-2</p> <table border="1" data-bbox="172 1234 1359 1514"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>1号炉および2号炉</u></td> <td style="text-align: center;">3号炉</td> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3および4の場合<sup>※1</sup></td> <td style="text-align: center;">3名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">2名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕</td> </tr> <tr> <td>モード5, 6および照射済燃料移動中の場合<sup>※2</sup></td> <td style="text-align: center;">2名以上 (班長以上)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> <p>※1: <u>原子炉1基以上が該当する場合</u></p> <p>※2: <u>1号炉および2号炉については原子炉が2基とも該当する場合および原子炉1基が該当し他の1基がいずれのモード(照射済燃料移動中を含む)にも該当しない場合</u></p> <p>(以下、省略)</p>		<u>1号炉および2号炉</u>	3号炉	モード1, 2, 3および4の場合 <sup>※1</sup>	3名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕	2名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕	モード5, 6および照射済燃料移動中の場合 <sup>※2</sup>	2名以上 (班長以上)	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	/	<p>表12-2</p> <table border="1" data-bbox="1403 1234 2591 1549"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2号炉 <u>(1号炉および2号炉合算)</u></td> <td style="text-align: center;">3号炉</td> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3および4の場合</td> <td style="text-align: center;">3名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">2名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕</td> </tr> <tr> <td>モード5, 6および照射済燃料移動中の場合</td> <td style="text-align: center;">2名以上 (班長以上)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> <p>(以下、省略)</p>		2号炉 <u>(1号炉および2号炉合算)</u>	3号炉	モード1, 2, 3および4の場合	3名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕	2名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕	モード5, 6および照射済燃料移動中の場合	2名以上 (班長以上)	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	/									
	<u>1号炉および2号炉</u>	3号炉																												
モード1, 2, 3および4の場合 <sup>※1</sup>	3名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕	2名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕																												
モード5, 6および照射済燃料移動中の場合 <sup>※2</sup>	2名以上 (班長以上)																													
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	/																													
	2号炉 <u>(1号炉および2号炉合算)</u>	3号炉																												
モード1, 2, 3および4の場合	3名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕	2名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕																												
モード5, 6および照射済燃料移動中の場合	2名以上 (班長以上)																													
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	/																													



変更前	変更後	備考
<p>(地震・火災等発生時の措置 (1号炉および2号炉))</p> <p>第17条の7 <u>1号炉および2号炉</u>について、各課長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2 <u>1号炉および2号炉</u>について、各課長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(電源機能等喪失時の体制の整備 (1号炉および2号炉))</p> <p>第17条の8 <u>1号炉および2号炉</u>について、安全技術課長および訓練計画課長は、津波によって交流電源を供給するすべての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却するすべての設備および使用済燃料ピットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合(以下「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項に係る計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>(3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車<sup>※1</sup>、ポンプ<sup>※2</sup>、消火ホースおよびその他資機材の配備</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長または訓練計画課長に報告する。安全技術課長および訓練計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：電源車とは、電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。</p> <p>※2：ポンプとは、消防自動車に装備されているポンプを含む。</p>	<p>(地震・火災等発生時の措置 (2号炉))</p> <p>第17条の7 2号炉について、各課長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2 2号炉について、各課長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(電源機能等喪失時の体制の整備 (2号炉))</p> <p>第17条の8 2号炉について、安全技術課長および訓練計画課長は、津波によって交流電源を供給するすべての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却するすべての設備および使用済燃料ピットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合(以下「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項に係る計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>(3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車<sup>※1</sup>、ポンプ<sup>※2</sup>、消火ホースおよびその他資機材の配備</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長または訓練計画課長に報告する。安全技術課長および訓練計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：電源車とは、電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。</p> <p>※2：ポンプとは、消防自動車に装備されているポンプを含む。</p>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)から1号炉の記載を削除する。(以下、本頁において同じ)</p>

変更前	変更後	備考																																		
<p>(減速材温度係数)</p> <p>第21条 モード1, 2および3において, 減速材温度係数は, 表21-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 減速材温度係数が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は, 燃料取替に伴う燃料装荷開始までに, 減速材温度係数を解析により確認する。</p> <p>(2) 原子燃料課長は, 燃料取替後, モード1になるまでに1回, 減速材温度係数が負であることを測定により確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>3 原子燃料課長は, 減速材温度係数が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表21-2の措置を講じるとともに, 当直長に通知する。通知を受けた当直長は, 同表の措置を講じる。</p> <p>表21-1</p> <p>1. <u>1号炉および2号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="172 814 1240 989"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減速材温度係数</td> <td>(1)モード1および2(臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, <math>-85 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C</math>以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 1031 1240 1205"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減速材温度係数</td> <td>(1)モード1および2(臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, <math>-78 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C</math>以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表21-2</p> <table border="1" data-bbox="172 1289 1240 1591"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 減速材温度係数が負でない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は, 減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し, その結果を当直長に通知する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, 未臨界状態のモード2にする。</td> <td>12時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	減速材温度係数	(1)モード1および2(臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-85 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること	項目	運転上の制限	減速材温度係数	(1)モード1および2(臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-78 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 原子燃料課長は, 減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し, その結果を当直長に通知する。	24時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, 未臨界状態のモード2にする。	12時間	<p>(減速材温度係数)</p> <p>第21条 モード1, 2および3において, 減速材温度係数は, 表21-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 減速材温度係数が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は, 燃料取替に伴う燃料装荷開始までに, 減速材温度係数を解析により確認する。</p> <p>(2) 原子燃料課長は, 燃料取替後, モード1になるまでに1回, 減速材温度係数が負であることを測定により確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>3 原子燃料課長は, 減速材温度係数が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表21-2の措置を講じるとともに, 当直長に通知する。通知を受けた当直長は, 同表の措置を講じる。</p> <p>表21-1</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 814 2472 989"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減速材温度係数</td> <td>(1)モード1および2(臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, <math>-85 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C</math>以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 1031 2472 1205"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減速材温度係数</td> <td>(1)モード1および2(臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, <math>-78 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C</math>以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表21-2</p> <table border="1" data-bbox="1403 1289 2472 1591"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 減速材温度係数が負でない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は, 減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し, その結果を当直長に通知する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, 未臨界状態のモード2にする。</td> <td>12時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)から1号炉の記載を削除する。</p>	項目	運転上の制限	減速材温度係数	(1)モード1および2(臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-85 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること	項目	運転上の制限	減速材温度係数	(1)モード1および2(臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-78 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 原子燃料課長は, 減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し, その結果を当直長に通知する。	24時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, 未臨界状態のモード2にする。	12時間	
項目	運転上の制限																																			
減速材温度係数	(1)モード1および2(臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-85 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること																																			
項目	運転上の制限																																			
減速材温度係数	(1)モード1および2(臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-78 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること																																			
条件	要求される措置	完了時間																																		
A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 原子燃料課長は, 減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し, その結果を当直長に通知する。	24時間																																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, 未臨界状態のモード2にする。	12時間																																		
項目	運転上の制限																																			
減速材温度係数	(1)モード1および2(臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-85 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること																																			
項目	運転上の制限																																			
減速材温度係数	(1)モード1および2(臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-78 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること																																			
条件	要求される措置	完了時間																																		
A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 原子燃料課長は, 減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し, その結果を当直長に通知する。	24時間																																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, 未臨界状態のモード2にする。	12時間																																		

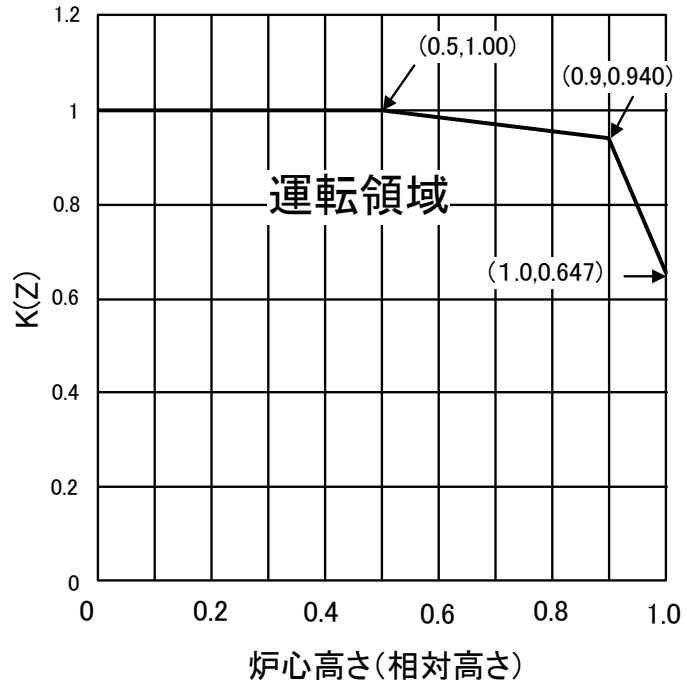
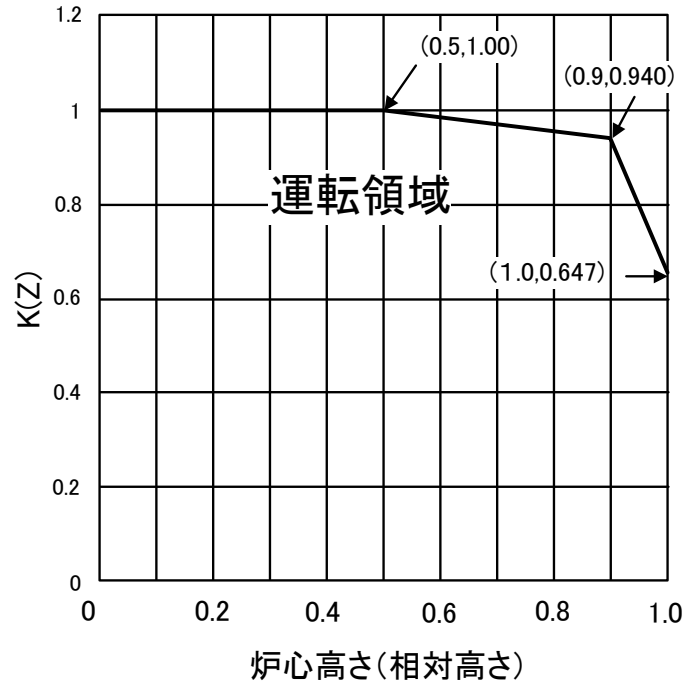
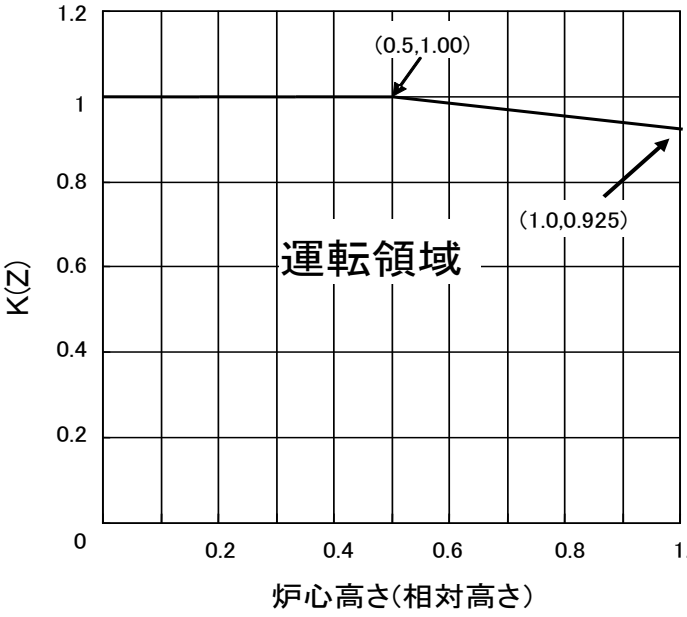
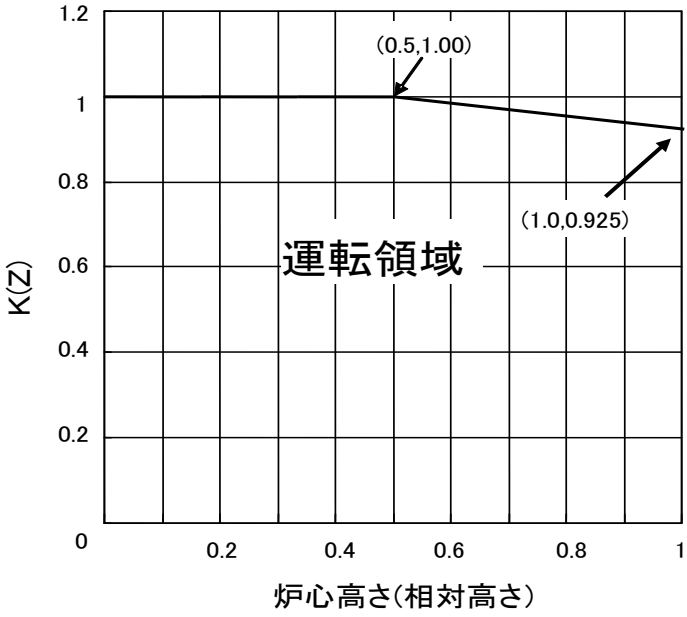
変更前	変更後	備考
<p>(制御棒動作機能)</p> <p>第22条 モード1および2（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装計画課長は、定期検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85%に至るまでの時間）が、<u>1号炉では2.0秒以下</u>、2号炉では2.1秒以下、3号炉では2.5秒以下であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、モード1および2（臨界状態）において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、モード1および2（臨界状態）において、12時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。また、当直長はモード1および2（臨界状態）において、制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していない<sup>※1</sup>と判断した場合、表22-2の措置を講じるとともに、制御棒1本が不整合である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(制御棒動作機能)</p> <p>第22条 モード1および2（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装計画課長は、定期検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85%に至るまでの時間）が、2号炉では2.1秒以下、3号炉では2.5秒以下であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、モード1および2（臨界状態）において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、モード1および2（臨界状態）において、12時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。また、当直長はモード1および2（臨界状態）において、制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していない<sup>※1</sup>と判断した場合、表22-2の措置を講じるとともに、制御棒1本が不整合である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）から1号炉の記載を削除する。</p>

変更前	変更後	備考								
<p>(炉物理検査 -モード2-)</p> <p>第26条 モード2での炉物理検査時<sup>※1</sup>において、第21条(減速材温度係数)、第22条(制御棒動作機能)および第23条(制御棒の挿入限界)の適用を除外することができる。この場合、停止余裕は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、モード2での炉物理検査開始までに、第33条(計測および制御設備)の規定にもとづく出力領域および中間領域中性子束計装に関する設定値確認および機能検査が完了していることを確認する。</p> <p>(2) 原子燃料課長は、モード2での炉物理検査開始までに、炉物理検査時の停止余裕を解析により確認するとともに、モード2(臨界になるまでの期間を除く。)での炉物理検査時のうち最も制御棒を挿入した状態において、1回、停止余裕を確認する。</p> <p>(3) 当直長は、モード2での炉物理検査時において、1時間に1回、モード2の状態であることを確認する。</p> <p>3 原子燃料課長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直長に通知する。当直長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知を受けた場合、またはモード1の状態であると判断した場合は、表26-2の措置を講じる。</p> <p>※1:モード2での炉物理検査時とは、燃料取替後のモード2(起動時)の開始から所要の炉物理検査を終了するまでの期間をいい、臨界検査、減速材温度係数測定検査、零出力時出力分布測定検査、制御棒価値測定検査、臨界ボロン濃度測定検査、原子炉停止余裕検査および最小停止余裕ボロン濃度測定検査のうちから必要事項を実施する。(以下、本条において同じ。)</p> <p>第26-1</p> <table border="1" data-bbox="166 1194 1356 1287"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停止余裕</td> <td>1.8% Δk/k以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	停止余裕	1.8% Δk/k以上であること	<p>(炉物理検査 -モード2-)</p> <p>第26条 モード2での炉物理検査時<sup>※1</sup>において、第21条(減速材温度係数)、第22条(制御棒動作機能)および第23条(制御棒の挿入限界)の適用を除外することができる。この場合、停止余裕は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、モード2での炉物理検査開始までに、第33条(計測および制御設備)の規定にもとづく出力領域および中間領域中性子束計装に関する設定値確認および機能検査が完了していることを確認する。</p> <p>(2) 原子燃料課長は、モード2での炉物理検査開始までに、炉物理検査時の停止余裕を解析により確認するとともに、モード2(臨界になるまでの期間を除く。)での炉物理検査時のうち最も制御棒を挿入した状態において、1回、停止余裕を確認する。</p> <p>(3) 当直長は、モード2での炉物理検査時において、1時間に1回、モード2の状態であることを確認する。</p> <p>3 原子燃料課長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直長に通知する。当直長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知を受けた場合、またはモード1の状態であると判断した場合は、表26-2の措置を講じる。</p> <p>※1:モード2での炉物理検査時とは、燃料取替後のモード2(起動時)の開始から所要の炉物理検査を終了するまでの期間をいい、臨界検査、減速材温度係数測定検査、零出力時出力分布測定検査、制御棒価値測定検査、臨界ボロン濃度測定検査、原子炉停止余裕検査および最小停止余裕ボロン濃度測定検査のうちから必要事項を実施する。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表26-1</p> <table border="1" data-bbox="1397 1194 2588 1287"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停止余裕</td> <td>1.8% Δk/k以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	停止余裕	1.8% Δk/k以上であること	<p>記載の適正化</p>
項目	運転上の制限									
停止余裕	1.8% Δk/k以上であること									
項目	運転上の制限									
停止余裕	1.8% Δk/k以上であること									

変更前	変更後	備考																																																	
<p>(化学体積制御系(ほう酸濃縮機能))</p> <p>第27条 モード1および2において、化学体積制御系は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード1および2において、1ヶ月に1回、1台以上の充てんポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する<sup>※1</sup>。</p> <p>(2) 当直長は、モード1および2において、1ヶ月に1回、1台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、モード1および2において、ほう酸タンクのほう酸水量およびほう酸水温度を表27-2で定める頻度で確認する。</p> <p>(4) 発電課長は、モード1および2において、ほう酸タンクのほう素濃度を表27-2で定める頻度で確認する。</p> <p>3 発電課長は、ほう酸タンクのほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直長に通知する。当直長は、ほう酸タンクのほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知を受けた場合、またはその他の理由により化学体積制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表27-3の措置を講じる。なお、この規定の他の条文の定めにかかわらず、充てんポンプおよびほう酸ポンプ1系統が復旧するまでは、モード3からモード4への移行を行ってはならない。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表27-1</p> <table border="1" data-bbox="166 1150 1356 1325"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学体積制御系<sup>※2※3</sup></td> <td>(1)ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1系統以上が動作可能であること (2)ほう酸タンクのほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表27-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉のほう酸ポンプおよびほう酸タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3：3号炉の充てんポンプが動作不能時は、第84条(表84-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表27-2</p> <table border="1" data-bbox="166 1493 1356 1755"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td colspan="2">21,000ppm以上</td> <td>21,000ppm以上</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量<sup>※4</sup> (有効水量)</td> <td colspan="2">12.5m<sup>3</sup>以上</td> <td>21.4m<sup>3</sup>以上</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水温度</td> <td colspan="2">65℃以上</td> <td>65℃以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：全ほう酸タンクの合計水量をいう。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	化学体積制御系 <sup>※2※3</sup>	(1)ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1系統以上が動作可能であること (2)ほう酸タンクのほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表27-2で定める制限値内にあること	項目	制限値			確認頻度	1号炉	2号炉	3号炉	ほう素濃度	21,000ppm以上		21,000ppm以上	1ヶ月に1回	ほう酸水量 <sup>※4</sup> (有効水量)	12.5m <sup>3</sup> 以上		21.4m <sup>3</sup> 以上	1週間に1回	ほう酸水温度	65℃以上		65℃以上		<p>(化学体積制御系(ほう酸濃縮機能))</p> <p>第27条 モード1および2において、化学体積制御系は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード1および2において、1ヶ月に1回、1台以上の充てんポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する<sup>※1</sup>。</p> <p>(2) 当直長は、モード1および2において、1ヶ月に1回、1台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、モード1および2において、ほう酸タンクのほう酸水量およびほう酸水温度を表27-2で定める頻度で確認する。</p> <p>(4) 発電課長は、モード1および2において、ほう酸タンクのほう素濃度を表27-2で定める頻度で確認する。</p> <p>3 発電課長は、ほう酸タンクのほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直長に通知する。当直長は、ほう酸タンクのほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知を受けた場合、またはその他の理由により化学体積制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表27-3の措置を講じる。なお、本編の他の条文の定めにかかわらず、充てんポンプおよびほう酸ポンプ1系統が復旧するまでは、モード3からモード4への移行を行ってはならない。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表27-1</p> <table border="1" data-bbox="1397 1150 2588 1325"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学体積制御系<sup>※2※3</sup></td> <td>(1)ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1系統以上が動作可能であること (2)ほう酸タンクのほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表27-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉のほう酸ポンプおよびほう酸タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3：3号炉の充てんポンプが動作不能時は、第84条(表84-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表27-2</p> <table border="1" data-bbox="1397 1493 2588 1755"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>21,000ppm以上</td> <td>21,000ppm以上</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量<sup>※4</sup> (有効水量)</td> <td>12.5m<sup>3</sup>以上</td> <td>21.4m<sup>3</sup>以上</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水温度</td> <td>65℃以上</td> <td>65℃以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：全ほう酸タンクの合計水量をいう。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	化学体積制御系 <sup>※2※3</sup>	(1)ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1系統以上が動作可能であること (2)ほう酸タンクのほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表27-2で定める制限値内にあること	項目	制限値		確認頻度	2号炉	3号炉	ほう素濃度	21,000ppm以上	21,000ppm以上	1ヶ月に1回	ほう酸水量 <sup>※4</sup> (有効水量)	12.5m <sup>3</sup> 以上	21.4m <sup>3</sup> 以上	1週間に1回	ほう酸水温度	65℃以上	65℃以上		<p>保安規定の分編化(運転段階および廃止措置段階)に伴い、本条文においては、運転段階の条文として適用する。</p> <p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)から1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																																																		
化学体積制御系 <sup>※2※3</sup>	(1)ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1系統以上が動作可能であること (2)ほう酸タンクのほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表27-2で定める制限値内にあること																																																		
項目	制限値			確認頻度																																															
	1号炉	2号炉	3号炉																																																
ほう素濃度	21,000ppm以上		21,000ppm以上	1ヶ月に1回																																															
ほう酸水量 <sup>※4</sup> (有効水量)	12.5m <sup>3</sup> 以上		21.4m <sup>3</sup> 以上	1週間に1回																																															
ほう酸水温度	65℃以上		65℃以上																																																
項目	運転上の制限																																																		
化学体積制御系 <sup>※2※3</sup>	(1)ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1系統以上が動作可能であること (2)ほう酸タンクのほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表27-2で定める制限値内にあること																																																		
項目	制限値		確認頻度																																																
	2号炉	3号炉																																																	
ほう素濃度	21,000ppm以上	21,000ppm以上	1ヶ月に1回																																																
ほう酸水量 <sup>※4</sup> (有効水量)	12.5m <sup>3</sup> 以上	21.4m <sup>3</sup> 以上	1週間に1回																																																
ほう酸水温度	65℃以上	65℃以上																																																	

変更前	変更後	備考																												
<p>(原子炉熱出力)</p> <p>第28条 モード1において、原子炉熱出力<sup>*1</sup>は、表28-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、原子炉熱出力について運転管理目標を定め、発電課長に通知するとともに、当直長は、モード1において、1時間に1回、原子炉熱出力の瞬時値<sup>*2</sup>および1時間平均値<sup>*3</sup>を確認する。</p> <p>3 当直長は、原子炉熱出力が第1項で定める運転上の制限を満足していない<sup>*4</sup>と判断した場合、表28-2の措置を講じる。</p> <p>※1：本条における原子炉熱出力とは、蒸気発生器熱出力をいう。</p> <p>※2：瞬時値は、プラント計算機により算出される1分値をいう。ただし、プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合にあっては、出力領域中性子束計装の指示計または記録計の読み値から換算した値をいう。</p> <p>※3：1時間平均値は、プラント計算機により算出される当該1時間の瞬時値の平均値をいう。ただし、プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合にあっては、出力領域中性子束計装の記録計の読み値から換算した値をいう。</p> <p>※4：定期的な機器の切替や原子炉熱出力のゆらぎ等に伴い発生する瞬時値の逸脱は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>表28-1</p> <p>1. <u>1号炉および2号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="166 1150 1353 1241"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉熱出力</td> <td>1,650MWt以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="166 1283 1353 1373"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉熱出力</td> <td>2,660MWt以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表28-2</p> <table border="1" data-bbox="166 1461 1353 1633"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は、運転上の制限を満足するように原子炉熱出力を下げる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉熱出力	1,650MWt以下であること	項目	運転上の制限	原子炉熱出力	2,660MWt以下であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、運転上の制限を満足するように原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに	<p>(原子炉熱出力)</p> <p>第28条 モード1において、原子炉熱出力<sup>*1</sup>は、表28-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、原子炉熱出力について運転管理目標を定め、発電課長に通知するとともに、当直長は、モード1において、1時間に1回、原子炉熱出力の瞬時値<sup>*2</sup>および1時間平均値<sup>*3</sup>を確認する。</p> <p>3 当直長は、原子炉熱出力が第1項で定める運転上の制限を満足していない<sup>*4</sup>と判断した場合、表28-2の措置を講じる。</p> <p>※1：本条における原子炉熱出力とは、蒸気発生器熱出力をいう。</p> <p>※2：瞬時値は、プラント計算機により算出される1分値をいう。ただし、プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合にあっては、出力領域中性子束計装の指示計または記録計の読み値から換算した値をいう。</p> <p>※3：1時間平均値は、プラント計算機により算出される当該1時間の瞬時値の平均値をいう。ただし、プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合にあっては、出力領域中性子束計装の記録計の読み値から換算した値をいう。</p> <p>※4：定期的な機器の切替や原子炉熱出力のゆらぎ等に伴い発生する瞬時値の逸脱は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>表28-1</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1397 1150 2585 1241"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉熱出力</td> <td>1,650MWt以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1397 1283 2585 1373"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉熱出力</td> <td>2,660MWt以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表28-2</p> <table border="1" data-bbox="1397 1461 2585 1633"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は、運転上の制限を満足するように原子炉熱出力を下げる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉熱出力	1,650MWt以下であること	項目	運転上の制限	原子炉熱出力	2,660MWt以下であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、運転上の制限を満足するように原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)から1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																													
原子炉熱出力	1,650MWt以下であること																													
項目	運転上の制限																													
原子炉熱出力	2,660MWt以下であること																													
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、運転上の制限を満足するように原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに																												
項目	運転上の制限																													
原子炉熱出力	1,650MWt以下であること																													
項目	運転上の制限																													
原子炉熱出力	2,660MWt以下であること																													
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、運転上の制限を満足するように原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに																												

変更前	変更後	備考								
<p>(熱流束熱水路係数 <math>F_Q(Z)</math>)</p> <p>第29条 モード1において、<math>F_Q(Z)</math>は、表29-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 <math>F_Q(Z)</math>が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、<math>F_Q(Z)</math>を確認し、その結果を発電課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、<math>F_Q(Z)</math>を確認する。</p> <p>3 原子燃料課長は、<math>F_Q(Z)</math>が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表29-2の措置を講じるとともに、当直長および計装計画課長に通知する。通知を受けた当直長および計装計画課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表29-1</p> <table border="1" data-bbox="172 730 1359 905"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>F_Q(Z)</math></td> <td>原子炉熱出力が50%を超える場合、<math>2.32/P^{*1} \times K(Z)^{*2}</math>以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、<math>4.64 \times K(Z)</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合（以下、本条において同じ）  ※2：K(Z)は、<u>1号炉および2号炉</u>については図29-1、3号炉については図29-2に示す炉心高さZに依存する<math>F_Q</math>制限係数（以下、本条において同じ）</p> <p>(中略)</p>	項目	運転上の制限	$F_Q(Z)$	原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.32/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、 $4.64 \times K(Z)$ 以下であること	<p>(熱流束熱水路係数 <math>F_Q(Z)</math>)</p> <p>第29条 モード1において、<math>F_Q(Z)</math>は、表29-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 <math>F_Q(Z)</math>が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、<math>F_Q(Z)</math>を確認し、その結果を発電課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、<math>F_Q(Z)</math>を確認する。</p> <p>3 原子燃料課長は、<math>F_Q(Z)</math>が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表29-2の措置を講じるとともに、当直長および計装計画課長に通知する。通知を受けた当直長および計装計画課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表29-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 730 2591 905"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>F_Q(Z)</math></td> <td>原子炉熱出力が50%を超える場合、<math>2.32/P^{*1} \times K(Z)^{*2}</math>以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、<math>4.64 \times K(Z)</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合（以下、本条において同じ）  ※2：K(Z)は、2号炉については図29-1、3号炉については図29-2に示す炉心高さZに依存する<math>F_Q</math>制限係数（以下、本条において同じ）</p> <p>(中略)</p>	項目	運転上の制限	$F_Q(Z)$	原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.32/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、 $4.64 \times K(Z)$ 以下であること	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）から1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限									
$F_Q(Z)$	原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.32/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、 $4.64 \times K(Z)$ 以下であること									
項目	運転上の制限									
$F_Q(Z)$	原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.32/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、 $4.64 \times K(Z)$ 以下であること									

変更前	変更後	備考
<p>図29-1 〔1号炉および2号炉〕</p> 	<p>図29-1 〔2号炉〕</p> 	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）から1号炉の記載を削除する。</p>
<p>図29-2 〔3号炉〕</p> 	<p>図29-2 〔3号炉〕</p> 	



変更前	変更後	備考																
<p>(核的エンタルピ上昇熱水路係数 (<math>F_{\Delta H}^N</math>))</p> <p>第30条 モード1において、<math>F_{\Delta H}^N</math>は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 <math>F_{\Delta H}^N</math>が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、<math>F_{\Delta H}^N</math>を確認し、その結果を発電課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、<math>F_{\Delta H}^N</math>を確認する。</p> <p>3 原子燃料課長は、<math>F_{\Delta H}^N</math>が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-2の措置を講じるとともに、当直長および計装計画課長に通知する。通知を受けた当直長および計装計画課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表30-1</p> <p>1. <u>1号炉および2号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="172 772 1359 863"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>F_{\Delta H}^N</math></td> <td><math>1.60(1 + 0.3(1 - P^{*1}))</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合（以下、本条において同じ。）</p> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 951 1359 1041"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>F_{\Delta H}^N</math></td> <td><math>1.64(1 + 0.3(1 - P^{*1}))</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	$F_{\Delta H}^N$	$1.60(1 + 0.3(1 - P^{*1}))$ 以下であること	項目	運転上の制限	$F_{\Delta H}^N$	$1.64(1 + 0.3(1 - P^{*1}))$ 以下であること	<p>(核的エンタルピ上昇熱水路係数 (<math>F_{\Delta H}^N</math>))</p> <p>第30条 モード1において、<math>F_{\Delta H}^N</math>は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 <math>F_{\Delta H}^N</math>が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、<math>F_{\Delta H}^N</math>を確認し、その結果を発電課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、<math>F_{\Delta H}^N</math>を確認する。</p> <p>3 原子燃料課長は、<math>F_{\Delta H}^N</math>が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-2の措置を講じるとともに、当直長および計装計画課長に通知する。通知を受けた当直長および計装計画課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表30-1</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 772 2591 863"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>F_{\Delta H}^N</math></td> <td><math>1.60(1 + 0.3(1 - P^{*1}))</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合（以下、本条において同じ。）</p> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 951 2591 1041"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>F_{\Delta H}^N</math></td> <td><math>1.64(1 + 0.3(1 - P^{*1}))</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	$F_{\Delta H}^N$	$1.60(1 + 0.3(1 - P^{*1}))$ 以下であること	項目	運転上の制限	$F_{\Delta H}^N$	$1.64(1 + 0.3(1 - P^{*1}))$ 以下であること	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）から1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																	
$F_{\Delta H}^N$	$1.60(1 + 0.3(1 - P^{*1}))$ 以下であること																	
項目	運転上の制限																	
$F_{\Delta H}^N$	$1.64(1 + 0.3(1 - P^{*1}))$ 以下であること																	
項目	運転上の制限																	
$F_{\Delta H}^N$	$1.60(1 + 0.3(1 - P^{*1}))$ 以下であること																	
項目	運転上の制限																	
$F_{\Delta H}^N$	$1.64(1 + 0.3(1 - P^{*1}))$ 以下であること																	

変更前	変更後	備考				
<p>(計測および制御設備)</p> <p>第33条 次の計測および制御設備は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装  (2) 工学的安全施設等作動計装  (3) 事故時監視計装  (4) 非常用ディーゼル発電機起動計装  (5) 中央制御室換気系隔離計装  (6) 中央制御室外原子炉停止装置  (7) 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装</p> <p>2 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、当直長、電気計画課長および計装計画課長は、表33-2から表33-8で定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長、電気計画課長および計装計画課長は、その結果を発電課長または当直長に通知する。</p> <p>3 当直長、電気計画課長および計装計画課長は、計測および制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表33-2から表33-8の措置を講じるとともに、必要に応じ、関係各課長へ通知する。通知を受けた関係各課長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>表33-1</p> <table border="1" data-bbox="172 1066 1359 1192"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 1066 557 1108">項目</th> <th data-bbox="557 1066 1359 1108">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 1108 557 1192">第1項で定める計測および制御設備</td> <td data-bbox="557 1108 1359 1192">表33-2から表33-8に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※1であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合、または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態、または誤動作により動作信号を出力している状態は、動作可能とみなす。</p>	項目	運転上の制限	第1項で定める計測および制御設備	表33-2から表33-8に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※1であること	(変更なし)	
項目	運転上の制限					
第1項で定める計測および制御設備	表33-2から表33-8に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※1であること					

表33-2 (1)原子炉保護系計装 (1号炉および2号炉)

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数 条件
	1号炉	2号炉			
1. 原子炉保護系論理回路	-		モード1および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合
					B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合
					C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
			原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード3、4および5	2系統	A. 1系統が動作不能である場合
					B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合
					C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 <sup>※3</sup> のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間	機能検査を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては、検査のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	1ヶ月に1回 (交互に1系統ずつ)	計装計画課長
C.1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
B.1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
C.1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間			

※2：特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。(以下、本条において同じ)

※3：「正常な状態であることを確認」とは、定期検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう。(以下、本条において同じ)

表33-2 (1)原子炉保護系計装 (2号炉)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統条件
	2号炉			条件
1. 原子炉保護系論理回路	-	モード1および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合
				B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード3、4および5	2系統	A. 1系統が動作不能である場合
				B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合

※2：特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。(以下、本条において同じ)

※3：「正常な状態であることを確認」とは、定期検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう。(以下、本条において同じ)

ネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 <sup>※3</sup> のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
			1ヶ月に1回 〔交互に1系統ずつ〕	計装計画課長
	B.1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間	機能検査を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては、検査のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	
C.1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
B.1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
C.1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間			

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。

表33-2 (1)つづき

機 能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン 条 件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	<u>1号炉</u>	2号炉				要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
2. 手動原子炉トリップ	-		モード1およ び2	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、原子炉トリップ しゃ断器を開く。	12時間 13時間			
		原子炉トリッ プしゃ断器が 閉じ、制御棒 の引抜きが行 える場合の モード3, 4 および5	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間				
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	1時間				

変更後

備考

表33-2 (1)つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
	2号炉			条 件
2. 手動原子炉トリップ	-	モード1およ び2	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
2. 手動原子炉トリップ	-	原子炉トリッ プしゃ断器が 閉じ、制御棒 の引抜きが行 える場合の モード3, 4 および5	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、原子炉トリップ しゃ断器を開く。	12時間 13時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、原子炉トリップ しゃ断器を開く。	1時間			

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。

表33-2 (1)つづき

機 能		設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
		1号炉	2号炉			
3. 出力領域 中性子束高	高設定	定格出力の111%以下		モード1および2	4 <sup>※4</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	低設定	定格出力の27%以下		モード1 (P-10未満) および2	4 <sup>※4</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

- ※4：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
- ※5：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。
- ※6：「動作不能でないことを指示値により確認」とは，当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること，また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお，トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない。（以下，本条において同じ）

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※5</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差を確認する。	原子炉熱出力が15%以上と なってから 24時間以内 その後の1日 に1回	当直長
B.1 当直長は，モード3にする。	12時間	出力領域中性子束計装の指示値の校正を実施する。	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値の差が±2%を超える場合	当直長
		動作不能でないことを指示値により確認 <sup>※6</sup> する。	1日に1回	当直長
A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※5</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差を確認する。	原子炉熱出力が15%以上と なってから 24時間以内 その後の1日 に1回	当直長
B.1 当直長は，モード3にする。	12時間	出力領域中性子束計装の指示値の校正を実施する。	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値の差が±2%を超える場合	当直長
		動作不能でないことを指示値により確認 <sup>※6</sup> する。	1日に1回	当直長

表33-2 (1)つづき

機能		設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・条件
		2号炉				
3. 出力領域 中性子束高	高設定	定格出力の111%以下		モード1および2	4 <sup>**</sup>	A. 1チャンネル 〔バイパスしたチャンネルを 除く〕 が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	低設定	定格出力の27%以下		モード1 (P-10未満) および2	4 <sup>**</sup>	A. 1チャンネル 〔バイパスしたチャンネルを 除く〕 が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

- ※4：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
- ※5：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。
- ※6：「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない。(以下、本条において同じ)

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>**</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差を確認する。	原子炉熱出力が15%以上と なってから 24時間以内 その後の1日 に1回	当直長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間	出力領域中性子束計装の指示値の校正を実施する。	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値の差が±2%を超える場合	当直長
		動作不能でないことを指示値により確認 <sup>**</sup> する。	1日に1回	当直長
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>**</sup>	6時間			
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。



表33-2 (1) つづき

機 能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・条件
	1号炉	2号炉			
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の+11%以下	モード1および2	4 <sup>*7</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	減少率高	定格出力の-11%以上	モード1および2	4 <sup>*7</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
5. 中間領域中性子束高	定格出力の30%以下		モード1 (P-10未満)	2 <sup>*9</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合
			および2 (P-6以上)		B. 2チャンネルが動作不能である場合
			モード2 (P-6未満)	2	A. 1または2チャンネルが動作不能である場合

- ※7：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
- ※8：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。
- ※9：制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>**</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>**</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A.1 当直長は、P-6未満にする。または A.2 当直長は、P-10以上にする。	2時間 2時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。および B.2 当直長は、P-6未満にする。	速やかに 2時間			
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに			

表33-2 (1)つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	2号炉				
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の+11%以下	モード1および2	4 <sup>※7</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	減少率高	定格出力の-11%以上	モード1および2	4 <sup>※7</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
5. 中間領域中性子束高	定格出力の30%以下		モード1 (P-10未満) および2 (P-6以上)	2 <sup>※8</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合
			モード2 (P-6未満)	2	A. 1または2チャンネルが動作不能である場合

- ※7：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
- ※8：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。
- ※9：制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※9</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※9</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A.1 当直長は、P-6未満にする。または A.2 当直長は、P-10以上にする。	2時間 2時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。および B.2 当直長は、P-6未満にする。	速やかに 2時間			
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに			

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。

表33-2 (1)つづき

機 能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン 条 件
	1号炉	2号炉			
6. 線源領域中性子束高	2×10 <sup>5</sup> cps以下		モード2 (P-6未満)	2 <sup>※10</sup>	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合
					B. 2チャンネル が動作不能で ある場合
			原子炉トリッ プしゃ断器が 閉じ、制御棒 の引抜きが行 える場合の モード3、4 および5	2 <sup>※10 ※11</sup>	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
原子炉トリッ プしゃ断器が 開放されてい る場合の モード3、4 および5	1 (監視機 能のみ)	A. すべてのチャ ンネルが動作 不能である場 合			

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 および制御棒引抜き操作を すべて中止する。	速やかに	設定値確認および機能 検査を実施する。 ----- 動作不能でないことを 指示値により確認する	定期検査時  1日に1回 ただし、適用 モード6（燃 料移動中）の 場合は、12時 間に1回	計装計画課長  当直長
B. 1 当直長は、原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	速やかに			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間			
B. 1 当直長は、原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	1時間			
C. 1 当直長は、原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	速やかに			
A. 1 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。 および A. 2 当直長は、停止余裕が第19 条で定める値であることを 確認する。	速やかに  2時間 その後の12 時間に1回			

※10：「中間領域中性子束高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時において、2チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※11：「線源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

表33-2 (1)つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル
	2号炉			条件
6. 線源領域中性子束高	2×10 <sup>4</sup> cps以下	モード2 (P-6未満)	2 <sup>※10</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合
				B. 2チャンネルが動作不能である場合
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード3、4および5	2 <sup>※10</sup> 2 <sup>※11</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合のモード3、4および5	1 (監視機能のみ)	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合		
		C. 2チャンネルが動作不能である場合		

※10：「中間領域中性子束高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時においては、2チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※11：「線源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。	速やかに	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時 1日に1回 ただし、適用モード6（燃料移動中）の場合は、12時間に1回	計装計画課長 当直長
B. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
B. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間			
C. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに			
A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A. 2 当直長は、停止余裕が第19条で定める値であることを確認する。	速やかに 2時間 その後の12時間に1回			

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。

表33-2 (1)つづき

機 能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル 条 件
	1号炉	2号炉			
6. 線源領域中性子束高 つづき	2×10 <sup>5</sup> cps以下		原子炉格納容 器内での燃料 移動中でない 場合の モード6	1 (監視機 能のみ)	A. すべてのチャ ンネルが動作 不能である場 合
			原子炉格納容 器内での燃料 移動中の場合 の モード6	2 (監視機 能のみ)	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合  B. 2チャンネル が動作不能で ある場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。 および A. 2 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が第80条で定め る運転上の制限を満足して いることを確認する。	速やかに  4時間 その後の12 時間に1回			
A. 1 当直長は、原子炉格納容器 内での燃料の移動を中止す る。 <sup>※12※13</sup> および A. 2 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。	速やかに  速やかに			
B. 1 当直長は、原子炉格納容器 内での燃料の移動を中止す る。 <sup>※12※14</sup> および B. 2 計装計画課長は、1チャ ンネルを動作可能な状態にす る措置を開始する。 および B. 3 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。 および B. 4 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が第80条で定め る運転上の制限を満足して いることを確認する。	速やかに  速やかに  4時間 その後の12 時間に1回			

※12：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。  
 ※13：A. 2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。  
 ※14：B. 3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

表33-2 (1)つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	2号炉			条件
6. 線源領域中性子束高 つづき	2×10 <sup>8</sup> cps以下	原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合のモード6	1 (監視機能のみ)	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合
				原子炉格納容器内での燃料移動中の場合のモード6
				B. 2チャンネルが動作不能である場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A. 2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに  4時間 その後の12時間に1回			
A. 1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 ※12※13 および A. 2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに  速やかに			
B. 1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 ※12※14 および B. 2 計装計画課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 および B. 3 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B. 4 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに  速やかに  速やかに  4時間 その後の12時間に1回			

※12：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。  
 ※13：A. 2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。  
 ※14：B. 3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。

表33-2 (1) つづき

機能		設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
		1号炉	2号炉			
7. 1次冷却材 可変温度高	過大温度 ΔT高	第34条の設定範囲内		モード1および2	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
	過出力 ΔT高	第34条の設定範囲内				モード1および2
8. 加圧器圧力	低	12.84MPa[gage]以上		モード1 (P-7以上)	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
	高	16.61MPa[gage]以下				モード1および2

※15：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
 ※16：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※16</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回および炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差が±3%を超える場合	原子燃料課長 および 計装計画課長
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※16</sup>	6時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。	1ヶ月に1回	原子燃料課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※16</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※16</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長

表33-2 (1)つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	2号炉				
7. 1次冷却材 可変温度高	過大温度 ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	過出力 ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
8. 加圧器圧力	低	12.84MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	高	16.61MPa[gage]以下	モード1および2	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※16</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回および炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差が±3%を超える場合	原子燃料課長 および 計装計画課長
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※16</sup>	6時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。	1ヶ月に1回	原子燃料課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※16</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※16</sup>	6時間			
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。

※15：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
 ※16：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。



表33-2 (1)つづき

機 能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル 条 件
	1号炉	2号炉			
9. 加圧器水位高	計器スパンの92%以下		モード1 (P-7以上)	4 <sup>※17</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
10. 1次冷却材 流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1 (P-8以上)	1ループ あたり 4 <sup>※17</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	2ループ	定格流量の87%以上	モード1 (P-7以上, P-8未満)	1ループ あたり 4 <sup>※17</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
11. 1次冷却材ポンプ 母線電圧低	定格電圧の65%以上		モード1 (P-7以上)	1母線あ たり3	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

※17：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
※18：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※18</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B.1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※18</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B.1 当直長は、P-8未満にする。	12時間			
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※18</sup>	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
		機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			

表33-2 (1)つづき

機 能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル 条 件
	2号炉				
9. 加圧器水位高	計器スパンの92%以下		モード1 (P-7以上)	4 <sup>※17</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
10. 1次冷却材 流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1 (P-8以上)	1ループ あたり 4 <sup>※17</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	2ループ	定格流量の87%以上	モード1 (P-7以上, P-8未満)	1ループ あたり 4 <sup>※17</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
11. 1次冷却材ポンプ 母線電圧低	定格電圧の65%以上		モード1 (P-7以上)	1母線あ たり3	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

※17：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
※18：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※18</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B.1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※18</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B.1 当直長は、P-8未満にする。	12時間			
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※18</sup>	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
		機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。

表33-2 (1)つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
12. 1次冷却材ポンプ 母線周波数低	57Hz以上		モード1 (P-7以上)	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
13. 1次冷却材ポンプ しゃ断器開	1台開	—	モード1 (P-8以上)	1次冷却材ポンプ 1台あたり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	2台開	—	モード1 (P-7以上, P-8未満)	1次冷却材ポンプ 1台あたり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
14. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの11%以上		モード1および2	1基あたり4 <sup>※19</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直長は、P-7未満にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
	12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
A.1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直長は、P-8未満にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
	12時間			
A.1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直長は、P-7未満にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
	12時間			
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※20</sup> B.1 当直長は、モード3にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長

※19：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※20：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

表33-2 (1)つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	2号炉				
12. 1次冷却材ポンプ 母線周波数低	57Hz以上		モード1 (P-7以上)	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
13. 1次冷却材ポンプ しゃ断器開	1台開	—	モード1 (P-8以上)	1次冷却材ポンプ 1台あたり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	2台開	—	モード1 (P-7以上, P-8未満)	1次冷却材ポンプ 1台あたり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
14. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの11%以上		モード1および2	1基あたり4 <sup>※19</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

※19: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※20: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間			
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※20</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。

表33-2 (1)つづき

機 能		設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン 条 件
		1号炉	2号炉			
15. タービン トリップ	タービン オートス トップ油 圧低	0.25MPa[gage]以上		モード1 (P-7以上)	3	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	主蒸気止 め弁閉	-		モード1 (P-7以上)	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
16. 非常用炉心冷却系作動		表33-3 (1)の機能1. 非常用炉心冷却系作動 を参照		モード1およ び2	2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
17. 地震加速度大	水平地震 大	原子炉補助 建家 地下1階床 (EL 4.2m) 140Gal以下	原子炉補助 建家 地下1階床 (EL 4.2m) 180Gal以下	モード1およ び2	3	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
		-	原子炉格納 施設 4階床 (EL 26.2m) 320Gal以下		3	
	鉛直地震 大	原子炉補助 建家 地下1階床 (EL 4.2m) 70Gal以下	原子炉補助 建家 地下1階床 (EL 4.2m) 90Gal以下		3	

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			

表33-2 (1)つづき

機 能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル 条 件
	2号炉				
15. タービン トリップ	タービン オートス トップ油 圧低	0.25MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	3	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	主蒸気止 め弁閉	—	モード1 (P-7以上)	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
16. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 (1)の機能1. 非常用炉心冷却系作動 を参照		モード1およ び2	2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
17. 地震加速度大	水平地震 大	原子炉補助建家 地下1階床 (EL. 4.2m) 180Gal以下	モード1およ び2	3	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
		原子炉格納施設 4階床 (EL. 26.2m) 320Gal以下		3	
	鉛直地震 大	原子炉補助建家 地下1階床 (EL. 4.2m) 90Gal以下		3	

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			

1号炉廃止措置に伴  
い、廃止措置の保安  
規定として第2編に  
規定することから、運  
転段階の保安規定  
(2号炉および3号  
炉)として1号炉の  
記載を削除する。

表33-2 (1)つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
18. インターロック					
a. P-6	中間領域中性子束 10 <sup>-10</sup> A		モード2 (P-6未満)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※21</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. P-7	d. 項およびe. 項参照		モード1 (P-7以上)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の10%		モード1 (P-8以上)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の10%		モード1 (P-10未満) および2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
e. P-13	タービン第1段後圧力 定格出力の10%		モード1 (P-13以上)	3	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

※21：表33-2のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により、関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-13未満にする。	12時間			

表33-2 (1)つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数
	2号炉			条件
18. インターロック				
a. P-6	中間領域中性子束 10 <sup>-1</sup> °A	モード2 (P-6未満)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※21</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. P-7	d. 項およびe. 項参照	モード1 (P-7以上)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の10%	モード1 (P-8以上)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の10%	モード1 (P-10未満) および2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
e. P-13	タービン第1段後圧力 定格出力の10%	モード1 (P-13以上)	3	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

※21：表33-2のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により、関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-13未満にする。	12時間			

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。



表33-3 (1)工学的安全施設等作動計装 (1号炉および2号炉)

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
1. 非常用炉心冷却系作動					
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—		モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 手動起動	—		モード1, 2, 3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 格納容器圧力高(高1)	0.032MPa[gage]以下		モード1, 2および3	4 <sup>※40</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. 加圧器圧力異常低	11.66MPa[gage]以上		モード1および2(P-6以上)	4 <sup>※40</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※41</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※41</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長

※40：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
 ※41：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

表33-3 (1)工学的安全施設等作動計装 (2号炉)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数
	2号炉			条件
1. 非常用炉心冷却系作動				
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 手動起動	—	モード1, 2, 3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 格納容器圧力高 (高1)	0.032MPa[gage]以下	モード1, 2および3	4 <sup>※40</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. 加圧器圧力異常低	11.66MPa[gage]以上	モード1および2 (P-6以上)	4 <sup>※40</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

※40: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスすることができる。この場合, バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
 ※41: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は, 当該系統を動作可能な状態にする。ただし, 残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ, 作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※41</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※41</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長

1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定 (2号炉および3号炉) として1号炉の記載を削除する。

表33-3 (1)つづき

機 能		設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル 条 件
		1号炉	2号炉			
e. 加圧器圧力低と 加圧器水位低の 一致	加圧器 圧力低	12.35MPa[gage]以上		モード1, 2 および3 (P-11以上)	4 <sup>※42</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	加圧器 水位低	計器スパンの3%以上		モード1, 2 および3 (P-11以上)	4 <sup>※42</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
f. 主蒸気ライン圧力異常低		3.35MPa[gage]以上		モード1, 2 および3 (P-11以上)	主蒸気ラ イン毎に 4 <sup>※42</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 <sup>※43</sup>	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。 ----- 動作不能でないことを 指示値により確認する	定期検査時	計装計画課長
			1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間			
	36時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 <sup>※43</sup>	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。 ----- 動作不能でないことを 指示値により確認する	定期検査時	計装計画課長
			1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間			
	36時間			

※42：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
※43：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うこ  
とができる。

表33-3 (1) つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン 条 件
		2号炉			条 件
e. 加圧器圧力低と 加圧器水位低の 一致	加圧器 圧力低	12.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4 <sup>※42</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	加圧器 水位低	計器スパンの3%以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4 <sup>※42</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
f. 主蒸気ライン圧力異常低		3.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	主蒸気ラ イン毎に 4 <sup>※42</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

※42: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスすることができる。  
この場合, バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※43: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスする措置を行うこ  
とができる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 <sup>※43</sup>	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。 ----- 動作不能でないことを 指示値により確認する	定期検査時	計装計画課長
			1日に1回	当直長
B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間			
	36時間			
A. 1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 <sup>※43</sup>	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。 ----- 動作不能でないことを 指示値により確認する	定期検査時	計装計画課長
			1日に1回	当直長
B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間			
	36時間			

1号炉廃止措置に伴  
い, 廃止措置の保安  
規定として第2編に  
規定することから, 運  
転段階の保安規定  
(2号炉および3号  
炉)として1号炉の  
記載を削除する。

表33-3 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・条件
	1号炉	2号炉			
2. 原子炉格納容器スプレイ系作動					
a. 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	-		モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 手動起動	-		モード1, 2, 3および4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 格納容器圧力異常高(高3)	0.128MPa[gage]以下		モード1, 2および3	4 <sup>※44</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

※44: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※45: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※45</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			

表33-3 (1) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数
	2号炉			条件
2. 原子炉格納容器スプレイ系作動				
a. 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 手動起動	—	モード1, 2, 3および4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 格納容器圧力異常高(高3)	0.128MPa[gage]以下	モード1, 2および3	4 <sup>※44</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

※44: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※45: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※45</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。

表33-3 (1)つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・条件
	1号炉	2号炉			
3. 原子炉格納容器隔離					
a. 格納容器隔離A					
(1) 格納容器隔離A 作動論理回路	—		モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 手動起動	—		モード1, 2, 3および 4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				
b. 格納容器隔離B					
(1) 格納容器隔離B 作動論理回路	—		モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照				
(3) 格納容器圧力異常高 (高3)	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 c. 格納容器圧力異常高(高3)を参照				

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
常高(高3)を参照				

表33-3 (1)つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数
	2号炉			条件
3. 原子炉格納容器隔離				
a. 格納容器隔離A				
(1) 格納容器隔離A 作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 手動起動	—	モード1, 2, 3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照			
b. 格納容器隔離B				
(1) 格納容器隔離B 作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照			
(3) 格納容器圧力異常高 (高3)	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 c. 格納容器圧力異常高 (高3) を参照			

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
常高 (高3) を参照				

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定 (2号炉および3号炉) として1号炉の記載を削除する。



表33-3 (1)つづき

機 能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン 条 件
	1号炉	2号炉			
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離					
(1)格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離作動論理回路	-		モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2)格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離	格納容器隔離A	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照			
	6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1, 2, 3および4	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. 格納容器換気系隔離					
(1)格納容器換気系隔離作動論理回路	-		モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2)手動起動	原子炉格納容器スプレイ系手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照			
	格納容器隔離A手動起動	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離A			
(3)非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。および	12時間			
B.2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A.1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。および	12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。および	12時間			
B.2 当直長は、モード5にする。	56時間			
(2)手動起動を参照				

表33-3 (1)つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	2号炉				
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離					
(1) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離作動論理回路	-		モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離	格納容器隔離A	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照			
	6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1, 2, 3および4	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. 格納容器換気系隔離					
(1) 格納容器換気系隔離作動論理回路	-		モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 手動起動	原子炉格納容器スプレイ系手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照			
	格納容器隔離A手動起動	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離A			
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B.2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A.1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
		機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B.2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B.2 当直長は、モード5にする。	56時間			
(2) 手動起動を参照				

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。

表33-3 (1)つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
4. 主蒸気ライン隔離					
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	—	—	モード1, 2 および3  ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 手動起動	—	—	モード1, 2 および3  ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 格納容器圧力異常高(高2)	0.089MPa[gage]以下	—	モード1, 2 および3  ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	4 <sup>※46</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. 主蒸気ライン圧力異常低	3.35MPa[gage]以上	—	モード1, 2 および3 (P-11以上)  ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に4 <sup>※46</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は, 当該システムを動作可能な状態にする。ただし, 残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ, 作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は, モード3にする。および	12時間			
B.2 当直長は, モード4にする。	36時間			
A.1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は, モード3にする。および	12時間			
B.2 当直長は, モード4にする。	36時間			
A.1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※47</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B.1 当直長は, モード3にする。および	12時間			
B.2 当直長は, モード4にする。	36時間			
A.1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※47</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B.1 当直長は, モード3にする。および	12時間			
B.2 当直長は, モード4にする。	36時間			

※46: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスすることができる。この場合, バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
 ※47: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

表33-3 (1)つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・条件
	2号炉			条件
<b>4. 主蒸気ライン隔離</b>				
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	—	モード1, 2 および3  ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 手動起動	—	モード1, 2 および3  ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 格納容器圧力異常高(高2)	0.089MPa[gage]以下	モード1, 2 および3  ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	4 <sup>※46</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. 主蒸気ライン圧力異常低	3.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)  ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に4 <sup>※46</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

※46：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※47：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間  36時間			
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間  36時間			
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※47</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間  36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※47</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間  36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。

表33-3 (1)つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
e. 主蒸気ライン圧力減少率高	-0.87MPa以上		モード3 (P-11未満) ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に4 <sup>※48</sup>	A. 1チャンネルをバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※49</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			

※48：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
 ※49：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

表33-3 (1)つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	2号炉			条件
e. 主蒸気ライン圧力減少率高	-0.87MPa以上	モード3 (P-11未満) ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に4 <sup>※48</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

※48：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
 ※49：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※49</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			
および B.2 当直長は、モード4にする。	36時間			

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。

表33-3 (1)つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
5. 主給水隔離					
a. 主給水隔離作動論理回路	-		モード1, 2および3 ただし, 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 蒸気発生器水位異常高	狭域水位計の77%以下		モード1, 2および3 ただし, 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	1基あたり4 <sup>※50</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	289.25℃以上	モード1, 2および3 ただし, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	4 <sup>※50</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	原子炉トリップ	表33-2 (1)原子炉保護系計装を参照			

※50: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスすることができる。この場合, バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※51: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は, 当該システムを動作可能な状態にする。ただし, 残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ, 作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は, モード3にする。および	12時間			
B.2 当直長は, モード4にする。	36時間			
A.1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※51</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B.1 当直長は, モード3にする。および	12時間			
B.2 当直長は, モード4にする。	36時間			
A.1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※51</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B.1 当直長は, モード3にする。および	12時間			
B.2 当直長は, モード4にする。	36時間			

表33-3 (1)つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル
	2号炉			条件
5. 主給水隔離				
a. 主給水隔離作動論理回路	—	モード1, 2 および3  ただし、主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 蒸気発生器水位異常高	狭域水位計の77%以下	モード1, 2 および3  ただし、主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	1基あたり4 <sup>※50</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照			
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低 289.25℃以上	モード1, 2 および3  ただし、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	4 <sup>※50</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
原子炉トリップ	表33-2 (1)原子炉保護系計装を参照			

※50: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
 ※51: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※51</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。  動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間		1日に1回	当直長
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※51</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。  動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間		1日に1回	当直長

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。



表33-3 (1)つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
6. インターロック					
a. P-6	中間領域中性子束 10 <sup>-10</sup> A		モード1 および2 (P-6以上)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※52</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. P-11	加圧器圧力 13.73MPa[gage]		モード1, 2 および3 (P-11以上)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

※52：表33-3のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により、関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A.1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B.2 当直長は、モード4にする。	36時間			

表33-3 (1) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数
	2号炉			条件
6. インターロック				
a. P-6	中間領域中性子束 10 <sup>-10</sup> A	モード1 および2 (P-6以上)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※52</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. P-11	加圧器圧力 13.73MPa[gage]	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A.1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B.2 当直長は、モード4にする。	36時間			
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長

※52：表33-3のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により、関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。

表33-4 (1)事故時監視計装 (1号炉および2号炉)

項目	機能	所要チャンネル数	適用モード	所要条件
				条件
1次冷却設備計装	1次冷却材圧力	2	モード1, 2 および3	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合  C. 1つの機能が動作不能である場合  D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合
	加圧器水位	2		
	1次冷却材温度(広域)(高温側)	2		
	1次冷却材温度(広域)(低温側)	2		
化学体積制御設備計装	ほう酸タンク水位	2		
主蒸気および給水設備計装	主蒸気ライン圧力	主蒸気ライン毎に2		
	復水タンク水位	2		
	蒸気発生器水位(広域)	2		
	蒸気発生器水位(狭域)	蒸気発生器毎に2		
	補助給水流量	2		
原子炉格納施設計装	格納容器再循環サンプ水位	2		
	原子炉格納容器内圧力	2		
	原子炉格納容器内温度	2		
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニター(低レンジ)	2		
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニター(高レンジ)	2		
原子炉補機冷却設備計装	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2		
原子炉補機冷却海水設備計装	原子炉補機冷却海水母管圧力	2		
制御用圧縮空気設備計装	制御用空気圧力	2		
非常用炉心冷却設備計装	高圧注入流量	2		
	低圧注入流量(余熱除去流量)	2		
	燃料取替用水タンク水位	2		

チャンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時	計装計画課長
B.1 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに		1ヶ月に1回	当直長
C.1 計装計画課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。	10日			
D.1 当直長は、モード3にする および D.2 当直長は、モード4にする	12時間 36時間			

表33-4 (1)事故時監視計装 (2号炉)

項目	機能	所要チャンネル数	適用モード	所要条件
				条件
1次冷却設備計装	1次冷却材圧力	2	モード1, 2 および3	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合  C. 1つの機能が動作不能である場合  D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合
	加圧器水位	2		
	1次冷却材温度 (広域) (高温側)	2		
	1次冷却材温度 (広域) (低温側)	2		
化学体積制御設備計装	ほう酸タンク水位	2		
主蒸気および給水設備計装	主蒸気ライン圧力	主蒸気ライン毎に2		
	復水タンク水位	2		
	蒸気発生器水位 (広域)	2		
	蒸気発生器水位 (狭域)	蒸気発生器毎に2		
	補助給水流量	2		
原子炉格納施設計装	格納容器再循環サンプ水位	2		
	原子炉格納容器内圧力	2		
	原子炉格納容器内温度	2		
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニター (低レンジ)	2		
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニター (高レンジ)	2		
原子炉補機冷却設備計装	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2		
原子炉補機冷却海水設備計装	原子炉補機冷却海水母管圧力	2		
制御用圧縮空気設備計装	制御用空気圧力	2		
非常用炉心冷却設備計装	高圧注入流量	2		
	低圧注入流量 (余熱除去流量)	2		
	燃料取替用水タンク水位	2		

チャンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時	計装計画課長
B. 1 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに		1ヶ月に1回	当直長
C. 1 計装計画課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。	10日			
D. 1 当直長は、モード3にする および D. 2 当直長は、モード4にする	12時間 36時間			

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。

表33-5 (1)非常用ディーゼル発電機起動計装 (1号炉および2号炉)

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
1. 非常用ディーゼル発電機起動論理回路	-		モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
			モード5, 6および照射済燃料移動中	1系統	A. 1系統が動作不能である場合
2. 6.6kV非常用母線電圧低検出	定格電圧の64.7%以上		モード1, 2, 3, 4, 5, 6および照射済燃料移動中	所要の1母線あたり3	A. 1母線あたり1チャンネルが動作不能である場合
					B. 1母線あたり2チャンネル以上が動作不能である場合
					C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 (1)機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のための当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A.1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
A.1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B.1 電気計画課長は、1母線あたり2チャンネルを動作可能な状態にする。	2時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
C.1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			

変更後

備考

表33-5 (1)非常用ディーゼル発電機起動計装 (2号炉)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数
	2号炉			条件
1. 非常用ディーゼル発電機起動論理回路	-	モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
		モード5, 6および照射済燃料移動中	1系統	A. 1系統が動作不能である場合
2. 6.6kV非常用母線電圧低検出	定格電圧の64.7%以上	モード1, 2, 3, 4, 5, 6および照射済燃料移動中	所要の1母線あたり3	A. 1母線あたり1チャンネルが動作不能である場合
				B. 1母線あたり2チャンネル以上が動作不能である場合
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 (1)機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照			

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のための当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 電気計画課長は、1母線あたり2チャンネルを動作可能な状態にする。	2時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
C. 1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。

表33-6 (1)中央制御室換気系隔離計装 (1号炉および2号炉)

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・条件
	1号炉	2号炉			
1. 中央制御室換気系隔離作動論理回路	-		モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 2系統が動作不能である場合 C. モード1, 2, 3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
2. 手動起動	-		モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合 C. モード1, 2, 3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 (1)機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	10日			
C. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
D. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する。 <sup>*72</sup>	速やかに 速やかに			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	10日			
C. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
D. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する。 <sup>*72</sup>	速やかに 速やかに			

\*72：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

表33-6 (1) 中央制御室換気系隔離計装 (2号炉)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数
	2号炉			条件
1. 中央制御室換気系隔離作動論理回路	-	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統	A. 1系統が動作不能である場合
				B. 2系統が動作不能である場合
				C. モード1, 2, 3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
2. 手動起動	-	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統	A. 1チャンネルが動作不能である場合
				B. 2チャンネルが動作不能である場合
				C. モード1, 2, 3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 (1)機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照			

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	10日			
C. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
D. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する。 <sup>※72</sup>	速やかに			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	10日			
C. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
D. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する。 <sup>※72</sup>	速やかに			

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。

※72：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。



変更前

備考

表33-7(1) 中央制御室外原子炉停止装置 (1号炉および2号炉)

機 能	適用モード	機能を
		条 件
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 ほう酸ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
蒸気発生器(広域)水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計 加圧器圧力計	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

満足できない場合の措置 <sup>※74</sup>		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			

※74：機能毎に個別の条件が適用される。

変更後

備考

表33-7(1) 中央制御室外原子炉停止装置(2号炉)

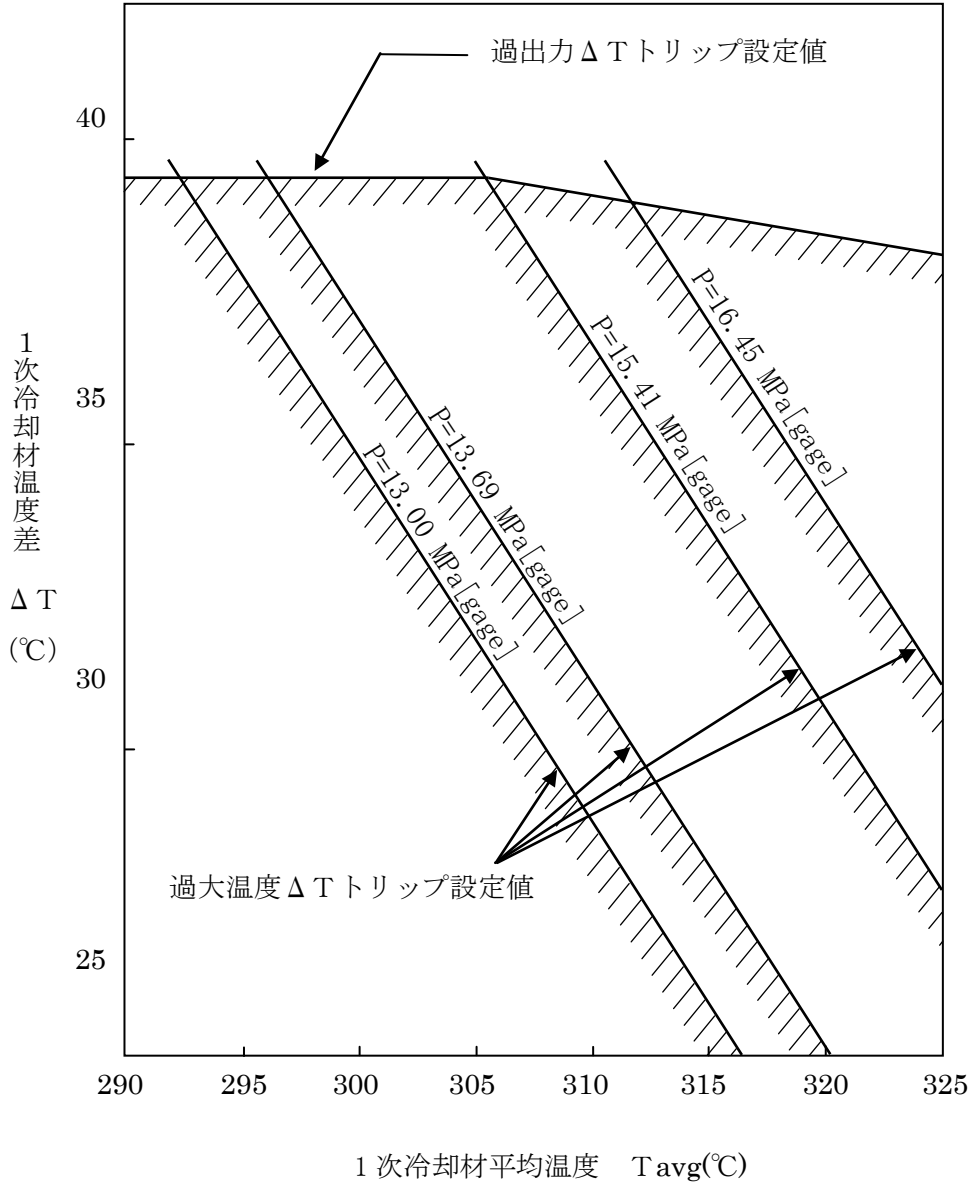
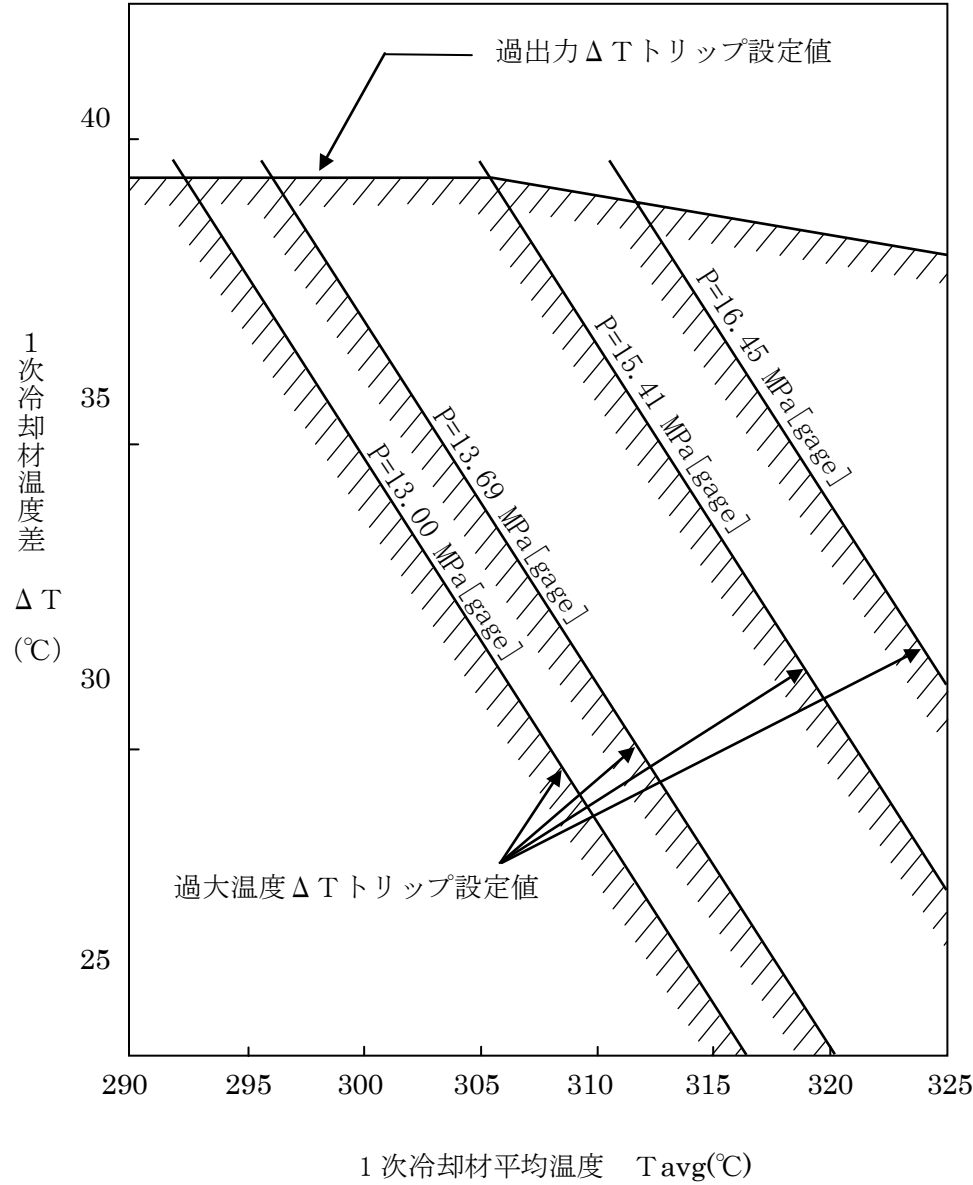
機能	適用モード	機能を
		条件
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 ほう酸ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
蒸気発生器(広域)水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計 加圧器圧力計	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

満足できない場合の措置 <sup>※74</sup>		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
A.1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
		動作不能でないことを指示値により確認する	1ヶ月に1回	当直長

※74：機能毎に個別の条件が適用される。

1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。

変更前	変更後	備考								
<p>(DNB比)</p> <p>第34条 モード1において、DNB比は、表34で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 DNB比が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード1において、1次冷却材温度差、1次冷却材平均温度および1次冷却材圧力が、<u>1号炉および2号炉</u>については図34-1、3号炉については図34-2に示す1次冷却材可変温度高（過大温度<math>\Delta T</math>および過出力<math>\Delta T</math>）トリップ設定値制限図の範囲内にあることを、12時間に1回確認する。</p> <p>表34</p> <table border="1" data-bbox="172 646 1359 743"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.42以上<sup>※1</sup>、1.30以上<sup>※2</sup> であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：※2以外の場合に適用する。  ※2：炉心圧力が9.81MPa[abs]未満に低下する運転時の異常な過渡変件事象の場合に適用する。</p>	項目	運転上の制限	DNB比	1.42以上 <sup>※1</sup> 、1.30以上 <sup>※2</sup> であること	<p>(DNB比)</p> <p>第34条 モード1において、DNB比は、表34で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 DNB比が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード1において、1次冷却材温度差、1次冷却材平均温度および1次冷却材圧力が、2号炉については図34-1、3号炉については図34-2に示す1次冷却材可変温度高（過大温度<math>\Delta T</math>および過出力<math>\Delta T</math>）トリップ設定値制限図の範囲内にあることを、12時間に1回確認する。</p> <p>表34</p> <table border="1" data-bbox="1403 646 2546 743"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.42以上<sup>※1</sup>、1.30以上<sup>※2</sup> であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：※2以外の場合に適用する。  ※2：炉心圧力が9.81MPa[abs]未満に低下する運転時の異常な過渡変件事象の場合に適用する。</p>	項目	運転上の制限	DNB比	1.42以上 <sup>※1</sup> 、1.30以上 <sup>※2</sup> であること	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限									
DNB比	1.42以上 <sup>※1</sup> 、1.30以上 <sup>※2</sup> であること									
項目	運転上の制限									
DNB比	1.42以上 <sup>※1</sup> 、1.30以上 <sup>※2</sup> であること									

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="284 285 1160 359">図 34-1 1次冷却材可変温度高（過大温度<math>\Delta T</math>および過出力<math>\Delta T</math>） トリップ設定値制限図〔1号炉および2号炉〕</p>  <p data-bbox="166 1654 320 1688">(以下, 省略)</p>	<p data-bbox="1516 285 2392 359">図 34-1 1次冷却材可変温度高（過大温度<math>\Delta T</math>および過出力<math>\Delta T</math>） トリップ設定値制限図〔2号炉〕</p>  <p data-bbox="1403 1654 1558 1688">(以下, 省略)</p>	<p data-bbox="2623 317 2875 642">1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。</p>

変更前	変更後	備考																																										
<p>(1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)</p> <p>第35条 通常の1次冷却系の加熱・冷却時<sup>※1</sup>において、1次冷却材温度・圧力および1次冷却材温度変化率<sup>※2</sup>は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却材温度・圧力および1次冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は、原子炉容器鋼材監視試験片の評価結果等により原子炉容器のRT<sub>NDT</sub>の推移を評価し、その結果にもとづき原子炉容器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲を定め、原子炉主任技術者の確認を得たうえで、所長の承認を得て、発電課長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、通常の1次冷却系の加熱・冷却時において、1時間に1回、1次冷却材温度・圧力を確認する。</p> <p>(3) 当直長は、通常の1次冷却系の加熱・冷却時において、1時間に1回、1次冷却材温度変化率を確認する。</p> <p>3 当直長は、1次冷却材温度・圧力または1次冷却材温度変化率が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表35-3の措置を講じる。</p> <p>※1：通常の1次冷却系の加熱・冷却時とは、原子炉起動、原子炉停止（異常時を除く。）、1次冷却系の耐圧・漏えい検査および安全注入系逆止弁漏えい検査のための昇温、降温操作開始から終了までをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：1次冷却材温度変化率とは、1時間毎の差分のことをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表35-1</p> <table border="1" data-bbox="166 1108 1353 1297"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材温度・圧力</td> <td>第2項(1)号で定める原子炉容器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内であること</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材温度変化率</td> <td>表35-2で定める制限値内であること<sup>※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：瞬時の制限値の逸脱は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>表35-2</p> <table border="1" data-bbox="166 1423 1353 1663"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">制限値</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1次冷却材温度 変化率</td> <td>原子炉容器</td> <td colspan="3">55℃/h以下</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> <td colspan="3">加熱率：55℃/h以下 冷却率：110℃/h以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	1次冷却材温度・圧力	第2項(1)号で定める原子炉容器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内であること	1次冷却材温度変化率	表35-2で定める制限値内であること <sup>※3</sup>	項目		制限値			1号炉	2号炉	3号炉	1次冷却材温度 変化率	原子炉容器	55℃/h以下			加圧器	加熱率：55℃/h以下 冷却率：110℃/h以下			<p>(1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)</p> <p>第35条 通常の1次冷却系の加熱・冷却時<sup>※1</sup>において、1次冷却材温度・圧力および1次冷却材温度変化率<sup>※2</sup>は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却材温度・圧力および1次冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は、原子炉容器鋼材監視試験片の評価結果等により原子炉容器のRT<sub>NDT</sub>の推移を評価し、その結果にもとづき原子炉容器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲を定め、原子炉主任技術者の確認を得たうえで、所長の承認を得て、発電課長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、通常の1次冷却系の加熱・冷却時において、1時間に1回、1次冷却材温度・圧力を確認する。</p> <p>(3) 当直長は、通常の1次冷却系の加熱・冷却時において、1時間に1回、1次冷却材温度変化率を確認する。</p> <p>3 当直長は、1次冷却材温度・圧力または1次冷却材温度変化率が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表35-3の措置を講じる。</p> <p>※1：通常の1次冷却系の加熱・冷却時とは、原子炉起動、原子炉停止（異常時を除く。）、1次冷却系の耐圧・漏えい検査および安全注入系逆止弁漏えい検査のための昇温、降温操作開始から終了までをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：1次冷却材温度変化率とは、1時間毎の差分のことをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表35-1</p> <table border="1" data-bbox="1397 1108 2585 1297"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材温度・圧力</td> <td>第2項(1)号で定める原子炉容器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内であること</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材温度変化率</td> <td>表35-2で定める制限値内であること<sup>※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：瞬時の制限値の逸脱は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>表35-2</p> <table border="1" data-bbox="1397 1423 2585 1663"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1次冷却材温度 変化率</td> <td>原子炉容器</td> <td colspan="2">55℃/h以下</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> <td colspan="2">加熱率：55℃/h以下 冷却率：110℃/h以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	1次冷却材温度・圧力	第2項(1)号で定める原子炉容器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内であること	1次冷却材温度変化率	表35-2で定める制限値内であること <sup>※3</sup>	項目		制限値		2号炉	3号炉	1次冷却材温度 変化率	原子炉容器	55℃/h以下		加圧器	加熱率：55℃/h以下 冷却率：110℃/h以下		<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																																											
1次冷却材温度・圧力	第2項(1)号で定める原子炉容器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内であること																																											
1次冷却材温度変化率	表35-2で定める制限値内であること <sup>※3</sup>																																											
項目		制限値																																										
		1号炉	2号炉	3号炉																																								
1次冷却材温度 変化率	原子炉容器	55℃/h以下																																										
	加圧器	加熱率：55℃/h以下 冷却率：110℃/h以下																																										
項目	運転上の制限																																											
1次冷却材温度・圧力	第2項(1)号で定める原子炉容器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内であること																																											
1次冷却材温度変化率	表35-2で定める制限値内であること <sup>※3</sup>																																											
項目		制限値																																										
		2号炉	3号炉																																									
1次冷却材温度 変化率	原子炉容器	55℃/h以下																																										
	加圧器	加熱率：55℃/h以下 冷却率：110℃/h以下																																										

変更前	変更後	備考																
<p>(1次冷却系 -モード3-)</p> <p>第36条 モード3において、1次冷却系は、表36-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード3において、<u>1号炉および2号炉</u>については、1日に1回、以下の事項を確認する。</p> <p>(a) 1台の1次冷却材ポンプが運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること</p> <p>(b) 他の1台の1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること</p> <p>(2) 当直長は、モード3において、3号炉については、制御棒引抜操作が行える状態<sup>*1</sup>である場合は、1日に1回、2台以上の1次冷却材ポンプが運転中であることを確認する。また、それに対応する蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、モード3において、3号炉については、制御棒引抜操作が行える状態でない場合は、1日に1回、以下の事項を確認する。</p> <p>(a) 1台の1次冷却材ポンプが運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること</p> <p>(b) 他の1台以上の1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること</p> <p>3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表36-2の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒引抜操作が行える状態とは、原子炉トリップしゃ断器が投入され、制御棒クラスタ駆動用電源装置(MGセット)による電源が制御棒駆動装置に供給されている状態をいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表36-1</p> <p>1. <u>1号炉および2号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="172 1360 1359 1501"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>蒸気発生器による熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 1543 1359 1822"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系<sup>*2</sup></td> <td>(1)制御棒の引抜操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2)制御棒の引抜操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第84条(表84-8)の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	蒸気発生器による熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	項目	運転上の制限	1次冷却系 <sup>*2</sup>	(1)制御棒の引抜操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2)制御棒の引抜操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	<p>(1次冷却系 -モード3-)</p> <p>第36条 モード3において、1次冷却系は、表36-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード3において、2号炉については、1日に1回、以下の事項を確認する。</p> <p>(a) 1台の1次冷却材ポンプが運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること</p> <p>(b) 他の1台の1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること</p> <p>(2) 当直長は、モード3において、3号炉については、制御棒引抜操作が行える状態<sup>*1</sup>である場合は、1日に1回、2台以上の1次冷却材ポンプが運転中であることを確認する。また、それに対応する蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、モード3において、3号炉については、制御棒引抜操作が行える状態でない場合は、1日に1回、以下の事項を確認する。</p> <p>(a) 1台の1次冷却材ポンプが運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること</p> <p>(b) 他の1台以上の1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること</p> <p>3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表36-2の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒引抜操作が行える状態とは、原子炉トリップしゃ断器が投入され、制御棒クラスタ駆動用電源装置(MGセット)による電源が制御棒駆動装置に供給されている状態をいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表36-1</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 1360 2591 1501"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>蒸気発生器による熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 1543 2591 1822"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系<sup>*2</sup></td> <td>(1)制御棒の引抜操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2)制御棒の引抜操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第84条(表84-8)の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	蒸気発生器による熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	項目	運転上の制限	1次冷却系 <sup>*2</sup>	(1)制御棒の引抜操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2)制御棒の引抜操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																	
1次冷却系	蒸気発生器による熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること																	
項目	運転上の制限																	
1次冷却系 <sup>*2</sup>	(1)制御棒の引抜操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2)制御棒の引抜操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること																	
項目	運転上の制限																	
1次冷却系	蒸気発生器による熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること																	
項目	運転上の制限																	
1次冷却系 <sup>*2</sup>	(1)制御棒の引抜操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2)制御棒の引抜操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること																	

変更前			変更後			備考
表36-2 1. <u>1号炉および2号炉</u>			表36-2 1. 2号炉			1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 蒸気発生器による熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該熱除去系を動作可能な状態に復旧する。	72時間	A. 蒸気発生器による熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該熱除去系を動作可能な状態に復旧する。	72時間	
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード4にする。	24時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード4にする。	24時間	
C. 蒸気発生器による熱除去系がすべて運転中でない場合	C.1.1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。 または	速やかに	C. 蒸気発生器による熱除去系がすべて運転中でない場合	C.1.1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。 または	速やかに	
	C.1.2 当直長は、制御棒クラスタ駆動用電源装置（MGセット）のしゃ断器を開く。	速やかに		C.1.2 当直長は、制御棒クラスタ駆動用電源装置（MGセット）のしゃ断器を開く。	速やかに	
	および C.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに		および C.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに	
および C.3 当直長は、蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	および C.3 当直長は、蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	および C.3 当直長は、蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	
(以下、省略)			(以下、省略)			

変更前	変更後	備考																
<p>(1次冷却系 -モード5 (1次冷却系満水) -)</p> <p>第38条 モード5 (1次冷却系満水) において、1次冷却系は、表38-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、以下のいずれかの事項を確認する。</p> <p>(a) 前号で確認した以外の余熱除去ポンプ1台に電源が供給されているか運転中であること</p> <p>(b) <u>1号炉および2号炉</u>については1基以上、3号炉については2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること</p> <p>3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表38-2 の措置を講じる。</p> <p>表38-1</p> <p>1. <u>1号炉および2号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="172 932 1353 1167"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1)余熱除去系1系統が運転中であること※1※2 (2)他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか、1基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 1209 1353 1444"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1)余熱除去系※3 1系統が運転中であること※1※2 (2)他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であることを条件に、すべての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※2：計画的にモード4に加熱するために1次冷却材ポンプを起動する場合は、他の余熱除去ポンプが動作可能であることを条件に、1次冷却材ポンプの起動前から起動後までの1時間に限り、当該余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※3：余熱除去系が動作不能時は、第84条 (表84-4) の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1)余熱除去系1系統が運転中であること※1※2 (2)他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか、1基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること※1	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1)余熱除去系※3 1系統が運転中であること※1※2 (2)他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること※1	<p>(1次冷却系 -モード5 (1次冷却系満水) -)</p> <p>第38条 モード5 (1次冷却系満水) において、1次冷却系は、表38-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、以下のいずれかの事項を確認する。</p> <p>(a) 前号で確認した以外の余熱除去ポンプ1台に電源が供給されているか運転中であること</p> <p>(b) 2号炉については1基以上、3号炉については2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること</p> <p>3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表38-2 の措置を講じる。</p> <p>表38-1</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 932 2585 1167"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1)余熱除去系1系統が運転中であること※1※2 (2)他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか、1基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 1209 2585 1444"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1)余熱除去系※3 1系統が運転中であること※1※2 (2)他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であることを条件に、すべての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※2：計画的にモード4に加熱するために1次冷却材ポンプを起動する場合は、他の余熱除去ポンプが動作可能であることを条件に、1次冷却材ポンプの起動前から起動後までの1時間に限り、当該余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※3：余熱除去系が動作不能時は、第84条 (表84-4) の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1)余熱除去系1系統が運転中であること※1※2 (2)他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか、1基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること※1	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1)余熱除去系※3 1系統が運転中であること※1※2 (2)他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること※1	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定 (2号炉および3号炉) として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																	
1次冷却系	(1)余熱除去系1系統が運転中であること※1※2 (2)他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか、1基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること※1																	
項目	運転上の制限																	
1次冷却系	(1)余熱除去系※3 1系統が運転中であること※1※2 (2)他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること※1																	
項目	運転上の制限																	
1次冷却系	(1)余熱除去系1系統が運転中であること※1※2 (2)他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか、1基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること※1																	
項目	運転上の制限																	
1次冷却系	(1)余熱除去系※3 1系統が運転中であること※1※2 (2)他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること※1																	



変更前			変更後			備考														
表38-2 1. <u>1号炉および2号炉</u>			表38-2 1. 2号炉			1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合 および 計器スパンの5%以上の水位（狭域）を有する蒸気発生器がない場合</td> <td>A.1 当直長は、当該余熱除去系を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直長は、1基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上である状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに  速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 余熱除去系がすべて運転中でない場合</td> <td>B.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに  速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合 および 計器スパンの5%以上の水位（狭域）を有する蒸気発生器がない場合	A.1 当直長は、当該余熱除去系を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直長は、1基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上である状態に復旧する措置を開始する。		速やかに  速やかに	B. 余熱除去系がすべて運転中でない場合	B.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに  速やかに	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合 および 計器スパンの5%以上の水位（狭域）を有する蒸気発生器がない場合</td> <td>A.1 当直長は、当該余熱除去系を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直長は、1基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上である状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに  速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 余熱除去系がすべて運転中でない場合</td> <td>B.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに  速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合 および 計器スパンの5%以上の水位（狭域）を有する蒸気発生器がない場合	A.1 当直長は、当該余熱除去系を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直長は、1基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに  速やかに	B. 余熱除去系がすべて運転中でない場合	B.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに  速やかに
条 件	要求される措置	完了時間																		
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合 および 計器スパンの5%以上の水位（狭域）を有する蒸気発生器がない場合	A.1 当直長は、当該余熱除去系を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直長は、1基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに  速やかに																		
B. 余熱除去系がすべて運転中でない場合	B.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに  速やかに																		
条 件	要求される措置	完了時間																		
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合 および 計器スパンの5%以上の水位（狭域）を有する蒸気発生器がない場合	A.1 当直長は、当該余熱除去系を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直長は、1基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに  速やかに																		
B. 余熱除去系がすべて運転中でない場合	B.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに  速やかに																		
(以下、省略)			(以下、省略)																	

変更前	変更後	備考								
<p>(1次冷却系 -モード6 (キャビティ高水位) -)</p> <p>第40条 モード6 (キャビティ高水位<sup>*1</sup>) において、1次冷却系は、表40-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード6 (キャビティ高水位) において、1日に1回、1台以上の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、モード6 (キャビティ高水位) において、1日に1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表40-2 の措置を講じる。</p> <p>※1：キャビティ高水位とは、原子炉キャビティ水位が1号炉および2号炉についてはEL 31.8m以上、3号炉についてはEL 31.7 m以上である場合をいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表40-1</p> <table border="1" data-bbox="172 932 1359 1075"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1)余熱除去系<sup>*2</sup> 1系統以上が運転中であること<sup>*3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉の余熱除去系が動作不能時は、第84条 (表84-4) の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間に限り、余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1)余熱除去系 <sup>*2</sup> 1系統以上が運転中であること <sup>*3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること	<p>(1次冷却系 -モード6 (キャビティ高水位) -)</p> <p>第40条 モード6 (キャビティ高水位<sup>*1</sup>) において、1次冷却系は、表40-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード6 (キャビティ高水位) において、1日に1回、1台以上の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、モード6 (キャビティ高水位) において、1日に1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表40-2 の措置を講じる。</p> <p>※1：キャビティ高水位とは、原子炉キャビティ水位が2号炉についてはEL 31.8m以上、3号炉についてはEL 31.7 m以上である場合をいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表40-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 932 2591 1075"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1)余熱除去系<sup>*2</sup> 1系統以上が運転中であること<sup>*3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉の余熱除去系が動作不能時は、第84条 (表84-4) の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間に限り、余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1)余熱除去系 <sup>*2</sup> 1系統以上が運転中であること <sup>*3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定 (2号炉および3号炉) として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限									
1次冷却系	(1)余熱除去系 <sup>*2</sup> 1系統以上が運転中であること <sup>*3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること									
項目	運転上の制限									
1次冷却系	(1)余熱除去系 <sup>*2</sup> 1系統以上が運転中であること <sup>*3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること									

変更前	変更後	備考								
<p>(1次冷却系 -モード6 (キャビティ低水位) -)</p> <p>第41条 モード6 (キャビティ低水位<sup>*1</sup>) において、1次冷却系は、表41-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード6 (キャビティ低水位) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、モード6 (キャビティ低水位) において、1日に1回、残りの1台の余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、モード6 (キャビティ低水位) において、1日に1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表41-2の措置を講じる。</p> <p>※1：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位が1号炉および2号炉においてはEL 31.8m未満、3号炉においてはEL 31.7m未満である場合をいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表41-1</p> <table border="1" data-bbox="172 1016 1359 1205"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1)余熱除去系<sup>*2</sup> 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること<sup>*3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉の余熱除去系が動作不能時は、第84条(表84-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に、1系統を隔離することができる。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1)余熱除去系 <sup>*2</sup> 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること <sup>*3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること	<p>(1次冷却系 -モード6 (キャビティ低水位) -)</p> <p>第41条 モード6 (キャビティ低水位<sup>*1</sup>) において、1次冷却系は、表41-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード6 (キャビティ低水位) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、モード6 (キャビティ低水位) において、1日に1回、残りの1台の余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、モード6 (キャビティ低水位) において、1日に1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表41-2の措置を講じる。</p> <p>※1：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位が2号炉においてはEL 31.8m未満、3号炉においてはEL 31.7m未満である場合をいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表41-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 1016 2591 1205"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1)余熱除去系<sup>*2</sup> 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること<sup>*3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉の余熱除去系が動作不能時は、第84条(表84-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に、1系統を隔離することができる。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1)余熱除去系 <sup>*2</sup> 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること <sup>*3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限									
1次冷却系	(1)余熱除去系 <sup>*2</sup> 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること <sup>*3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること									
項目	運転上の制限									
1次冷却系	(1)余熱除去系 <sup>*2</sup> 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること <sup>*3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること									

変更前	変更後	備考																																
<p>(加圧器)</p> <p>第42条 モード1, 2および3において, 加圧器は, 表42-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は, モード1, 2および3において, 12時間に1回, 加圧器の水位を確認する。</p> <p>(2) 当直長は, モード1, 2および3において, 1週間に1回, 加圧器ヒータ2系統が所内非常用母線から受電していることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 加圧器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表42-2の措置を講じる。</p> <p>表42-1</p> <table border="1" data-bbox="172 724 1359 913"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器</td> <td>(1)加圧器の水位が所定の水位<sup>※1</sup>以下であること (2)所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 所定の水位とは, <u>1号炉および2号炉</u>においては計器スパンの92%, 3号炉においては計器スパンの94%をいう。(以下, 本条において同じ)</p> <p>表42-2</p> <table border="1" data-bbox="172 1081 1359 1585"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器水位が所定の水位を超えた場合</td> <td>A.1 当直長は, モード3にし, 原子炉トリップしゃ断器を開く。 および A.2 当直長は, モード4にする。</td> <td>12時間  36時間</td> </tr> <tr> <td>B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ1系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直長は, 当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直長は, モード3にする。 および C.2 当直長は, モード4にする。</td> <td>12時間  36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器	(1)加圧器の水位が所定の水位 <sup>※1</sup> 以下であること (2)所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ2系統が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器水位が所定の水位を超えた場合	A.1 当直長は, モード3にし, 原子炉トリップしゃ断器を開く。 および A.2 当直長は, モード4にする。	12時間  36時間	B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ1系統が動作不能である場合	B.1 当直長は, 当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。	72時間	C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。 および C.2 当直長は, モード4にする。	12時間  36時間	<p>(加圧器)</p> <p>第42条 モード1, 2および3において, 加圧器は, 表42-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は, モード1, 2および3において, 12時間に1回, 加圧器の水位を確認する。</p> <p>(2) 当直長は, モード1, 2および3において, 1週間に1回, 加圧器ヒータ2系統が所内非常用母線から受電していることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 加圧器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表42-2の措置を講じる。</p> <p>表42-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 724 2591 913"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器</td> <td>(1)加圧器の水位が所定の水位<sup>※1</sup>以下であること (2)所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 所定の水位とは, 2号炉においては計器スパンの92%, 3号炉においては計器スパンの94%をいう。(以下, 本条において同じ)</p> <p>表42-2</p> <table border="1" data-bbox="1403 1081 2591 1585"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器水位が所定の水位を超えた場合</td> <td>A.1 当直長は, モード3にし, 原子炉トリップしゃ断器を開く。 および A.2 当直長は, モード4にする。</td> <td>12時間  36時間</td> </tr> <tr> <td>B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ1系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直長は, 当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直長は, モード3にする。 および C.2 当直長は, モード4にする。</td> <td>12時間  36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器	(1)加圧器の水位が所定の水位 <sup>※1</sup> 以下であること (2)所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ2系統が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器水位が所定の水位を超えた場合	A.1 当直長は, モード3にし, 原子炉トリップしゃ断器を開く。 および A.2 当直長は, モード4にする。	12時間  36時間	B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ1系統が動作不能である場合	B.1 当直長は, 当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。	72時間	C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。 および C.2 当直長は, モード4にする。	12時間  36時間	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																																	
加圧器	(1)加圧器の水位が所定の水位 <sup>※1</sup> 以下であること (2)所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ2系統が動作可能であること																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 加圧器水位が所定の水位を超えた場合	A.1 当直長は, モード3にし, 原子炉トリップしゃ断器を開く。 および A.2 当直長は, モード4にする。	12時間  36時間																																
B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ1系統が動作不能である場合	B.1 当直長は, 当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。	72時間																																
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。 および C.2 当直長は, モード4にする。	12時間  36時間																																
項目	運転上の制限																																	
加圧器	(1)加圧器の水位が所定の水位 <sup>※1</sup> 以下であること (2)所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ2系統が動作可能であること																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 加圧器水位が所定の水位を超えた場合	A.1 当直長は, モード3にし, 原子炉トリップしゃ断器を開く。 および A.2 当直長は, モード4にする。	12時間  36時間																																
B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ1系統が動作不能である場合	B.1 当直長は, 当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。	72時間																																
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。 および C.2 当直長は, モード4にする。	12時間  36時間																																

変更前	変更後	備考																																											
<p>(加圧器安全弁)</p> <p>第43条 モード1, 2, 3および4 (1次冷却材温度が130℃を超える)において, 加圧器安全弁は, 表43-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 加圧器安全弁の吹出し圧力が表43-2で定める設定値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 加圧器安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表43-3の措置を講じる。</p> <p>表43-1</p> <table border="1" data-bbox="172 722 1353 821"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁<sup>※1</sup></td> <td>すべてが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の加圧器安全弁は, 重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表43-2</p> <table border="1" data-bbox="172 947 1353 1094"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">設定値</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁吹出し圧力</td> <td colspan="3">17.16MPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表43-3</p> <table border="1" data-bbox="172 1178 1353 1409"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 加圧器安全弁1個以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は, モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>A.2 当直長は, モード4にし, 1次冷却材温度を130℃以下にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器安全弁 <sup>※1</sup>	すべてが動作可能であること	項目	設定値			1号炉	2号炉	3号炉	加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下			条件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器安全弁1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は, モード3にする。	12時間	A.2 当直長は, モード4にし, 1次冷却材温度を130℃以下にする。	36時間	<p>(加圧器安全弁)</p> <p>第43条 モード1, 2, 3および4 (1次冷却材温度が130℃を超える)において, 加圧器安全弁は, 表43-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 加圧器安全弁の吹出し圧力が表43-2で定める設定値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 加圧器安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表43-3の措置を講じる。</p> <p>表43-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 722 2585 821"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁<sup>※1</sup></td> <td>すべてが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の加圧器安全弁は, 重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表43-2</p> <table border="1" data-bbox="1403 947 2585 1094"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設定値</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁吹出し圧力</td> <td colspan="2">17.16MPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表43-3</p> <table border="1" data-bbox="1403 1178 2585 1409"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 加圧器安全弁1個以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は, モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>A.2 当直長は, モード4にし, 1次冷却材温度を130℃以下にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器安全弁 <sup>※1</sup>	すべてが動作可能であること	項目	設定値		2号炉	3号炉	加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下		条件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器安全弁1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は, モード3にする。	12時間	A.2 当直長は, モード4にし, 1次冷却材温度を130℃以下にする。	36時間	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																																												
加圧器安全弁 <sup>※1</sup>	すべてが動作可能であること																																												
項目	設定値																																												
	1号炉	2号炉	3号炉																																										
加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下																																												
条件	要求される措置	完了時間																																											
A. 加圧器安全弁1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は, モード3にする。	12時間																																											
	A.2 当直長は, モード4にし, 1次冷却材温度を130℃以下にする。	36時間																																											
項目	運転上の制限																																												
加圧器安全弁 <sup>※1</sup>	すべてが動作可能であること																																												
項目	設定値																																												
	2号炉	3号炉																																											
加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下																																												
条件	要求される措置	完了時間																																											
A. 加圧器安全弁1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は, モード3にする。	12時間																																											
	A.2 当直長は, モード4にし, 1次冷却材温度を130℃以下にする。	36時間																																											

変更前	変更後	備考																																						
<p>(加圧器逃がし弁)</p> <p>第44条 モード1, 2および3において, 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁は, 表44-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装計画課長は, 定期検査時に, 加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止り圧力が表44-2で定める設定値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 計装計画課長は, 定期検査時に, 加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 加圧器逃がし元弁が全開および全閉することを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 加圧器逃がし弁または加圧器逃がし元弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表44-3の措置を講じる。</p> <p>表44-1</p> <table border="1" data-bbox="172 932 1353 1075"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁<sup>※1</sup> および加圧器逃がし元弁</td> <td>すべてが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の加圧器逃がし弁が動作不能時は, 第84条(表84-3)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表44-2</p> <table border="1" data-bbox="172 1205 1353 1394"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">設定値</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁</td> <td>吹出し圧力</td> <td colspan="2">16.10MPa[gage]以下</td> <td>16.10MPa[gage]以下</td> </tr> <tr> <td>吹止り圧力</td> <td colspan="2">15.91MPa[gage]以上</td> <td>15.97MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	加圧器逃がし弁 <sup>※1</sup> および加圧器逃がし元弁	すべてが動作可能であること	項目		設定値			1号炉	2号炉	3号炉	加圧器逃がし弁	吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下		16.10MPa[gage]以下	吹止り圧力	15.91MPa[gage]以上		15.97MPa[gage]以上	<p>(加圧器逃がし弁)</p> <p>第44条 モード1, 2および3において, 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁は, 表44-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装計画課長は, 定期検査時に, 加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止り圧力が表44-2で定める設定値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 計装計画課長は, 定期検査時に, 加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 加圧器逃がし元弁が全開および全閉することを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 加圧器逃がし弁または加圧器逃がし元弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表44-3の措置を講じる。</p> <p>表44-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 932 2585 1075"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁<sup>※1</sup> および加圧器逃がし元弁</td> <td>すべてが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の加圧器逃がし弁が動作不能時は, 第84条(表84-3)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表44-2</p> <table border="1" data-bbox="1403 1205 2585 1394"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設定値</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁</td> <td>吹出し圧力</td> <td>16.10MPa[gage]以下</td> <td>16.10MPa[gage]以下</td> </tr> <tr> <td>吹止り圧力</td> <td>15.91MPa[gage]以上</td> <td>15.97MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	加圧器逃がし弁 <sup>※1</sup> および加圧器逃がし元弁	すべてが動作可能であること	項目		設定値		2号炉	3号炉	加圧器逃がし弁	吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下	16.10MPa[gage]以下	吹止り圧力	15.91MPa[gage]以上	15.97MPa[gage]以上	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																																							
加圧器逃がし弁 <sup>※1</sup> および加圧器逃がし元弁	すべてが動作可能であること																																							
項目		設定値																																						
		1号炉	2号炉	3号炉																																				
加圧器逃がし弁	吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下		16.10MPa[gage]以下																																				
	吹止り圧力	15.91MPa[gage]以上		15.97MPa[gage]以上																																				
項目	運転上の制限																																							
加圧器逃がし弁 <sup>※1</sup> および加圧器逃がし元弁	すべてが動作可能であること																																							
項目		設定値																																						
		2号炉	3号炉																																					
加圧器逃がし弁	吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下	16.10MPa[gage]以下																																					
	吹止り圧力	15.91MPa[gage]以上	15.97MPa[gage]以上																																					

変更前	変更後	備考
<p>(蒸気発生器細管漏えい監視)</p> <p>第47条 モード1, 2, 3および4において, 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は, 表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装計画課長は, 定期検査時に, 復水器ガスモニタ<sup>※1</sup>, 蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 放射線・化学管理課長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(4) 当直長は, モード1および2において, 1日に1回, 復水器ガスモニタ, 蒸気発生器ブローダウン水モニタ, 高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上<sup>※2</sup>のモニタにより, 蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(5) 当直長は, モード3および4において, 1日に1回, 蒸気発生器ブローダウン水モニタにより, 蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。なお, プラント状態により監視できない場合または蒸気発生器ブローダウン水モニタ洗浄中は, 放射線・化学管理課長が, 1日に1回, 2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し, その結果を当直長に通知することをもって, 蒸気発生器ブローダウン水モニタによる確認に代えることができる。</p> <p>(6) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 復水器ガスモニタ, 蒸気発生器ブローダウン水モニタまたは高感度型主蒸気管モニタの指示値に有意な上昇が認められた場合は, 放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は, その後の8時間以内に2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 蒸気発生器細管または蒸気発生器細管漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 第2項(6)号で定める確認の結果を待つことなく, 表47-2の措置を講じるとともに, 2次系試料採取測定を実施する必要がある場合は放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は同表の措置を講じる。放射線・化学管理課長は, 蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合<sup>※3</sup>, 当直長に通知する。通知をうけた当直長は同表の措置を講じる。</p> <p>※1: <u>1号炉および2号炉</u>については復水器空気抽出器ガスモニタ, 3号炉については復水器排気ガスモニタをいう。(以下, 本条において同じ。)</p> <p>※2: 高感度型主蒸気管モニタについては, <u>1号炉および2号炉</u>については2つの主蒸気管モニタ, 3号炉においては3つの主蒸気管モニタで1種類とみなす。(以下, 本条において同じ。)</p> <p>※3: 第2項(6)号で定める確認が実施できなかった場合は, 蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないとみなす。</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>(蒸気発生器細管漏えい監視)</p> <p>第47条 モード1, 2, 3および4において, 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は, 表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装計画課長は, 定期検査時に, 復水器ガスモニタ<sup>※1</sup>, 蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 放射線・化学管理課長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(4) 当直長は, モード1および2において, 1日に1回, 復水器ガスモニタ, 蒸気発生器ブローダウン水モニタ, 高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上<sup>※2</sup>のモニタにより, 蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(5) 当直長は, モード3および4において, 1日に1回, 蒸気発生器ブローダウン水モニタにより, 蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。なお, プラント状態により監視できない場合または蒸気発生器ブローダウン水モニタ洗浄中は, 放射線・化学管理課長が, 1日に1回, 2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し, その結果を当直長に通知することをもって, 蒸気発生器ブローダウン水モニタによる確認に代えることができる。</p> <p>(6) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 復水器ガスモニタ, 蒸気発生器ブローダウン水モニタまたは高感度型主蒸気管モニタの指示値に有意な上昇が認められた場合は, 放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は, その後の8時間以内に2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 蒸気発生器細管または蒸気発生器細管漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 第2項(6)号で定める確認の結果を待つことなく, 表47-2の措置を講じるとともに, 2次系試料採取測定を実施する必要がある場合は放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は同表の措置を講じる。放射線・化学管理課長は, 蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合<sup>※3</sup>, 当直長に通知する。通知をうけた当直長は同表の措置を講じる。</p> <p>※1: 2号炉については復水器空気抽出器ガスモニタ, 3号炉については復水器排気ガスモニタをいう。(以下, 本条において同じ。)</p> <p>※2: 高感度型主蒸気管モニタについては, 2号炉については2つの主蒸気管モニタ, 3号炉においては3つの主蒸気管モニタで1種類とみなす。(以下, 本条において同じ。)</p> <p>※3: 第2項(6)号で定める確認が実施できなかった場合は, 蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないとみなす。</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>

変更前	変更後	備考																																		
<p>(1次冷却材中のよう素131濃度)</p> <p>第49条 モード1, 2および3 (1次冷却材温度が260℃以上) において, 1次冷却材中のよう素131濃度は, 表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却材中のよう素131濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は, モード1, 2および3 (1次冷却材温度が260℃以上) において, 1週間に1回, 1次冷却材中のよう素131濃度を確認する。</p> <p>3 原子燃料課長は, 1次冷却材中のよう素131濃度が, 第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 当直長に通知する。通知を受けた当直長は, 表49-2の措置を講じる。</p> <p>表49-1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 806 1353 905"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材中のよう素131濃度</td> <td><math>5.1 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 947 1353 1045"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材中のよう素131濃度</td> <td><math>3.2 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表49-2</p> <table border="1" data-bbox="172 1129 1353 1409"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1次冷却材中のよう素131の濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は, 1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にし, 1次冷却材温度を260℃未満にする。</td> <td>12時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却材中のよう素131濃度	$5.1 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下であること	項目	運転上の制限	1次冷却材中のよう素131濃度	$3.2 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 1次冷却材中のよう素131の濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は, 1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にし, 1次冷却材温度を260℃未満にする。	12時間	<p>(1次冷却材中のよう素131濃度)</p> <p>第49条 モード1, 2および3 (1次冷却材温度が260℃以上) において, 1次冷却材中のよう素131濃度は, 表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却材中のよう素131濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は, モード1, 2および3 (1次冷却材温度が260℃以上) において, 1週間に1回, 1次冷却材中のよう素131濃度を確認する。</p> <p>3 原子燃料課長は, 1次冷却材中のよう素131濃度が, 第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 当直長に通知する。通知を受けた当直長は, 表49-2の措置を講じる。</p> <p>表49-1</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 806 2585 905"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材中のよう素131濃度</td> <td><math>5.1 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 947 2585 1045"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材中のよう素131濃度</td> <td><math>3.2 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表49-2</p> <table border="1" data-bbox="1403 1129 2585 1409"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1次冷却材中のよう素131の濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は, 1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にし, 1次冷却材温度を260℃未満にする。</td> <td>12時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却材中のよう素131濃度	$5.1 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下であること	項目	運転上の制限	1次冷却材中のよう素131濃度	$3.2 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 1次冷却材中のよう素131の濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は, 1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にし, 1次冷却材温度を260℃未満にする。	12時間	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																																			
1次冷却材中のよう素131濃度	$5.1 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下であること																																			
項目	運転上の制限																																			
1次冷却材中のよう素131濃度	$3.2 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下であること																																			
条件	要求される措置	完了時間																																		
A. 1次冷却材中のよう素131の濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は, 1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間																																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にし, 1次冷却材温度を260℃未満にする。	12時間																																		
項目	運転上の制限																																			
1次冷却材中のよう素131濃度	$5.1 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下であること																																			
項目	運転上の制限																																			
1次冷却材中のよう素131濃度	$3.2 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下であること																																			
条件	要求される措置	完了時間																																		
A. 1次冷却材中のよう素131の濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は, 1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間																																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にし, 1次冷却材温度を260℃未満にする。	12時間																																		



変更前	変更後	備考																																																	
<p>(蓄圧タンク)</p> <p>第50条 モード1, 2および3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超える場合)※<sup>1</sup>において、蓄圧タンクは、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード1, 2および3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超える場合)において、蓄圧タンクのほう酸水量および圧力を表50-2で定める頻度で確認する。</p> <p>なお、燃料取替用水タンクからの補給または1次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計で3cm以上の水位増加が確認された場合は、6時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。</p> <p>(2) 発電課長は、モード1, 2および3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超える場合)において、蓄圧タンクのほう素の濃度を表50-2で定める頻度で確認する。</p> <p>(3) 当直長は、モード1, 2および3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超える場合)において、1日に1回、蓄圧タンクのすべての出口隔離弁が全開であることを確認する。</p> <p>3 発電課長は、蓄圧タンクのほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直長に通知する。当直長は、蓄圧タンクのほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知を受けた場合、または蓄圧タンクがほう素濃度以外の理由により第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表50-3の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超えた時点)から、すべての出口隔離弁が全開となるまでの間は除く (以下、本条において同じ)。</p> <p>表50-1</p> <table border="1" data-bbox="154 1108 1344 1283"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄圧タンク※<sup>2</sup></td> <td>(1)ほう素濃度, ほう酸水量および圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉の蓄圧タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表50-2</p> <table border="1" data-bbox="154 1409 1344 1671"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>3,000ppm以上</td> <td></td> <td>4,400ppm以上</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td>35.4m<sup>3</sup>以上</td> <td></td> <td>29.0m<sup>3</sup>以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>5.07MPa [gage]以上</td> <td></td> <td>4.04MPa [gage]以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	蓄圧タンク※ <sup>2</sup>	(1)ほう素濃度, ほう酸水量および圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること	項目	制限値			確認頻度	1号炉	2号炉	3号炉	ほう素濃度	3,000ppm以上		4,400ppm以上	3ヶ月に1回	ほう酸水量 (有効水量)	35.4m <sup>3</sup> 以上		29.0m <sup>3</sup> 以上	1日に1回	圧力	5.07MPa [gage]以上		4.04MPa [gage]以上	1日に1回	<p>(蓄圧タンク)</p> <p>第50条 モード1, 2および3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超える場合)※<sup>1</sup>において、蓄圧タンクは、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード1, 2および3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超える場合)において、蓄圧タンクのほう酸水量および圧力を表50-2で定める頻度で確認する。</p> <p>なお、燃料取替用水タンクからの補給または1次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計で3cm以上の水位増加が確認された場合は、6時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。</p> <p>(2) 発電課長は、モード1, 2および3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超える場合)において、蓄圧タンクのほう素の濃度を表50-2で定める頻度で確認する。</p> <p>(3) 当直長は、モード1, 2および3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超える場合)において、1日に1回、蓄圧タンクのすべての出口隔離弁が全開であることを確認する。</p> <p>3 発電課長は、蓄圧タンクのほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直長に通知する。当直長は、蓄圧タンクのほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知を受けた場合、または蓄圧タンクがほう素濃度以外の理由により第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表50-3の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超えた時点)から、すべての出口隔離弁が全開となるまでの間は除く (以下、本条において同じ)。</p> <p>表50-1</p> <table border="1" data-bbox="1386 1108 2576 1283"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄圧タンク※<sup>2</sup></td> <td>(1)ほう素濃度, ほう酸水量および圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉の蓄圧タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表50-2</p> <table border="1" data-bbox="1386 1409 2576 1671"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>3,000ppm以上</td> <td>4,400ppm以上</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td>35.4m<sup>3</sup>以上</td> <td>29.0m<sup>3</sup>以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>5.07MPa [gage]以上</td> <td>4.04MPa [gage]以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	蓄圧タンク※ <sup>2</sup>	(1)ほう素濃度, ほう酸水量および圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること	項目	制限値		確認頻度	2号炉	3号炉	ほう素濃度	3,000ppm以上	4,400ppm以上	3ヶ月に1回	ほう酸水量 (有効水量)	35.4m <sup>3</sup> 以上	29.0m <sup>3</sup> 以上	1日に1回	圧力	5.07MPa [gage]以上	4.04MPa [gage]以上	1日に1回	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																																																		
蓄圧タンク※ <sup>2</sup>	(1)ほう素濃度, ほう酸水量および圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること																																																		
項目	制限値			確認頻度																																															
	1号炉	2号炉	3号炉																																																
ほう素濃度	3,000ppm以上		4,400ppm以上	3ヶ月に1回																																															
ほう酸水量 (有効水量)	35.4m <sup>3</sup> 以上		29.0m <sup>3</sup> 以上	1日に1回																																															
圧力	5.07MPa [gage]以上		4.04MPa [gage]以上	1日に1回																																															
項目	運転上の制限																																																		
蓄圧タンク※ <sup>2</sup>	(1)ほう素濃度, ほう酸水量および圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること																																																		
項目	制限値		確認頻度																																																
	2号炉	3号炉																																																	
ほう素濃度	3,000ppm以上	4,400ppm以上	3ヶ月に1回																																																
ほう酸水量 (有効水量)	35.4m <sup>3</sup> 以上	29.0m <sup>3</sup> 以上	1日に1回																																																
圧力	5.07MPa [gage]以上	4.04MPa [gage]以上	1日に1回																																																

変更前	変更後	備考								
<p>(非常用炉心冷却系 -モード1, 2および3-)</p> <p>第51条 モード1, 2および3において, 非常用炉心冷却系は, 表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は, 定期検査時に, <u>1号炉および2号炉</u>の高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および余熱除去ポンプについては表51-2に定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期検査時に, 3号炉の高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および表51-2に定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期検査時に, 高圧注入系および低圧注入系の自動作動弁が, 模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長は, 定期検査時に, 高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが, 模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(5) 発電課長は, 定期検査時に, 施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(6) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(7) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 3号炉の余熱除去ポンプ入口弁が, 閉止可能であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(8) 当直長は, モード1, 2および3において, 1ヶ月に1回, 2台の高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて, ポンプを起動し, 動作可能であることを確認する。また, 動作可能であることを確認する際に操作した弁については, 正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表51-3の措置を講じる。</p>	<p>(非常用炉心冷却系 -モード1, 2および3-)</p> <p>第51条 モード1, 2および3において, 非常用炉心冷却系は, 表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は, 定期検査時に, 2号炉の高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および余熱除去ポンプについては表51-2に定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期検査時に, 3号炉の高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および表51-2に定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期検査時に, 高圧注入系および低圧注入系の自動作動弁が, 模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長は, 定期検査時に, 高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが, 模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(5) 発電課長は, 定期検査時に, 施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(6) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(7) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 3号炉の余熱除去ポンプ入口弁が, 閉止可能であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(8) 当直長は, モード1, 2および3において, 1ヶ月に1回, 2台の高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて, ポンプを起動し, 動作可能であることを確認する。また, 動作可能であることを確認する際に操作した弁については, 正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表51-3の措置を講じる。</p>	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>								
<p>表51-1</p> <table border="1" data-bbox="172 1360 1359 1491"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系※1※2</td> <td>(1)高圧注入系の2系統が動作可能であること※3※4 (2)低圧注入系の2系統が動作可能であること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の高圧注入系が動作不能時は, 第84条(表84-3および表84-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2: 3号炉の低圧注入系が動作不能時は, 第84条(表84-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3: 非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合, 2時間に限り, 運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4: 高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行う場合は, 高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に, 動作不能とはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※1※2	(1)高圧注入系の2系統が動作可能であること※3※4 (2)低圧注入系の2系統が動作可能であること※3	<p>表51-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 1360 2591 1491"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系※1※2</td> <td>(1)高圧注入系の2系統が動作可能であること※3※4 (2)低圧注入系の2系統が動作可能であること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の高圧注入系が動作不能時は, 第84条(表84-3および表84-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2: 3号炉の低圧注入系が動作不能時は, 第84条(表84-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3: 非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合, 2時間に限り, 運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4: 高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行う場合は, 高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に, 動作不能とはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※1※2	(1)高圧注入系の2系統が動作可能であること※3※4 (2)低圧注入系の2系統が動作可能であること※3	
項目	運転上の制限									
非常用炉心冷却系※1※2	(1)高圧注入系の2系統が動作可能であること※3※4 (2)低圧注入系の2系統が動作可能であること※3									
項目	運転上の制限									
非常用炉心冷却系※1※2	(1)高圧注入系の2系統が動作可能であること※3※4 (2)低圧注入系の2系統が動作可能であること※3									

変更前		変更後		備考
表51-2		表51-2		1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。
1. 1号炉および2号炉		1. 2号炉		
項目	確認事項	項目	確認事項	
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が86m以上、容量が454m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が86m以上、容量が454m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	
2. 3号炉		2. 3号炉		
項目	確認事項	項目	確認事項	
高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が950m以上、容量が280m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が950m以上、容量が280m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が82.4m以上、容量が681m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が82.4m以上、容量が681m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	
表51-3		表51-3		
条件	要求される措置	完了時間		
A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の8時間に1回		
B. 低圧注入系1系統が動作不能である場合	B.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の8時間に1回		
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、モード4にする。	12時間  36時間		

変更前	変更後	備考																																								
<p>(燃料取替用水タンク)</p> <p>第53条 モード1, 2, 3および4において, 燃料取替用水タンクは, 表53-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 燃料取替用水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 燃料取替用水タンクのほう酸水量を表53-2で定める頻度で確認する。</p> <p>(2) 発電課長は, モード1, 2, 3および4において, 燃料取替用水タンクのほう素濃度を表53-2で定める頻度で確認する。</p> <p>3 発電課長は, 燃料取替用水タンクのほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 当直長に通知する。当直長は, 燃料取替用水タンクのほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合, または燃料取替用水タンクのほう酸水量が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表53-3の措置を講じる。</p> <p>表53-1</p> <table border="1" data-bbox="172 940 1359 1073"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取替用水タンク※<sup>1</sup></td> <td>ほう素濃度およびほう酸水量が表53-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の燃料取替用水タンク(ほう酸水量)が運転上の制限を逸脱した場合は, 第84条(表84-14)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表53-2</p> <table border="1" data-bbox="172 1241 1359 1461"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td colspan="2">3,000ppm以上</td> <td>4,400ppm以上</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td colspan="2">1,050m<sup>3</sup>以上</td> <td>1,700m<sup>3</sup>以上</td> <td>1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	燃料取替用水タンク※ <sup>1</sup>	ほう素濃度およびほう酸水量が表53-2で定める制限値内にあること	項目	制限値			確認頻度	1号炉	2号炉	3号炉	ほう素濃度	3,000ppm以上		4,400ppm以上	1ヶ月に1回	ほう酸水量 (有効水量)	1,050m <sup>3</sup> 以上		1,700m <sup>3</sup> 以上	1週間に1回	<p>(燃料取替用水タンク)</p> <p>第53条 モード1, 2, 3および4において, 燃料取替用水タンクは, 表53-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 燃料取替用水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 燃料取替用水タンクのほう酸水量を表53-2で定める頻度で確認する。</p> <p>(2) 発電課長は, モード1, 2, 3および4において, 燃料取替用水タンクのほう素濃度を表53-2で定める頻度で確認する。</p> <p>3 発電課長は, 燃料取替用水タンクのほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 当直長に通知する。当直長は, 燃料取替用水タンクのほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合, または燃料取替用水タンクのほう酸水量が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表53-3の措置を講じる。</p> <p>表53-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 940 2591 1073"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取替用水タンク※<sup>1</sup></td> <td>ほう素濃度およびほう酸水量が表53-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の燃料取替用水タンク(ほう酸水量)が運転上の制限を逸脱した場合は, 第84条(表84-14)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表53-2</p> <table border="1" data-bbox="1403 1241 2591 1461"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>3,000ppm以上</td> <td>4,400ppm以上</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td>1,050m<sup>3</sup>以上</td> <td>1,700m<sup>3</sup>以上</td> <td>1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	燃料取替用水タンク※ <sup>1</sup>	ほう素濃度およびほう酸水量が表53-2で定める制限値内にあること	項目	制限値		確認頻度	2号炉	3号炉	ほう素濃度	3,000ppm以上	4,400ppm以上	1ヶ月に1回	ほう酸水量 (有効水量)	1,050m <sup>3</sup> 以上	1,700m <sup>3</sup> 以上	1週間に1回	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																																									
燃料取替用水タンク※ <sup>1</sup>	ほう素濃度およびほう酸水量が表53-2で定める制限値内にあること																																									
項目	制限値			確認頻度																																						
	1号炉	2号炉	3号炉																																							
ほう素濃度	3,000ppm以上		4,400ppm以上	1ヶ月に1回																																						
ほう酸水量 (有効水量)	1,050m <sup>3</sup> 以上		1,700m <sup>3</sup> 以上	1週間に1回																																						
項目	運転上の制限																																									
燃料取替用水タンク※ <sup>1</sup>	ほう素濃度およびほう酸水量が表53-2で定める制限値内にあること																																									
項目	制限値		確認頻度																																							
	2号炉	3号炉																																								
ほう素濃度	3,000ppm以上	4,400ppm以上	1ヶ月に1回																																							
ほう酸水量 (有効水量)	1,050m <sup>3</sup> 以上	1,700m <sup>3</sup> 以上	1週間に1回																																							

変更前	変更後	備考																																																	
<p>(ほう酸注入タンク)</p> <p>第54条 モード1, 2および3において, <u>1号炉</u>および2号炉のほう酸注入タンクは, 表54-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 ほう酸注入タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は, モード1, 2および3において, ほう酸注入タンクのほう酸水量およびほう酸水温度を表54-2で定める頻度で確認する。</p> <p>(2) 発電課長は, モード1, 2および3において, ほう酸注入タンクのほう素濃度を表54-2で定める頻度で確認する。</p> <p>3 発電課長は, ほう酸注入タンクのほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 当直長に通知する。当直長は, ほう酸注入タンクのほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合, またはほう酸注入タンクのほう酸水量もしくはほう酸水温度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表54-3の措置を講じる。</p> <p>表54-1</p> <table border="1" data-bbox="166 940 1353 1073"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸注入タンク</td> <td>ほう素濃度, ほう酸水量およびほう酸水温度が表54-2で定める制限値内であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表54-2</p> <table border="1" data-bbox="166 1157 1353 1419"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th><u>1号炉</u></th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>21,000ppm以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td>2.46m<sup>3</sup>以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水温度</td> <td>65℃以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1日に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	ほう酸注入タンク	ほう素濃度, ほう酸水量およびほう酸水温度が表54-2で定める制限値内であること	項目	制限値			確認頻度	<u>1号炉</u>	2号炉	3号炉	ほう素濃度	21,000ppm以上	—	—	1ヶ月に1回	ほう酸水量 (有効水量)	2.46m <sup>3</sup> 以上	—	—	1週間に1回	ほう酸水温度	65℃以上	—	—	1日に1回	<p>(ほう酸注入タンク)</p> <p>第54条 モード1, 2および3において, 2号炉のほう酸注入タンクは, 表54-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 ほう酸注入タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は, モード1, 2および3において, ほう酸注入タンクのほう酸水量およびほう酸水温度を表54-2で定める頻度で確認する。</p> <p>(2) 発電課長は, モード1, 2および3において, ほう酸注入タンクのほう素濃度を表54-2で定める頻度で確認する。</p> <p>3 発電課長は, ほう酸注入タンクのほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 当直長に通知する。当直長は, ほう酸注入タンクのほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合, またはほう酸注入タンクのほう酸水量もしくはほう酸水温度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表54-3の措置を講じる。</p> <p>表54-1</p> <table border="1" data-bbox="1397 940 2585 1073"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸注入タンク</td> <td>ほう素濃度, ほう酸水量およびほう酸水温度が表54-2で定める制限値内であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表54-2</p> <table border="1" data-bbox="1397 1157 2585 1419"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>21,000ppm以上</td> <td>—</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td>2.46m<sup>3</sup>以上</td> <td>—</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水温度</td> <td>65℃以上</td> <td>—</td> <td>1日に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	ほう酸注入タンク	ほう素濃度, ほう酸水量およびほう酸水温度が表54-2で定める制限値内であること	項目	制限値		確認頻度	2号炉	3号炉	ほう素濃度	21,000ppm以上	—	1ヶ月に1回	ほう酸水量 (有効水量)	2.46m <sup>3</sup> 以上	—	1週間に1回	ほう酸水温度	65℃以上	—	1日に1回	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。(以下, 本頁において同じ)</p>
項目	運転上の制限																																																		
ほう酸注入タンク	ほう素濃度, ほう酸水量およびほう酸水温度が表54-2で定める制限値内であること																																																		
項目	制限値			確認頻度																																															
	<u>1号炉</u>	2号炉	3号炉																																																
ほう素濃度	21,000ppm以上	—	—	1ヶ月に1回																																															
ほう酸水量 (有効水量)	2.46m <sup>3</sup> 以上	—	—	1週間に1回																																															
ほう酸水温度	65℃以上	—	—	1日に1回																																															
項目	運転上の制限																																																		
ほう酸注入タンク	ほう素濃度, ほう酸水量およびほう酸水温度が表54-2で定める制限値内であること																																																		
項目	制限値		確認頻度																																																
	2号炉	3号炉																																																	
ほう素濃度	21,000ppm以上	—	1ヶ月に1回																																																
ほう酸水量 (有効水量)	2.46m <sup>3</sup> 以上	—	1週間に1回																																																
ほう酸水温度	65℃以上	—	1日に1回																																																

変更前	変更後	備考				
<p>(原子炉格納容器)</p> <p>第55条 モード1, 2, 3および4において, 原子炉格納容器は, 表55-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 原子炉格納容器漏えい率が表55-3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, エアロックインターロック機構の健全性を確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期検査時に, 表55-6で定める系統の格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長および機械計画第一課長は, 定期検査時に, 事故条件下において閉止していることが要求される格納容器隔離弁で, 閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に開状態としている格納容器隔離弁(前号で隔離動作を確認した格納容器自動隔離弁を含む。)を除き, 閉止状態であることを確認する。ただし, 格納容器隔離弁のうち, 発電課長は手動隔離弁, 機械計画第一課長は閉止フランジについて, 至近の記録, 施錠管理の実施, 区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(5) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 12時間に1回, 原子炉格納容器圧力を確認する。</p> <p>3 当直長は, 原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 以下の措置を講じる。</p> <p>(1) エアロック以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は, 表55-4の措置を講じる。</p> <p>(2) エアロックが運転上の制限を満足していないと判断した場合は, 表55-5の措置を講じるとともに, 同表の条件Dに該当する場合は機械計画第一課長に通知する。通知を受けた機械計画第一課長は, 同表の措置を講じる。</p>	(変更なし)					
<p>表55-1</p> <table border="1" data-bbox="172 1360 1359 1575"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 1360 587 1402">項 目</th> <th data-bbox="587 1360 1359 1402">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 1402 587 1575">原子炉格納容器※1</td> <td data-bbox="587 1402 1359 1575">           (1)原子炉格納容器の機能が健全であること            (2)原子炉格納容器圧力が表55-2で定める制限値内にあること            (3)エアロックが動作可能であること※2※3            (4)格納容器隔離弁が動作可能であること※4         </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉の原子炉格納容器は, 重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※2：動作可能であることとは, エアロックのインターロック機構が健全であること, およびエアロックが閉止可能(閉止状態であることを含む)であることをいう。</p> <p>※3：モード4の原子炉格納容器パージ後, 直ちに閉止できることを条件にエアロックの両方のドアを開放する場合, 運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：動作可能であることとは, 閉止可能(閉止状態であることを含む。)であることをいう。</p>	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器※1	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表55-2で定める制限値内にあること (3)エアロックが動作可能であること※2※3 (4)格納容器隔離弁が動作可能であること※4		
項 目	運転上の制限					
原子炉格納容器※1	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表55-2で定める制限値内にあること (3)エアロックが動作可能であること※2※3 (4)格納容器隔離弁が動作可能であること※4					

変更前				変更後				備考
表55-2				表55-2				1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。
項目		制限値		項目		制限値		
		1号炉	2号炉	3号炉				
原子炉格納容器圧力		0.0098MPa[gage]以下		原子炉格納容器圧力		0.0098MPa[gage]以下		
表55-3				表55-3				
項目		漏えい率		項目		漏えい率		
		1号炉	2号炉	3号炉				
A種検査	設計圧力検査	0.08%/日以下		A種検査	設計圧力検査	0.08%/日以下		
	低圧検査	0.04%/日以下			低圧検査	0.04%/日以下		
B・C種検査		0.04%/日以下		B・C種検査		0.04%/日以下		
(中略)				(中略)				

変更前		変更後		備考
表55-6 1. 1号炉および2号炉		表55-6 1. 2号炉		1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。
化学体積制御系統	抽出ライン 1次冷却材ポンプ封水戻りライン 1次冷却材ポンプ封水注入ライン	化学体積制御系統	抽出ライン 1次冷却材ポンプ封水戻りライン 1次冷却材ポンプ封水注入ライン	
安全注入系統	蓄圧タンクテストライン 蓄圧タンクN <sub>2</sub> ライン	安全注入系統	蓄圧タンクテストライン 蓄圧タンクN <sub>2</sub> ライン	
原子炉補機冷却系統	余剰抽出冷却器冷却水ライン 格納容器空調装置冷却水ライン 制御棒クラスタ駆動装置冷却ユニット冷却水ライン 1次冷却材ポンプ冷却水ライン 1次冷却材ポンプモータ冷却水ライン	原子炉補機冷却系統	余剰抽出冷却器冷却水ライン 格納容器空調装置冷却水ライン 制御棒クラスタ駆動装置冷却ユニット冷却水ライン 1次冷却材ポンプ冷却水ライン 1次冷却材ポンプモータ冷却水ライン	
放射性廃棄物処理系統	加圧器逃がしタンク純水補給ライン 加圧器逃がしタンクN <sub>2</sub> 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 格納容器冷却材ドレンタンクベントヘッダライン 格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン 格納容器冷却材ドレンタンク出口ライン 格納容器サンプBポンプ出口ライン	放射性廃棄物処理系統	加圧器逃がしタンク純水補給ライン 加圧器逃がしタンクN <sub>2</sub> 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 格納容器冷却材ドレンタンクベントヘッダライン 格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン 格納容器冷却材ドレンタンク出口ライン 格納容器サンプBポンプ出口ライン	
炉内核計装炭酸ガスパージ系統	炉内核計装炭酸ガスパージライン	炉内核計装炭酸ガスパージ系統	炉内核計装炭酸ガスパージライン	
試料採取系統	加圧器蒸気側サンプルライン 加圧器液側サンプルライン 1次冷却材（ループA）サンプルライン 蓄圧タンクサンプルライン 格納容器サンプル空気ライン	試料採取系統	加圧器蒸気側サンプルライン 加圧器液側サンプルライン 1次冷却材（ループA）サンプルライン 蓄圧タンクサンプルライン 格納容器サンプル空気ライン	
原子炉格納施設	真空逃がしライン（格納容器の外側の弁による） 格納容器減圧ライン 真空逃がしライン（格納容器の内側の弁による）	原子炉格納施設	真空逃がしライン（格納容器の外側の弁による） 格納容器減圧ライン 真空逃がしライン（格納容器の内側の弁による）	
換気空調系統	格納容器給気ライン 格納容器排気ライン	換気空調系統	格納容器給気ライン 格納容器排気ライン	
蒸気発生器ブローダウン系統	蒸気発生器ブローダウンライン 蒸気発生器ブローダウンサンプルライン	蒸気発生器ブローダウン系統	蒸気発生器ブローダウンライン 蒸気発生器ブローダウンサンプルライン	
制御用空気系統	制御用空気ライン	制御用空気系統	制御用空気ライン	
消火系統	消火ライン	消火系統	消火ライン	
(以下、省略)		(以下、省略)		



変更前	変更後	備考																																						
<p>(原子炉格納容器真空逃がし系)</p> <p>第56条 モード1, 2, 3および4において, 原子炉格納容器真空逃がし系は, 表56-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器真空逃がし系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 格納容器真空逃がし弁が動作可能であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 原子炉格納容器真空逃がし系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表56-2の措置を講じる。</p> <p>表56-1</p> <p>1. <u>1号炉および2号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="172 800 1359 890"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器真空逃がし系</td> <td>4系統以上が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 932 1359 1022"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器真空逃がし系</td> <td>2系統が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 動作可能であることとは, 真空逃がし機能が確保されていることをいう。(以下, 本条において同じ。)</p> <p>表56-2</p> <table border="1" data-bbox="172 1192 1359 1451"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>B.2 当直長は, モード5にする。</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器真空逃がし系	4系統以上が動作可能であること※1	項目	運転上の制限	原子炉格納容器真空逃がし系	2系統が動作可能であること※1	条件	要求される措置	完了時間	A. 1系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間	B.2 当直長は, モード5にする。	56時間	<p>(原子炉格納容器真空逃がし系)</p> <p>第56条 モード1, 2, 3および4において, 原子炉格納容器真空逃がし系は, 表56-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器真空逃がし系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 格納容器真空逃がし弁が動作可能であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 原子炉格納容器真空逃がし系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表56-2の措置を講じる。</p> <p>表56-1</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 800 2591 890"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器真空逃がし系</td> <td>4系統以上が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 932 2591 1022"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器真空逃がし系</td> <td>2系統が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 動作可能であることとは, 真空逃がし機能が確保されていることをいう。(以下, 本条において同じ。)</p> <p>表56-2</p> <table border="1" data-bbox="1403 1192 2591 1451"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>B.2 当直長は, モード5にする。</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器真空逃がし系	4系統以上が動作可能であること※1	項目	運転上の制限	原子炉格納容器真空逃がし系	2系統が動作可能であること※1	条件	要求される措置	完了時間	A. 1系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間	B.2 当直長は, モード5にする。	56時間	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																																							
原子炉格納容器真空逃がし系	4系統以上が動作可能であること※1																																							
項目	運転上の制限																																							
原子炉格納容器真空逃がし系	2系統が動作可能であること※1																																							
条件	要求される措置	完了時間																																						
A. 1系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																																						
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間																																						
	B.2 当直長は, モード5にする。	56時間																																						
項目	運転上の制限																																							
原子炉格納容器真空逃がし系	4系統以上が動作可能であること※1																																							
項目	運転上の制限																																							
原子炉格納容器真空逃がし系	2系統が動作可能であること※1																																							
条件	要求される措置	完了時間																																						
A. 1系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																																						
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間																																						
	B.2 当直長は, モード5にする。	56時間																																						

変更前	変更後	備考								
<p>(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第57条 モード1, 2, 3および4において, 原子炉格納容器スプレイ系は, 表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は, 定期検査時に, <u>1号炉および2号炉</u>の格納容器スプレイポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期検査時に, 3号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭漏えいがないこと, および表57-3に定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期検査時に, 格納容器スプレイポンプが, 模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長は, 定期検査時に, 原子炉格納容器スプレイ系の自動弁が, 模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(5) 発電課長は, 定期検査時に, 施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(6) 発電課長は, よう素除去薬品タンクの薬品<sup>*1</sup>濃度を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(7) 当直長は, よう素除去薬品タンクの薬品溶液量を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(8) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2台の格納容器スプレイポンプについて, ポンプを起動し, 動作可能であることを確認する。また, 動作可能であることを確認する際に操作した弁については, 正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表57-4の措置を講じる。</p> <p>※1: <u>1号炉および2号炉</u>については苛性ソーダ, 3号炉についてはヒドラジンをいう。(以下, 本条において同じ。)</p> <p>表57-1</p> <table border="1" data-bbox="166 1398 1353 1575"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系<sup>*2</sup></td> <td>(1) 2系統が動作可能であること<sup>*3</sup> (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57-2に定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 3号炉の原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は, 第84条(表84-4および表84-6)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3: 原子炉格納容器スプレイ系の弁開閉点検を行う場合, 2時間に限り, 運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系 <sup>*2</sup>	(1) 2系統が動作可能であること <sup>*3</sup> (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57-2に定める制限値内にあること	<p>(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第57条 モード1, 2, 3および4において, 原子炉格納容器スプレイ系は, 表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は, 定期検査時に, 2号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期検査時に, 3号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭漏えいがないこと, および表57-3に定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期検査時に, 格納容器スプレイポンプが, 模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長は, 定期検査時に, 原子炉格納容器スプレイ系の自動弁が, 模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(5) 発電課長は, 定期検査時に, 施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(6) 発電課長は, よう素除去薬品タンクの薬品<sup>*1</sup>濃度を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(7) 当直長は, よう素除去薬品タンクの薬品溶液量を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(8) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2台の格納容器スプレイポンプについて, ポンプを起動し, 動作可能であることを確認する。また, 動作可能であることを確認する際に操作した弁については, 正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表57-4の措置を講じる。</p> <p>※1: 2号炉については苛性ソーダ, 3号炉についてはヒドラジンをいう。(以下, 本条において同じ。)</p> <p>表57-1</p> <table border="1" data-bbox="1397 1398 2585 1575"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系<sup>*2</sup></td> <td>(1) 2系統が動作可能であること<sup>*3</sup> (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57-2に定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 3号炉の原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は, 第84条(表84-4および表84-6)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3: 原子炉格納容器スプレイ系の弁開閉点検を行う場合, 2時間に限り, 運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系 <sup>*2</sup>	(1) 2系統が動作可能であること <sup>*3</sup> (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57-2に定める制限値内にあること	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。(以下, 本頁において同じ)</p>
項目	運転上の制限									
原子炉格納容器スプレイ系 <sup>*2</sup>	(1) 2系統が動作可能であること <sup>*3</sup> (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57-2に定める制限値内にあること									
項目	運転上の制限									
原子炉格納容器スプレイ系 <sup>*2</sup>	(1) 2系統が動作可能であること <sup>*3</sup> (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57-2に定める制限値内にあること									

変更前				変更後				備考
表57-2				表57-2				1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。
項目	制限値			項目	制限値		確認頻度	
	1号炉	2号炉	3号炉		2号炉	3号炉		
苛性ソーダ濃度	30wt%以上			苛性ソーダ濃度	30wt%以上		定期検査時	
ヒドラジン濃度	—			ヒドラジン濃度	—		定期検査時	
溶液量 (有効水量)	7.3m <sup>3</sup> 以上		1.6m <sup>3</sup> 以上	溶液量 (有効水量)	7.3m <sup>3</sup> 以上		1.6m <sup>3</sup> 以上 モード1, 2, 3および4において6ヶ月に1回	
表57-3				表57-3				
項目	確認事項			項目	確認事項			
格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が170m以上、容量が940m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する			格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が170m以上、容量が940m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する			
表57-4				表57-4				
条件	要求される措置		完了時間	条件	要求される措置		完了時間	
A. 原子炉格納容器スプレイ系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。		10日  4時間 その後の8時間に1回	A. 原子炉格納容器スプレイ系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。		10日  4時間 その後の8時間に1回	
B. よう素除去薬品タンクの薬品濃度または溶液量が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は、制限値内に回復させる。		72時間	B. よう素除去薬品タンクの薬品濃度または溶液量が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は、制限値内に回復させる。		72時間	
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、モード5にする。		12時間  56時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、モード5にする。		12時間  56時間	

変更前	変更後	備考																										
<p>(アニュラス空気浄化系)</p> <p>第58条 モード1, 2, 3および4において, アニュラス空気浄化系は, 表58-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 アニュラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, アニュラス排気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表58-2に定める値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期検査時に, アニュラス排気ファンが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期検査時に, アニュラス排気ファンの起動により, 自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2台のアニュラス排気ファンについて, ファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</p> <p>3 当直長は, アニュラス空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表58-3の措置を講じる。</p>	<p>(アニュラス空気浄化系)</p> <p>第58条 モード1, 2, 3および4において, アニュラス空気浄化系は, 表58-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 アニュラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, アニュラス排気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表58-2に定める値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期検査時に, アニュラス排気ファンが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期検査時に, アニュラス排気ファンの起動により, 自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2台のアニュラス排気ファンについて, ファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</p> <p>3 当直長は, アニュラス空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表58-3の措置を講じる。</p>																											
<p>表58-1</p> <table border="1" data-bbox="166 940 1353 1031"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス空気浄化系※1</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	アニュラス空気浄化系※1	2系統が動作可能であること	<p>表58-1</p> <table border="1" data-bbox="1397 940 2585 1031"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス空気浄化系※1</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	アニュラス空気浄化系※1	2系統が動作可能であること																			
項目	運転上の制限																											
アニュラス空気浄化系※1	2系統が動作可能であること																											
項目	運転上の制限																											
アニュラス空気浄化系※1	2系統が動作可能であること																											
<p>※1: 3号炉のアニュラス空気浄化系が動作不能時は, 第84条(表84-11)の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※1: 3号炉のアニュラス空気浄化系が動作不能時は, 第84条(表84-11)の運転上の制限も確認する。</p>																											
<p>表58-2</p> <table border="1" data-bbox="166 1157 1353 1293"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス排気フィルタ</td> <td colspan="3">95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率(総合除去効率)			1号炉	2号炉	3号炉	アニュラス排気フィルタ	95%以上			<p>表58-2</p> <table border="1" data-bbox="1397 1157 2585 1293"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス排気フィルタ</td> <td colspan="2">95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率(総合除去効率)		2号炉	3号炉	アニュラス排気フィルタ	95%以上									
項目		よう素除去効率(総合除去効率)																										
	1号炉	2号炉	3号炉																									
アニュラス排気フィルタ	95%以上																											
項目	よう素除去効率(総合除去効率)																											
	2号炉	3号炉																										
アニュラス排気フィルタ	95%以上																											
<p>表58-3</p> <table border="1" data-bbox="166 1377 1353 1820"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. アニュラス空気浄化系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</td> <td>4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>および B.2 当直長は, モード5にする。</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. アニュラス空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間	および B.2 当直長は, モード5にする。	56時間	<p>表58-3</p> <table border="1" data-bbox="1397 1377 2585 1820"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. アニュラス空気浄化系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</td> <td>4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>および B.2 当直長は, モード5にする。</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. アニュラス空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間	および B.2 当直長は, モード5にする。	56時間	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
条件	要求される措置	完了時間																										
A. アニュラス空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																										
	および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回																										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間																										
	および B.2 当直長は, モード5にする。	56時間																										
条件	要求される措置	完了時間																										
A. アニュラス空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																										
	および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回																										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間																										
	および B.2 当直長は, モード5にする。	56時間																										

変更前	変更後	備考																														
<p>(アニュラス)</p> <p>第59条 モード1, 2, 3および4において, アニュラスは, 表59-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 アニュラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は, 定期検査時に, アニュラス排気ファンの起動により, アニュラスが10分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>3 当直長は, アニュラスが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表59-2の措置を講じる。</p> <p>表59-1</p> <table border="1" data-bbox="172 688 1359 779"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス</td> <td>アニュラスの機能が健全であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: アニュラス内点検, エアロック点検, <u>1号炉</u>および2号炉の原子炉格納容器内点検等を行う場合, 運転上の制限を適用しない。</p> <p>表59-2</p> <table border="1" data-bbox="172 947 1359 1205"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アニュラスの負圧確立が不能である場合</td> <td>A.1 当直長は, アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>B.2 当直長は, モード5にする。</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※1	条件	要求される措置	完了時間	A. アニュラスの負圧確立が不能である場合	A.1 当直長は, アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	24時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間	B.2 当直長は, モード5にする。	56時間	<p>(アニュラス)</p> <p>第59条 モード1, 2, 3および4において, アニュラスは, 表59-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 アニュラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は, 定期検査時に, アニュラス排気ファンの起動により, アニュラスが10分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>3 当直長は, アニュラスが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表59-2の措置を講じる。</p> <p>表59-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 688 2591 779"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス</td> <td>アニュラスの機能が健全であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: アニュラス内点検, エアロック点検, 2号炉の原子炉格納容器内点検等を行う場合, 運転上の制限を適用しない。</p> <p>表59-2</p> <table border="1" data-bbox="1403 947 2591 1205"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アニュラスの負圧確立が不能である場合</td> <td>A.1 当直長は, アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>B.2 当直長は, モード5にする。</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※1	条件	要求される措置	完了時間	A. アニュラスの負圧確立が不能である場合	A.1 当直長は, アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	24時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間	B.2 当直長は, モード5にする。	56時間	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																															
アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※1																															
条件	要求される措置	完了時間																														
A. アニュラスの負圧確立が不能である場合	A.1 当直長は, アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	24時間																														
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間																														
	B.2 当直長は, モード5にする。	56時間																														
項目	運転上の制限																															
アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※1																															
条件	要求される措置	完了時間																														
A. アニュラスの負圧確立が不能である場合	A.1 当直長は, アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	24時間																														
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間																														
	B.2 当直長は, モード5にする。	56時間																														

変更前	変更後	備考																																																								
<p>(主蒸気安全弁)</p> <p>第60条 モード1, 2および3において<sup>※1</sup>, 主蒸気安全弁は, 表60-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 主蒸気安全弁設定値が表60-3に定める値であることを確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表60-4の措置を講じる。</p> <p>※1: 原子炉起動時のモード3から, 主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。</p> <p>表60-1</p> <table border="1" data-bbox="172 772 1353 905"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁<sup>※2</sup></td> <td>蒸気発生器毎に表60-2で定める個数以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 3号炉の主蒸気安全弁は, 重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表60-2</p> <p>1. <u>1号炉</u>および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 1073 1353 1373"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%超</td> <td>7個</td> </tr> <tr> <td>70%超で, かつ80%以下</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td>55%超で, かつ70%以下</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>40%超で, かつ55%以下</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>25%超で, かつ40%以下</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>25%以下</td> <td>2個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 1415 1353 1633"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%超</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>60%超で, かつ80%以下</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>40%超で, かつ60%以下</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>40%以下</td> <td>2個</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気安全弁 <sup>※2</sup>	蒸気発生器毎に表60-2で定める個数以上が動作可能であること	原子炉熱出力	個数	80%超	7個	70%超で, かつ80%以下	6個	55%超で, かつ70%以下	5個	40%超で, かつ55%以下	4個	25%超で, かつ40%以下	3個	25%以下	2個	原子炉熱出力	個数	80%超	5個	60%超で, かつ80%以下	4個	40%超で, かつ60%以下	3個	40%以下	2個	<p>(主蒸気安全弁)</p> <p>第60条 モード1, 2および3において<sup>※1</sup>, 主蒸気安全弁は, 表60-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 主蒸気安全弁設定値が表60-3に定める値であることを確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表60-4の措置を講じる。</p> <p>※1: 原子炉起動時のモード3から, 主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。</p> <p>表60-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 772 2585 905"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁<sup>※2</sup></td> <td>蒸気発生器毎に表60-2で定める個数以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 3号炉の主蒸気安全弁は, 重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表60-2</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 1073 2585 1373"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%超</td> <td>7個</td> </tr> <tr> <td>70%超で, かつ80%以下</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td>55%超で, かつ70%以下</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>40%超で, かつ55%以下</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>25%超で, かつ40%以下</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>25%以下</td> <td>2個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 1415 2585 1633"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%超</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>60%超で, かつ80%以下</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>40%超で, かつ60%以下</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>40%以下</td> <td>2個</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気安全弁 <sup>※2</sup>	蒸気発生器毎に表60-2で定める個数以上が動作可能であること	原子炉熱出力	個数	80%超	7個	70%超で, かつ80%以下	6個	55%超で, かつ70%以下	5個	40%超で, かつ55%以下	4個	25%超で, かつ40%以下	3個	25%以下	2個	原子炉熱出力	個数	80%超	5個	60%超で, かつ80%以下	4個	40%超で, かつ60%以下	3個	40%以下	2個	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																																																									
主蒸気安全弁 <sup>※2</sup>	蒸気発生器毎に表60-2で定める個数以上が動作可能であること																																																									
原子炉熱出力	個数																																																									
80%超	7個																																																									
70%超で, かつ80%以下	6個																																																									
55%超で, かつ70%以下	5個																																																									
40%超で, かつ55%以下	4個																																																									
25%超で, かつ40%以下	3個																																																									
25%以下	2個																																																									
原子炉熱出力	個数																																																									
80%超	5個																																																									
60%超で, かつ80%以下	4個																																																									
40%超で, かつ60%以下	3個																																																									
40%以下	2個																																																									
項目	運転上の制限																																																									
主蒸気安全弁 <sup>※2</sup>	蒸気発生器毎に表60-2で定める個数以上が動作可能であること																																																									
原子炉熱出力	個数																																																									
80%超	7個																																																									
70%超で, かつ80%以下	6個																																																									
55%超で, かつ70%以下	5個																																																									
40%超で, かつ55%以下	4個																																																									
25%超で, かつ40%以下	3個																																																									
25%以下	2個																																																									
原子炉熱出力	個数																																																									
80%超	5個																																																									
60%超で, かつ80%以下	4個																																																									
40%超で, かつ60%以下	3個																																																									
40%以下	2個																																																									

変更前	変更後	備考																						
<p>表60-3</p> <p>1. <u>1号炉および2号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="166 352 1353 527"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁 吹出し圧力</td> <td>各蒸気発生器において7個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り5個は 7.85 MPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="166 611 1353 785"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁 吹出し圧力</td> <td>各蒸気発生器において5個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り3個は 7.85 MPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定値	主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り5個は 7.85 MPa[gage]以下	項目	設定値	主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において5個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り3個は 7.85 MPa[gage]以下	<p>表60-3</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1397 352 2585 527"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁 吹出し圧力</td> <td>各蒸気発生器において7個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り5個は 7.85 MPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1397 611 2585 785"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁 吹出し圧力</td> <td>各蒸気発生器において5個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り3個は 7.85 MPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定値	主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り5個は 7.85 MPa[gage]以下	項目	設定値	主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において5個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り3個は 7.85 MPa[gage]以下	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。</p>						
項目	設定値																							
主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り5個は 7.85 MPa[gage]以下																							
項目	設定値																							
主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において5個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り3個は 7.85 MPa[gage]以下																							
項目	設定値																							
主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り5個は 7.85 MPa[gage]以下																							
項目	設定値																							
主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において5個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り3個は 7.85 MPa[gage]以下																							
<p>表60-4</p> <table border="1" data-bbox="166 871 1353 1213"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、表60-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。</td> <td>6時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合</td> <td>B.1 当直長は、モード3にする。 および</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>B.2 当直長は、モード4にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は、表60-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および	12時間	B.2 当直長は、モード4にする。	36時間	<p>表60-4</p> <table border="1" data-bbox="1397 871 2585 1213"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、表60-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。</td> <td>6時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合</td> <td>B.1 当直長は、モード3にする。 および</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>B.2 当直長は、モード4にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は、表60-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および	12時間	B.2 当直長は、モード4にする。	36時間	
条件	要求される措置	完了時間																						
A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は、表60-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6時間																						
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および	12時間																						
	B.2 当直長は、モード4にする。	36時間																						
条件	要求される措置	完了時間																						
A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は、表60-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6時間																						
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および	12時間																						
	B.2 当直長は、モード4にする。	36時間																						

変更前	変更後	備考																																																										
<p>(主蒸気逃がし弁)</p> <p>第63条 モード1, 2, 3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において, 主蒸気逃がし弁は, 表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 計装計画課長は, 定期検査時に, 主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 主蒸気逃がし弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表63-2の措置を講じる。</p> <p>表63-1</p> <table border="1" data-bbox="172 688 1359 779"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁<sup>※1</sup></td> <td>手動での開弁ができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の主蒸気逃がし弁が動作不能時は, 第84条(表84-9)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表63-2</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 947 1359 1289"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>B.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 1335 1359 1761"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合</td> <td>B.1 当直長は, 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直長は, モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>C.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁 <sup>※1</sup>	手動での開弁ができること	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間	B.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	36時間	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日	B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 当直長は, 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。	24時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。	12時間	C.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	36時間	<p>(主蒸気逃がし弁)</p> <p>第63条 モード1, 2, 3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において, 主蒸気逃がし弁は, 表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 計装計画課長は, 定期検査時に, 主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 主蒸気逃がし弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表63-2の措置を講じる。</p> <p>表63-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 688 2591 779"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁<sup>※1</sup></td> <td>手動での開弁ができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の主蒸気逃がし弁が動作不能時は, 第84条(表84-9)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表63-2</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 947 2591 1289"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>B.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 1335 2591 1761"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合</td> <td>B.1 当直長は, 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直長は, モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>C.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁 <sup>※1</sup>	手動での開弁ができること	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間	B.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	36時間	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日	B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 当直長は, 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。	24時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。	12時間	C.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	36時間	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																																																											
主蒸気逃がし弁 <sup>※1</sup>	手動での開弁ができること																																																											
条件	要求される措置	完了時間																																																										
A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日																																																										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間																																																										
	B.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	36時間																																																										
条件	要求される措置	完了時間																																																										
A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日																																																										
B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 当直長は, 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。	24時間																																																										
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。	12時間																																																										
	C.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	36時間																																																										
項目	運転上の制限																																																											
主蒸気逃がし弁 <sup>※1</sup>	手動での開弁ができること																																																											
条件	要求される措置	完了時間																																																										
A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日																																																										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間																																																										
	B.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	36時間																																																										
条件	要求される措置	完了時間																																																										
A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日																																																										
B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 当直長は, 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。	24時間																																																										
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。	12時間																																																										
	C.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	36時間																																																										



変更前	変更後	備考
<p>(補助給水系)</p> <p>第64条 モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において, 補助給水系は, 表64-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は, 定期検査時に, 施錠等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期検査時に, <u>1号炉および2号炉</u>のタービン動補助給水ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期検査時に, 3号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および表64-2に定める事項を確認する。</p> <p>(4) 発電課長は, 定期検査時に, 電動補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(5) 発電課長は, 定期検査時に, タービン動補助給水ポンプの起動弁が模擬信号により動作することを確認する。</p> <p>(6) 発電課長は, 定期検査時に, <u>1号炉および2号炉</u>の電動補助給水ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(7) 発電課長は, 定期検査時に, 3号炉の電動補助給水ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および表64-3に定める事項を確認する。</p> <p>(8) 当直長は, モード1, 2および3において, 1ヶ月に1回, 2台の電動補助給水ポンプおよび1台のタービン動補助給水ポンプについて, ポンプを起動し, 動作可能であることを確認する*1。また, 動作可能であることを確認する際に操作した弁については, 正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(9) 当直長は, モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において, 1ヶ月に1回, 1台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表64-4の措置を講じる。</p> <p>※1: モード3において, タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は, 起動弁の開閉確認をもって代えることができる。(以下, 本条において同じ。)</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>(補助給水系)</p> <p>第64条 モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において, 補助給水系は, 表64-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は, 定期検査時に, 施錠等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期検査時に, 2号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期検査時に, 3号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および表64-2に定める事項を確認する。</p> <p>(4) 発電課長は, 定期検査時に, 電動補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(5) 発電課長は, 定期検査時に, タービン動補助給水ポンプの起動弁が模擬信号により動作することを確認する。</p> <p>(6) 発電課長は, 定期検査時に, 2号炉の電動補助給水ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(7) 発電課長は, 定期検査時に, 3号炉の電動補助給水ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および表64-3に定める事項を確認する。</p> <p>(8) 当直長は, モード1, 2および3において, 1ヶ月に1回, 2台の電動補助給水ポンプおよび1台のタービン動補助給水ポンプについて, ポンプを起動し, 動作可能であることを確認する*1。また, 動作可能であることを確認する際に操作した弁については, 正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(9) 当直長は, モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において, 1ヶ月に1回, 1台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表64-4の措置を講じる。</p> <p>※1: モード3において, タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は, 起動弁の開閉確認をもって代えることができる。(以下, 本条において同じ。)</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>

変更前	変更後	備考																																		
<p>(復水タンク)</p> <p>第65条 モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合) において, 復水タンク (1号炉および2号炉), 補助給水タンク (3号炉) は表65-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 復水タンク (1号炉および2号炉), 補助給水タンク (3号炉) が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は, モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合) において, 1日に1回, 復水タンク (1号炉および2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量を確認する。</p> <p>3 当直長は, 復水タンク (1号炉および2号炉), 補助給水タンク (3号炉) が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表65-2の措置を講じる。</p> <p>表65-1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 814 1359 905"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水タンク水量 (有効水量)</td> <td>305m<sup>3</sup>以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 947 1359 1037"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助給水タンク水量 (有効水量) ※1</td> <td>610m<sup>3</sup>以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 補助給水タンク水量 (有効水量) が運転上の制限を逸脱した場合は, 第84条 (表84-14) の運転上の制限も確認する。</p> <p>表65-2</p> <table border="1" data-bbox="172 1205 1359 1843"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 復水タンク (1号炉および2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は, 代替水源である2次系純水タンク等の水量が復水タンク (1号炉および2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 当直長は, 復水タンク (1号炉および2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量の運転上の制限を満足させる。</td> <td>4時間 その後の12時間に1回  7日</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合) にする。</td> <td>12時間  36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	復水タンク水量 (有効水量)	305m <sup>3</sup> 以上であること	項目	運転上の制限	補助給水タンク水量 (有効水量) ※1	610m <sup>3</sup> 以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 復水タンク (1号炉および2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は, 代替水源である2次系純水タンク等の水量が復水タンク (1号炉および2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 当直長は, 復水タンク (1号炉および2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量の運転上の制限を満足させる。	4時間 その後の12時間に1回  7日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合) にする。	12時間  36時間	<p>(復水タンク)</p> <p>第65条 モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合) において, 復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉) は表65-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉) が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は, モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合) において, 1日に1回, 復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量を確認する。</p> <p>3 当直長は, 復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉) が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表65-2の措置を講じる。</p> <p>表65-1</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 814 2591 905"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水タンク水量 (有効水量)</td> <td>305m<sup>3</sup>以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 947 2591 1037"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助給水タンク水量 (有効水量) ※1</td> <td>610m<sup>3</sup>以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 補助給水タンク水量 (有効水量) が運転上の制限を逸脱した場合は, 第84条 (表84-14) の運転上の制限も確認する。</p> <p>表65-2</p> <table border="1" data-bbox="1403 1205 2591 1843"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は, 代替水源である2次系純水タンク等の水量が復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 当直長は, 復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量の運転上の制限を満足させる。</td> <td>4時間 その後の12時間に1回  7日</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合) にする。</td> <td>12時間  36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	復水タンク水量 (有効水量)	305m <sup>3</sup> 以上であること	項目	運転上の制限	補助給水タンク水量 (有効水量) ※1	610m <sup>3</sup> 以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は, 代替水源である2次系純水タンク等の水量が復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 当直長は, 復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量の運転上の制限を満足させる。	4時間 その後の12時間に1回  7日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合) にする。	12時間  36時間	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定 (2号炉および3号炉) として1号炉の記載を削除する。(以下, 本頁において同じ)</p>
項目	運転上の制限																																			
復水タンク水量 (有効水量)	305m <sup>3</sup> 以上であること																																			
項目	運転上の制限																																			
補助給水タンク水量 (有効水量) ※1	610m <sup>3</sup> 以上であること																																			
条件	要求される措置	完了時間																																		
A. 復水タンク (1号炉および2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は, 代替水源である2次系純水タンク等の水量が復水タンク (1号炉および2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 当直長は, 復水タンク (1号炉および2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量の運転上の制限を満足させる。	4時間 その後の12時間に1回  7日																																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合) にする。	12時間  36時間																																		
項目	運転上の制限																																			
復水タンク水量 (有効水量)	305m <sup>3</sup> 以上であること																																			
項目	運転上の制限																																			
補助給水タンク水量 (有効水量) ※1	610m <sup>3</sup> 以上であること																																			
条件	要求される措置	完了時間																																		
A. 復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は, 代替水源である2次系純水タンク等の水量が復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 当直長は, 復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量の運転上の制限を満足させる。	4時間 その後の12時間に1回  7日																																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合) にする。	12時間  36時間																																		

変更前	変更後	備考																																																					
<p>(制御用空気系)</p> <p>第68条 モード1, 2, 3および4において, 制御用空気系は, 表68-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御用空気系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1日に1回, 制御用空気圧力を確認する。</p> <p>3 当直長は, 制御用空気系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表68-3の措置を講じる。</p> <p>なお, 制御用空気圧力が一時的に運転上の制限を逸脱した後, A制御用空気母管またはB制御用空気母管を隔離する隔離弁の閉止により速やかに復帰した場合は, 復帰した制御用空気母管については運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>表68-1</p> <table border="1" data-bbox="172 730 1359 821"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御用空気系</td> <td>2系統の圧力<sup>*1</sup>が表68-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 2系統の圧力とは, A制御用空気母管の圧力およびB制御用空気母管の圧力をいう。</p> <p>表68-2</p> <table border="1" data-bbox="172 951 1359 1083"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">制限値</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御用空気圧力</td> <td><u>0.53MPa[gage]以上</u></td> <td>0.50MPa[gage]以上</td> <td>0.60MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表68-3</p> <table border="1" data-bbox="172 1167 1359 1602"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 制御用空気系1系統が表68-2で定める制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>および A.2 当直長は, 残りの系統について, 運転上の制限を満足していることを確認する。</td> <td>4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>および B.2 当直長は, モード5にする。</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	制御用空気系	2系統の圧力 <sup>*1</sup> が表68-2で定める制限値内にあること	項目	制限値			1号炉	2号炉	3号炉	制御用空気圧力	<u>0.53MPa[gage]以上</u>	0.50MPa[gage]以上	0.60MPa[gage]以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 制御用空気系1系統が表68-2で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直長は, 当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	72時間	および A.2 当直長は, 残りの系統について, 運転上の制限を満足していることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間	および B.2 当直長は, モード5にする。	56時間	<p>(制御用空気系)</p> <p>第68条 モード1, 2, 3および4において, 制御用空気系は, 表68-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御用空気系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1日に1回, 制御用空気圧力を確認する。</p> <p>3 当直長は, 制御用空気系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表68-3の措置を講じる。</p> <p>なお, 制御用空気圧力が一時的に運転上の制限を逸脱した後, A制御用空気母管またはB制御用空気母管を隔離する隔離弁の閉止により速やかに復帰した場合は, 復帰した制御用空気母管については運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>表68-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 730 2591 821"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御用空気系</td> <td>2系統の圧力<sup>*1</sup>が表68-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 2系統の圧力とは, A制御用空気母管の圧力およびB制御用空気母管の圧力をいう。</p> <p>表68-2</p> <table border="1" data-bbox="1403 951 2591 1083"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御用空気圧力</td> <td>0.50MPa[gage]以上</td> <td>0.60MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表68-3</p> <table border="1" data-bbox="1403 1167 2591 1602"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 制御用空気系1系統が表68-2で定める制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>および A.2 当直長は, 残りの系統について, 運転上の制限を満足していることを確認する。</td> <td>4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>および B.2 当直長は, モード5にする。</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	制御用空気系	2系統の圧力 <sup>*1</sup> が表68-2で定める制限値内にあること	項目	制限値		2号炉	3号炉	制御用空気圧力	0.50MPa[gage]以上	0.60MPa[gage]以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 制御用空気系1系統が表68-2で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直長は, 当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	72時間	および A.2 当直長は, 残りの系統について, 運転上の制限を満足していることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間	および B.2 当直長は, モード5にする。	56時間	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																																																						
制御用空気系	2系統の圧力 <sup>*1</sup> が表68-2で定める制限値内にあること																																																						
項目	制限値																																																						
	1号炉	2号炉	3号炉																																																				
制御用空気圧力	<u>0.53MPa[gage]以上</u>	0.50MPa[gage]以上	0.60MPa[gage]以上																																																				
条件	要求される措置	完了時間																																																					
A. 制御用空気系1系統が表68-2で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直長は, 当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	72時間																																																					
	および A.2 当直長は, 残りの系統について, 運転上の制限を満足していることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回																																																					
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間																																																					
	および B.2 当直長は, モード5にする。	56時間																																																					
項目	運転上の制限																																																						
制御用空気系	2系統の圧力 <sup>*1</sup> が表68-2で定める制限値内にあること																																																						
項目	制限値																																																						
	2号炉	3号炉																																																					
制御用空気圧力	0.50MPa[gage]以上	0.60MPa[gage]以上																																																					
条件	要求される措置	完了時間																																																					
A. 制御用空気系1系統が表68-2で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直長は, 当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	72時間																																																					
	および A.2 当直長は, 残りの系統について, 運転上の制限を満足していることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回																																																					
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間																																																					
	および B.2 当直長は, モード5にする。	56時間																																																					

変更前	変更後	備考																								
<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第69条 モード1, 2, 3, 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において, 中央制御室非常用循環系は, 表69-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 中央制御室非常用給気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表69-2に定める値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期検査時に, 中央制御室非常用給気ファンが模擬信号により起動すること, および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直長は, モード1, 2, 3, 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において, 1ヶ月に1回, 中央制御室あたり2台の中央制御室非常用給気ファンについて, ファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表69-3の措置を講じるとともに, 原子燃料課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は, 原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は, 同表の措置を講じる。</p> <p>表69-1</p> <table border="1" data-bbox="172 1024 1359 1115"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系※1</td> <td>中央制御室あたり2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の中央制御室非常用循環系が動作不能時は, 第84条(表84-17)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表69-2</p> <table border="1" data-bbox="172 1283 1359 1415"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用給気フィルタ</td> <td>95%以上</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系※1	中央制御室あたり2系統が動作可能であること	項目	よう素除去効率(総合除去効率)		1号炉および2号炉	3号炉	中央制御室非常用給気フィルタ	95%以上	95%以上	<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第69条 モード1, 2, 3, 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において, 中央制御室非常用循環系は, 表69-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 中央制御室非常用給気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表69-2に定める値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期検査時に, 中央制御室非常用給気ファンが模擬信号により起動すること, および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直長は, モード1, 2, 3, 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において, 1ヶ月に1回, 中央制御室あたり2台の中央制御室非常用給気ファンについて, ファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表69-3の措置を講じるとともに, 原子燃料課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は, 原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は, 同表の措置を講じる。</p> <p>表69-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 1024 2591 1115"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系※1</td> <td>中央制御室あたり2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の中央制御室非常用循環系が動作不能時は, 第84条(表84-17)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表69-2</p> <table border="1" data-bbox="1403 1283 2591 1415"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用給気フィルタ</td> <td>95%以上</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系※1	中央制御室あたり2系統が動作可能であること	項目	よう素除去効率(総合除去効率)		2号炉	3号炉	中央制御室非常用給気フィルタ	95%以上	95%以上	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																									
中央制御室非常用循環系※1	中央制御室あたり2系統が動作可能であること																									
項目	よう素除去効率(総合除去効率)																									
	1号炉および2号炉	3号炉																								
中央制御室非常用給気フィルタ	95%以上	95%以上																								
項目	運転上の制限																									
中央制御室非常用循環系※1	中央制御室あたり2系統が動作可能であること																									
項目	よう素除去効率(総合除去効率)																									
	2号炉	3号炉																								
中央制御室非常用給気フィルタ	95%以上	95%以上																								

変更前			変更後			備考
表69-3			表69-3			記載の適正化
条 件	要求される措置	完了時間	条 件	要求される措置	完了時間	
A. 中央制御室非常用循環系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日	A. 中央制御室非常用循環系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日	
B. 中央制御室非常用循環系のすべての系統が動作不能である場合	B.1 当直長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	B. 中央制御室非常用循環系のすべての系統が動作不能である場合	B.1 当直長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	
C. モード1, 2, 3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、モード5にする。	12時間  56時間	C. モード1, 2, 3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、モード5にする。	12時間  56時間	
D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長または原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する <sup>※2</sup> 。	速やかに	D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長または原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する <sup>※2</sup> 。	速やかに	
※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを防げるものではない。			※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。			

変更前	変更後	備考																											
<p>(安全補機室空気浄化系)</p> <p>第70条 モード1, 2, 3および4において, 3号炉の安全補機室空気浄化系は, 表70-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 安全補機室排気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表70-2に定める値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期検査時に, 安全補機室排気ファンが模擬信号により起動すること, および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期検査時に, 安全補機室排気ファンを起動させ, 異常な振動, 異音がないこと, および安全補機室内の圧力が10分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>(4) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2台の安全補機室排気ファンについて, ファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 安全補機室空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表70-3の措置を講じる。</p> <p>表70-1</p> <table border="1" data-bbox="166 947 1356 1037"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全補機室空気浄化系</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表70-2</p> <table border="1" data-bbox="166 1121 1356 1255"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全補機室排気フィルタ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること	項目	よう素除去効率(総合除去効率)			1号炉	2号炉	3号炉	安全補機室排気フィルタ	—	—	95%以上	<p>(安全補機室空気浄化系)</p> <p>第70条 モード1, 2, 3および4において, 3号炉の安全補機室空気浄化系は, 表70-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 安全補機室排気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表70-2に定める値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期検査時に, 安全補機室排気ファンが模擬信号により起動すること, および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期検査時に, 安全補機室排気ファンを起動させ, 異常な振動, 異音がないこと, および安全補機室内の圧力が10分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>(4) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2台の安全補機室排気ファンについて, ファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 安全補機室空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表70-3の措置を講じる。</p> <p>表70-1</p> <table border="1" data-bbox="1397 947 2588 1037"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全補機室空気浄化系</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表70-2</p> <table border="1" data-bbox="1397 1121 2588 1255"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全補機室排気フィルタ</td> <td>—</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること	項目	よう素除去効率(総合除去効率)		2号炉	3号炉	安全補機室排気フィルタ	—	95%以上	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																												
安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること																												
項目	よう素除去効率(総合除去効率)																												
	1号炉	2号炉	3号炉																										
安全補機室排気フィルタ	—	—	95%以上																										
項目	運転上の制限																												
安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること																												
項目	よう素除去効率(総合除去効率)																												
	2号炉	3号炉																											
安全補機室排気フィルタ	—	95%以上																											

変更前	変更後	備考								
<p>(外部電源(1号炉および2号炉) -モード1, 2, 3および4-)</p> <p>第72条 1号炉および2号炉について、モード1, 2, 3および4において、外部電源<sup>※1</sup>は、表72-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード1, 2, 3および4において、1週間に1回、非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源2系列以上の電圧が確立していることを確認する。</p> <p>3 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表72-2の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統または主発電機(当該原子炉の主発電機を除く。)からの電力を第78条および第79条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう。(以下、本条および第72条の2において同じ。)</p> <p>表72-1</p> <table border="1" data-bbox="172 793 1359 884"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>2系列<sup>※2</sup>以上が動作可能であること<sup>※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：外部電源の系列数は当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線すべてに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数と主発電機数の合計数とする。(以下、本条および第72条の2において同じ。)</p> <p>※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	外部電源	2系列 <sup>※2</sup> 以上が動作可能であること <sup>※3</sup>	<p>(外部電源(2号炉) -モード1, 2, 3および4-)</p> <p>第72条 2号炉について、モード1, 2, 3および4において、外部電源<sup>※1</sup>は、表72-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード1, 2, 3および4において、1週間に1回、非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源2系列以上の電圧が確立していることを確認する。</p> <p>3 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表72-2の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統または主発電機(当該原子炉の主発電機を除く。)からの電力を第78条および第79条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう。(以下、本条および第72条の2において同じ。)</p> <p>表72-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 793 2591 884"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>2系列<sup>※2</sup>以上が動作可能であること<sup>※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：外部電源の系列数は当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線すべてに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数と主発電機数の合計数とする。(以下、本条および第72条の2において同じ。)</p> <p>※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	外部電源	2系列 <sup>※2</sup> 以上が動作可能であること <sup>※3</sup>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限									
外部電源	2系列 <sup>※2</sup> 以上が動作可能であること <sup>※3</sup>									
項目	運転上の制限									
外部電源	2系列 <sup>※2</sup> 以上が動作可能であること <sup>※3</sup>									

変更前	変更後	備考								
<p>(外部電源 (1号炉および2号炉) -モード5, 6および照射済燃料移動中-)</p> <p>第72条の2 1号炉および2号炉について、モード5, 6および照射済燃料移動中において、外部電源は、表72の2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード5, 6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、所要の非常用高压母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上の電圧が確立していることを確認する。</p> <p>3 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表72の2-2の措置を講じるとともに、原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表72の2-1</p> <table border="1" data-bbox="166 695 1356 827"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>所要の非常用高压母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	外部電源	所要の非常用高压母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上が動作可能であること※1	<p>(外部電源 (2号炉) -モード5, 6および照射済燃料移動中-)</p> <p>第72条の2 2号炉について、モード5, 6および照射済燃料移動中において、外部電源は、表72の2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード5, 6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、所要の非常用高压母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上の電圧が確立していることを確認する。</p> <p>3 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表72の2-2の措置を講じるとともに、原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表72の2-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 695 2594 827"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>所要の非常用高压母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	外部電源	所要の非常用高压母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上が動作可能であること※1	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限									
外部電源	所要の非常用高压母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上が動作可能であること※1									
項目	運転上の制限									
外部電源	所要の非常用高压母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上が動作可能であること※1									



変更前	変更後	備考																			
<p>(ディーゼル発電機 -モード1, 2, 3および4-)</p> <p>第73条 モード1, 2, 3および4において, 非常用ディーゼル発電機は, 表73-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は, 定期検査時に, 次の事項を確認する。</p> <p>(a) 模擬信号により非常用ディーゼル発電機が起動し, 10秒以内に非常用ディーゼル発電機の電圧が確立すること</p> <p>(b) 非常用ディーゼル発電機に電源を求める機器が, 母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること</p> <p>(c) (b)における所定負荷のもとにおいて, 非常用ディーゼル発電機が電圧6,900±345Vおよび周波数60±3Hzで運転可能であること</p> <p>(2) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2基の非常用ディーゼル発電機について, 待機状態から起動し, 無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzで運転可能であることならびに引き続き非常用高圧母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。</p> <p>3 当直長は, 非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表73-3の措置を講じる。</p>	<p>(ディーゼル発電機 -モード1, 2, 3および4-)</p> <p>第73条 モード1, 2, 3および4において, 非常用ディーゼル発電機は, 表73-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は, 定期検査時に, 次の事項を確認する。</p> <p>(a) 模擬信号により非常用ディーゼル発電機が起動し, 10秒以内に非常用ディーゼル発電機の電圧が確立すること</p> <p>(b) 非常用ディーゼル発電機に電源を求める機器が, 母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること</p> <p>(c) (b)における所定負荷のもとにおいて, 非常用ディーゼル発電機が電圧6,900±345Vおよび周波数60±3Hzで運転可能であること</p> <p>(2) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2基の非常用ディーゼル発電機について, 待機状態から起動し, 無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzで運転可能であることならびに引き続き非常用高圧母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。</p> <p>3 当直長は, 非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表73-3の措置を講じる。</p>																				
<p>表73-1</p> <table border="1" data-bbox="166 1113 1356 1287"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機<sup>*1</sup></td> <td>(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること<sup>*2</sup> (2)燃料油サービスタンクの貯油量が表73-2に定める制限値内にあること<sup>*3</sup></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用ディーゼル発電機 <sup>*1</sup>	(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること <sup>*2</sup> (2)燃料油サービスタンクの貯油量が表73-2に定める制限値内にあること <sup>*3</sup>	<p>表73-1</p> <table border="1" data-bbox="1397 1113 2588 1287"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機<sup>*1</sup></td> <td>(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること<sup>*2</sup> (2)燃料油サービスタンクの貯油量が表73-2に定める制限値内にあること<sup>*3</sup></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用ディーゼル発電機 <sup>*1</sup>	(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること <sup>*2</sup> (2)燃料油サービスタンクの貯油量が表73-2に定める制限値内にあること <sup>*3</sup>												
項目	運転上の制限																				
非常用ディーゼル発電機 <sup>*1</sup>	(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること <sup>*2</sup> (2)燃料油サービスタンクの貯油量が表73-2に定める制限値内にあること <sup>*3</sup>																				
項目	運転上の制限																				
非常用ディーゼル発電機 <sup>*1</sup>	(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること <sup>*2</sup> (2)燃料油サービスタンクの貯油量が表73-2に定める制限値内にあること <sup>*3</sup>																				
<p>※1：3号炉の非常用ディーゼル発電機は, 重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※2：予備潤滑運転(ターニング, エアラン)を行う場合, 運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は, 運転上の制限を適用しない。</p>	<p>※1：3号炉の非常用ディーゼル発電機は, 重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※2：予備潤滑運転(ターニング, エアラン)を行う場合, 運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は, 運転上の制限を適用しない。</p>																				
<p>表73-2</p> <table border="1" data-bbox="166 1497 1356 1673"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">制限値</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)</td> <td colspan="2">825L以上</td> <td>1,375L以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p>	項目	制限値			1号炉	2号炉	3号炉	燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	825L以上		1,375L以上	<p>表73-2</p> <table border="1" data-bbox="1397 1497 2588 1673"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)</td> <td>825L以上</td> <td>1,375L以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p>	項目	制限値		2号炉	3号炉	燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	825L以上	1,375L以上	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目		制限値																			
	1号炉	2号炉	3号炉																		
燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	825L以上		1,375L以上																		
項目	制限値																				
	2号炉	3号炉																			
燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	825L以上	1,375L以上																			

変更前	変更後	備考																											
<p>(ディーゼル発電機 –モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間–)</p> <p>第74条 モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において, 非常用ディーゼル発電機は, 表74-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は, モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において, 1ヶ月に1回, 非常用ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。</p> <p>(a) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し, 無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzであることを確認する。</p> <p>(b) 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。</p> <p>3 当直長は, 非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表74-3の措置を講じるとともに, 原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は, 原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は, 同表の措置を講じる。</p> <p>表74-1</p> <table border="1" data-bbox="166 821 1356 997"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機<sup>*1</sup></td> <td>(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること<sup>*2*</sup><sup>3</sup> (2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること<sup>*4</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の非常用ディーゼル発電機は, 重大事故等対処設備を兼ねる。  ※2: 非常用ディーゼル発電機の予備潤滑運転(ターニング, エアラン)を行う場合, 運転上の制限を適用しない。  ※3: 非常用ディーゼル発電機には, 非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは, 所要の電力供給が可能なものをいう。なお, 非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。  ※4: 非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は, 運転上の制限を適用しない。</p> <p>表74-2</p> <table border="1" data-bbox="166 1333 1356 1509"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">制限値</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)</td> <td colspan="2">825L以上</td> <td>1,375L以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	非常用ディーゼル発電機 <sup>*1</sup>	(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること <sup>*2*</sup> <sup>3</sup> (2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること <sup>*4</sup>	項目	制限値			1号炉	2号炉	3号炉	燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	825L以上		1,375L以上	<p>(ディーゼル発電機 –モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間–)</p> <p>第74条 モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において, 非常用ディーゼル発電機は, 表74-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は, モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において, 1ヶ月に1回, 非常用ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。</p> <p>(a) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し, 無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzであることを確認する。</p> <p>(b) 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。</p> <p>3 当直長は, 非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表74-3の措置を講じるとともに, 原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は, 原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は, 同表の措置を講じる。</p> <p>表74-1</p> <table border="1" data-bbox="1397 821 2588 997"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機<sup>*1</sup></td> <td>(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること<sup>*2*</sup><sup>3</sup> (2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること<sup>*4</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の非常用ディーゼル発電機は, 重大事故等対処設備を兼ねる。  ※2: 非常用ディーゼル発電機の予備潤滑運転(ターニング, エアラン)を行う場合, 運転上の制限を適用しない。  ※3: 非常用ディーゼル発電機には, 非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは, 所要の電力供給が可能なものをいう。なお, 非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。  ※4: 非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は, 運転上の制限を適用しない。</p> <p>表74-2</p> <table border="1" data-bbox="1397 1333 2588 1509"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)</td> <td>825L以上</td> <td>1,375L以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	非常用ディーゼル発電機 <sup>*1</sup>	(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること <sup>*2*</sup> <sup>3</sup> (2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること <sup>*4</sup>	項目	制限値		2号炉	3号炉	燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	825L以上	1,375L以上	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																												
非常用ディーゼル発電機 <sup>*1</sup>	(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること <sup>*2*</sup> <sup>3</sup> (2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること <sup>*4</sup>																												
項目	制限値																												
	1号炉	2号炉	3号炉																										
燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	825L以上		1,375L以上																										
項目	運転上の制限																												
非常用ディーゼル発電機 <sup>*1</sup>	(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること <sup>*2*</sup> <sup>3</sup> (2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること <sup>*4</sup>																												
項目	制限値																												
	2号炉	3号炉																											
燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	825L以上	1,375L以上																											

変更前	変更後	備考																																									
<p>(ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気)</p> <p>第75条 所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気は、表75-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1ヶ月に1回、所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧を確認する。</p> <p>(2) 機械計画第一課長は、1ヶ月に1回、所要の非常用ディーゼル発電機の重油タンクの油量を確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3 当直長および機械計画第一課長は、所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、次の各号の措置を講じる。</p> <p>(1) 当直長は、所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽の燃料油、潤滑油または始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表75-3の措置を講じる。</p> <p>(2) 機械計画第一課長は、所要の非常用ディーゼル発電機の重油タンクの燃料油が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表75-3の措置を講じ、その結果を当直長に通知する。</p> <p>表75-1</p> <table border="1" data-bbox="166 905 1356 1079"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気</td> <td>所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽等<sup>※1</sup>の油量<sup>※2</sup>、潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧が表75-2に定める制限値以内にあること<sup>※3※4</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉および2号炉については燃料油貯油槽を、3号炉については燃料油貯油槽および重油タンクをいう。(以下、本条において同じ) 3号炉の燃料油貯油槽は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※2：重油タンクの油量が運転上の制限を逸脱した場合は、第84条(表84-15)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表75-2</p> <table border="1" data-bbox="166 1415 1356 1717"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">制限値</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油槽等の油量(保有油量)</td> <td colspan="2">24kL以上</td> <td>258kL以上<sup>※5</sup></td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量(保有油量)</td> <td colspan="2">3,600L以上</td> <td>4,800L以上</td> </tr> <tr> <td>起動用空気貯槽圧</td> <td colspan="2">2.5MPa以上</td> <td>2.50MPa以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：燃料油貯油槽129kL以上および重油タンク129kL以上をいう。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽等 <sup>※1</sup> の油量 <sup>※2</sup> 、潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧が表75-2に定める制限値以内にあること <sup>※3※4</sup>	項目	制限値			1号炉	2号炉	3号炉	燃料油貯油槽等の油量(保有油量)	24kL以上		258kL以上 <sup>※5</sup>	潤滑油タンクの油量(保有油量)	3,600L以上		4,800L以上	起動用空気貯槽圧	2.5MPa以上		2.50MPa以上	<p>(ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気)</p> <p>第75条 所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気は、表75-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1ヶ月に1回、所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧を確認する。</p> <p>(2) 機械計画第一課長は、1ヶ月に1回、所要の非常用ディーゼル発電機の重油タンクの油量を確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3 当直長および機械計画第一課長は、所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、次の各号の措置を講じる。</p> <p>(1) 当直長は、所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽の燃料油、潤滑油または始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表75-3の措置を講じる。</p> <p>(2) 機械計画第一課長は、所要の非常用ディーゼル発電機の重油タンクの燃料油が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表75-3の措置を講じ、その結果を当直長に通知する。</p> <p>表75-1</p> <table border="1" data-bbox="1397 905 2588 1079"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気</td> <td>所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽等<sup>※1</sup>の油量<sup>※2</sup>、潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧が表75-2に定める制限値以内にあること<sup>※3※4</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉については燃料油貯油槽を、3号炉については燃料油貯油槽および重油タンクをいう。(以下、本条において同じ) 3号炉の燃料油貯油槽は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※2：重油タンクの油量が運転上の制限を逸脱した場合は、第84条(表84-15)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表75-2</p> <table border="1" data-bbox="1397 1415 2588 1717"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油槽等の油量(保有油量)</td> <td>24kL以上</td> <td>258kL以上<sup>※5</sup></td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量(保有油量)</td> <td>3,600L以上</td> <td>4,800L以上</td> </tr> <tr> <td>起動用空気貯槽圧</td> <td>2.5MPa以上</td> <td>2.50MPa以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：燃料油貯油槽129kL以上および重油タンク129kL以上をいう。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽等 <sup>※1</sup> の油量 <sup>※2</sup> 、潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧が表75-2に定める制限値以内にあること <sup>※3※4</sup>	項目	制限値		2号炉	3号炉	燃料油貯油槽等の油量(保有油量)	24kL以上	258kL以上 <sup>※5</sup>	潤滑油タンクの油量(保有油量)	3,600L以上	4,800L以上	起動用空気貯槽圧	2.5MPa以上	2.50MPa以上	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。(以下、本頁において同じ)</p>
項目	運転上の制限																																										
所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽等 <sup>※1</sup> の油量 <sup>※2</sup> 、潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧が表75-2に定める制限値以内にあること <sup>※3※4</sup>																																										
項目	制限値																																										
	1号炉	2号炉	3号炉																																								
燃料油貯油槽等の油量(保有油量)	24kL以上		258kL以上 <sup>※5</sup>																																								
潤滑油タンクの油量(保有油量)	3,600L以上		4,800L以上																																								
起動用空気貯槽圧	2.5MPa以上		2.50MPa以上																																								
項目	運転上の制限																																										
所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽等 <sup>※1</sup> の油量 <sup>※2</sup> 、潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧が表75-2に定める制限値以内にあること <sup>※3※4</sup>																																										
項目	制限値																																										
	2号炉	3号炉																																									
燃料油貯油槽等の油量(保有油量)	24kL以上	258kL以上 <sup>※5</sup>																																									
潤滑油タンクの油量(保有油量)	3,600L以上	4,800L以上																																									
起動用空気貯槽圧	2.5MPa以上	2.50MPa以上																																									

変更前	変更後	備考																																						
<p>(所内非常用母線 -モード1, 2, 3および4-)</p> <p>第78条 モード1, 2, 3および4において, 所内非常用母線は, 表78-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1週間に1回, 表78-1に定める所内非常用母線が受電されていることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 所内非常用母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表78-2の措置を講じる。</p> <p>表78-1</p> <table border="1" data-bbox="166 653 1353 953"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内非常用母線</td> <td>次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) <u>1号炉および2号炉</u>については2つ, 3号炉については4つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計装用母線</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 所内非常用母線の電源の自動切替の間は, 運転上の制限を適用しない。</p> <p>表78-2</p> <table border="1" data-bbox="166 1079 1353 1509"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の1つが受電不能の場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該母線を復旧する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合</td> <td>B.1 当直長は, 当該母線を復旧する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>C. 非常用計装用母線の1つが受電不能の場合</td> <td>C.1 当直長は, 当該母線を復旧する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件A, BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直長は, モード3にする。 および D.2 当直長は, モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) <u>1号炉および2号炉</u> については2つ, 3号炉については4つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計装用母線	条件	要求される措置	完了時間	A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の1つが受電不能の場合	A.1 当直長は, 当該母線を復旧する。	8時間	B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合	B.1 当直長は, 当該母線を復旧する。	2時間	C. 非常用計装用母線の1つが受電不能の場合	C.1 当直長は, 当該母線を復旧する。	2時間	D. 条件A, BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は, モード3にする。 および D.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間	<p>(所内非常用母線 -モード1, 2, 3および4-)</p> <p>第78条 モード1, 2, 3および4において, 所内非常用母線は, 表78-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1週間に1回, 表78-1に定める所内非常用母線が受電されていることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 所内非常用母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表78-2の措置を講じる。</p> <p>表78-1</p> <table border="1" data-bbox="1397 653 2585 953"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内非常用母線</td> <td>次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 2号炉については2つ, 3号炉については4つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計装用母線</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 所内非常用母線の電源の自動切替の間は, 運転上の制限を適用しない。</p> <p>表78-2</p> <table border="1" data-bbox="1397 1079 2585 1509"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の1つが受電不能の場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該母線を復旧する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合</td> <td>B.1 当直長は, 当該母線を復旧する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>C. 非常用計装用母線の1つが受電不能の場合</td> <td>C.1 当直長は, 当該母線を復旧する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件A, BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直長は, モード3にする。 および D.2 当直長は, モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 2号炉については2つ, 3号炉については4つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計装用母線	条件	要求される措置	完了時間	A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の1つが受電不能の場合	A.1 当直長は, 当該母線を復旧する。	8時間	B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合	B.1 当直長は, 当該母線を復旧する。	2時間	C. 非常用計装用母線の1つが受電不能の場合	C.1 当直長は, 当該母線を復旧する。	2時間	D. 条件A, BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は, モード3にする。 および D.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																																							
所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) <u>1号炉および2号炉</u> については2つ, 3号炉については4つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計装用母線																																							
条件	要求される措置	完了時間																																						
A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の1つが受電不能の場合	A.1 当直長は, 当該母線を復旧する。	8時間																																						
B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合	B.1 当直長は, 当該母線を復旧する。	2時間																																						
C. 非常用計装用母線の1つが受電不能の場合	C.1 当直長は, 当該母線を復旧する。	2時間																																						
D. 条件A, BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は, モード3にする。 および D.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間																																						
項目	運転上の制限																																							
所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 2号炉については2つ, 3号炉については4つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計装用母線																																							
条件	要求される措置	完了時間																																						
A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の1つが受電不能の場合	A.1 当直長は, 当該母線を復旧する。	8時間																																						
B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合	B.1 当直長は, 当該母線を復旧する。	2時間																																						
C. 非常用計装用母線の1つが受電不能の場合	C.1 当直長は, 当該母線を復旧する。	2時間																																						
D. 条件A, BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は, モード3にする。 および D.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間																																						

変更前	変更後	備考																																				
<p>(1次冷却材中のほう素濃度 -モード6-)</p> <p>第80条 モード6において、1次冷却材中のほう素濃度は、表80-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却材中のほう素濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード6において、3日に1回、1次冷却材中のほう素濃度を確認する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉格納容器内での燃料装荷および燃料取出作業前において、ほう素希釈ラインが隔離されていることを確認する。</p> <p>3 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表80-2の措置を講じる。</p> <p>表80-1</p> <p>1. <u>1号炉および2号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="172 814 1359 905"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材中のほう素濃度</td> <td>3,000ppm以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 947 1359 1037"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材中のほう素濃度</td> <td>4,400ppm以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表80-2</p> <table border="1" data-bbox="172 1125 1359 1549"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A. 1次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※1。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>および A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>および A.3 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却材中のほう素濃度	3,000ppm以上であること	項目	運転上の制限	1次冷却材中のほう素濃度	4,400ppm以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 1次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※1。	速やかに	および A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに	および A.3 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに	<p>(1次冷却材中のほう素濃度 -モード6-)</p> <p>第80条 モード6において、1次冷却材中のほう素濃度は、表80-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却材中のほう素濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード6において、3日に1回、1次冷却材中のほう素濃度を確認する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉格納容器内での燃料装荷および燃料取出作業前において、ほう素希釈ラインが隔離されていることを確認する。</p> <p>3 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表80-2の措置を講じる。</p> <p>表80-1</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 814 2591 905"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材中のほう素濃度</td> <td>3,000ppm以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 947 2591 1037"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材中のほう素濃度</td> <td>4,400ppm以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表80-2</p> <table border="1" data-bbox="1403 1125 2591 1549"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A. 1次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※1。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>および A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>および A.3 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却材中のほう素濃度	3,000ppm以上であること	項目	運転上の制限	1次冷却材中のほう素濃度	4,400ppm以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 1次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※1。	速やかに	および A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに	および A.3 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																																					
1次冷却材中のほう素濃度	3,000ppm以上であること																																					
項目	運転上の制限																																					
1次冷却材中のほう素濃度	4,400ppm以上であること																																					
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 1次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※1。	速やかに																																				
	および A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに																																				
	および A.3 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに																																				
項目	運転上の制限																																					
1次冷却材中のほう素濃度	3,000ppm以上であること																																					
項目	運転上の制限																																					
1次冷却材中のほう素濃度	4,400ppm以上であること																																					
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 1次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※1。	速やかに																																				
	および A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに																																				
	および A.3 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに																																				

変更前	変更後	備考																																
<p>(原子炉キャビティ水位)</p> <p>第81条 <u>1号炉および2号炉</u>について原子炉格納容器内での燃料移動中, 3号炉についてモード6 (キャビティ高水位<sup>*1</sup>) において, 原子炉キャビティ水位は, 表81-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉キャビティ水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は, <u>1号炉および2号炉</u>について原子炉格納容器内での燃料移動中, 1日に1回, 原子炉キャビティ水位を確認する。</p> <p>(2) 当直長は, 3号炉についてモード6 (キャビティ高水位) において, 1日に1回, 原子炉キャビティ水位を確認する。</p> <p>3 当直長は, 原子炉キャビティ水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表81-2の措置を講じる。</p> <p>※1: 3号炉におけるキャビティ高水位とは, 原子炉キャビティ水位がEL 31.7m以上である場合をいう。(以下, 本条において同じ。)</p> <p>表81-1</p> <p>1. <u>1号炉および2号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="172 982 1359 1077"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉キャビティ水位</td> <td>EL 31.8m以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 1119 1359 1213"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉キャビティ水位</td> <td>EL 31.7m以上であること<sup>*2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 計画的な原子炉キャビティ水抜きによりモード6 (キャビティ低水位) に移行する場合, 運転上の制限を適用しない。</p> <p>表81-2</p> <table border="1" data-bbox="172 1381 1359 1686"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は, 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する<sup>*3</sup>。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>および A.2 当直長は, 原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉キャビティ水位	EL 31.8m以上であること	項目	運転上の制限	原子炉キャビティ水位	EL 31.7m以上であること <sup>*2</sup>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は, 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>*3</sup> 。	速やかに	および A.2 当直長は, 原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに	<p>(原子炉キャビティ水位)</p> <p>第81条 2号炉について原子炉格納容器内での燃料移動中, 3号炉についてモード6 (キャビティ高水位<sup>*1</sup>) において, 原子炉キャビティ水位は, 表81-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉キャビティ水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は, 2号炉について原子炉格納容器内での燃料移動中, 1日に1回, 原子炉キャビティ水位を確認する。</p> <p>(2) 当直長は, 3号炉についてモード6 (キャビティ高水位) において, 1日に1回, 原子炉キャビティ水位を確認する。</p> <p>3 当直長は, 原子炉キャビティ水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表81-2の措置を講じる。</p> <p>※1: 3号炉におけるキャビティ高水位とは, 原子炉キャビティ水位がEL 31.7m以上である場合をいう。(以下, 本条において同じ。)</p> <p>表81-1</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 982 2591 1077"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉キャビティ水位</td> <td>EL 31.8m以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 1119 2591 1213"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉キャビティ水位</td> <td>EL 31.7m以上であること<sup>*2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 計画的な原子炉キャビティ水抜きによりモード6 (キャビティ低水位) に移行する場合, 運転上の制限を適用しない。</p> <p>表81-2</p> <table border="1" data-bbox="1403 1381 2591 1686"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は, 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する<sup>*3</sup>。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>および A.2 当直長は, 原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉キャビティ水位	EL 31.8m以上であること	項目	運転上の制限	原子炉キャビティ水位	EL 31.7m以上であること <sup>*2</sup>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は, 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>*3</sup> 。	速やかに	および A.2 当直長は, 原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。(以下, 本頁において同じ)</p>
項目	運転上の制限																																	
原子炉キャビティ水位	EL 31.8m以上であること																																	
項目	運転上の制限																																	
原子炉キャビティ水位	EL 31.7m以上であること <sup>*2</sup>																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は, 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>*3</sup> 。	速やかに																																
	および A.2 当直長は, 原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに																																
項目	運転上の制限																																	
原子炉キャビティ水位	EL 31.8m以上であること																																	
項目	運転上の制限																																	
原子炉キャビティ水位	EL 31.7m以上であること <sup>*2</sup>																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は, 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>*3</sup> 。	速やかに																																
	および A.2 当直長は, 原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに																																

変更前	変更後	備考																				
<p>(原子炉格納容器貫通部 (1号炉および2号炉) -燃料移動中-)</p> <p>第82条 1号炉および2号炉について、原子炉格納容器内での燃料移動中において、原子炉格納容器貫通部は、表82-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉格納容器内での燃料装荷および取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。</p> <p>3 当直長は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表82-2の措置を講じる。</p> <p>表82-1</p> <table border="1" data-bbox="166 732 1356 1035"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器貫通部</td> <td>(1)機器ハッチが4つ以上のボルトで閉じられていること (2)各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※<sup>1</sup> (3)原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部のうち、原子炉格納容器給排気系については隔離弁で閉止可能であること※<sup>1</sup>。その他については隔離弁、閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：閉止可能であることとは、閉止状態であることを含む。</p> <p>表82-2</p> <table border="1" data-bbox="166 1161 1356 1293"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※<sup>2</sup>。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器貫通部	(1)機器ハッチが4つ以上のボルトで閉じられていること (2)各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※ <sup>1</sup> (3)原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部のうち、原子炉格納容器給排気系については隔離弁で閉止可能であること※ <sup>1</sup> 。その他については隔離弁、閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※ <sup>2</sup> 。	速やかに	<p>(原子炉格納容器貫通部 (2号炉) -燃料移動中-)</p> <p>第82条 2号炉について、原子炉格納容器内での燃料移動中において、原子炉格納容器貫通部は、表82-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉格納容器内での燃料装荷および取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。</p> <p>3 当直長は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表82-2の措置を講じる。</p> <p>表82-1</p> <table border="1" data-bbox="1397 732 2588 1035"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器貫通部</td> <td>(1)機器ハッチが4つ以上のボルトで閉じられていること (2)各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※<sup>1</sup> (3)原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部のうち、原子炉格納容器給排気系については隔離弁で閉止可能であること※<sup>1</sup>。その他については隔離弁、閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：閉止可能であることとは、閉止状態であることを含む。</p> <p>表82-2</p> <table border="1" data-bbox="1397 1161 2588 1293"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※<sup>2</sup>。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器貫通部	(1)機器ハッチが4つ以上のボルトで閉じられていること (2)各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※ <sup>1</sup> (3)原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部のうち、原子炉格納容器給排気系については隔離弁で閉止可能であること※ <sup>1</sup> 。その他については隔離弁、閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※ <sup>2</sup> 。	速やかに	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																					
原子炉格納容器貫通部	(1)機器ハッチが4つ以上のボルトで閉じられていること (2)各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※ <sup>1</sup> (3)原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部のうち、原子炉格納容器給排気系については隔離弁で閉止可能であること※ <sup>1</sup> 。その他については隔離弁、閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※ <sup>2</sup> 。	速やかに																				
項目	運転上の制限																					
原子炉格納容器貫通部	(1)機器ハッチが4つ以上のボルトで閉じられていること (2)各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※ <sup>1</sup> (3)原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部のうち、原子炉格納容器給排気系については隔離弁で閉止可能であること※ <sup>1</sup> 。その他については隔離弁、閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※ <sup>2</sup> 。	速やかに																				

変更前	変更後	備考																																																		
<p>(使用済燃料ピットの水位および水温)</p> <p>第83条 使用済燃料ピットは、表83-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 使用済燃料ピットが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1週間に1回、使用済燃料ピットの水位、水温を確認する。</p> <p>3 当直長は、使用済燃料ピットが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表83-3の措置を講じるとともに、原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表83-1</p> <table border="1" data-bbox="172 646 1359 737"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>水位<sup>*1</sup>および水温が表83-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：照射済燃料の移動を行っていない場合は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表83-2</p> <p>1. <u>1号炉</u>および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 905 1359 1041"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位</td> <td>EL 31.8m以上</td> </tr> <tr> <td>水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 1083 1359 1220"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位</td> <td>EL 31.7m以上</td> </tr> <tr> <td>水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表83-3</p> <table border="1" data-bbox="172 1304 1359 1776"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開始する。 および A.2 当直長または原子燃料課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する<sup>*2</sup>。</td> <td>速やかに  速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 使用済燃料ピットの水温が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を制限値内に回復させるための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	項目	運転上の制限	使用済燃料ピット	水位 <sup>*1</sup> および水温が表83-2で定める制限値内にあること	項目	制限値	水位	EL 31.8m以上	水温	65℃以下	項目	制限値	水位	EL 31.7m以上	水温	65℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開始する。 および A.2 当直長または原子燃料課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する <sup>*2</sup> 。	速やかに  速やかに	B. 使用済燃料ピットの水温が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を制限値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに	<p>(使用済燃料ピットの水位および水温)</p> <p>第83条 使用済燃料ピットは、表83-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 使用済燃料ピットが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1週間に1回、使用済燃料ピットの水位、水温を確認する。</p> <p>3 当直長は、使用済燃料ピットが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表83-3の措置を講じるとともに、原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表83-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 646 2591 737"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>水位<sup>*1</sup>および水温が表83-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：照射済燃料の移動を行っていない場合は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表83-2</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 905 2591 1041"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位</td> <td>EL 31.8m以上</td> </tr> <tr> <td>水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 1083 2591 1220"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位</td> <td>EL 31.7m以上</td> </tr> <tr> <td>水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表83-3</p> <table border="1" data-bbox="1403 1304 2591 1776"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開始する。 および A.2 当直長または原子燃料課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する<sup>*2</sup>。</td> <td>速やかに  速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 使用済燃料ピットの水温が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を制限値内に回復させるための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	項目	運転上の制限	使用済燃料ピット	水位 <sup>*1</sup> および水温が表83-2で定める制限値内にあること	項目	制限値	水位	EL 31.8m以上	水温	65℃以下	項目	制限値	水位	EL 31.7m以上	水温	65℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開始する。 および A.2 当直長または原子燃料課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する <sup>*2</sup> 。	速やかに  速やかに	B. 使用済燃料ピットの水温が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を制限値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
項目	運転上の制限																																																			
使用済燃料ピット	水位 <sup>*1</sup> および水温が表83-2で定める制限値内にあること																																																			
項目	制限値																																																			
水位	EL 31.8m以上																																																			
水温	65℃以下																																																			
項目	制限値																																																			
水位	EL 31.7m以上																																																			
水温	65℃以下																																																			
条件	要求される措置	完了時間																																																		
A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開始する。 および A.2 当直長または原子燃料課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する <sup>*2</sup> 。	速やかに  速やかに																																																		
B. 使用済燃料ピットの水温が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を制限値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに																																																		
項目	運転上の制限																																																			
使用済燃料ピット	水位 <sup>*1</sup> および水温が表83-2で定める制限値内にあること																																																			
項目	制限値																																																			
水位	EL 31.8m以上																																																			
水温	65℃以下																																																			
項目	制限値																																																			
水位	EL 31.7m以上																																																			
水温	65℃以下																																																			
条件	要求される措置	完了時間																																																		
A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開始する。 および A.2 当直長または原子燃料課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する <sup>*2</sup> 。	速やかに  速やかに																																																		
B. 使用済燃料ピットの水温が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を制限値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに																																																		



変更前	変更後	備考
<p>(1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施)</p> <p>第85条 モード4および5において1次冷却系の耐圧・漏えい検査<sup>※1</sup>を実施する場合、表85-1で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表85-2で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 前項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1次冷却系の昇温開始<sup>※2</sup>から適用を除外する前までに、表85-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※3</sup>。</p> <p>(2) 当直長は、1次冷却系の耐圧・漏えい検査終了後、表85-1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※4</sup>。</p> <p>3 当直長は、第1項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表85-3の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却系の耐圧・漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう。 (以下、本条において同じ。)</p> <p>※2：1次冷却系の昇温開始とは、1次冷却材の昇温のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※3：格納容器隔離弁については、至近の記録、施錠管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>※4：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>	<p>(変更なし)</p>	

変更前		変更後		備考
表85-1		表85-1		1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。
適用を除外する運転上の制限		適用を除外する運転上の制限		
第33条（計測および制御設備）	表33-3 第1項、第2項および第3項	第33条（計測および制御設備）	表33-3 第1項、第2項および第3項	
第37条（1次冷却系 -モード4-）	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	第37条（1次冷却系 -モード4-）	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	
第38条（1次冷却系 -モード5（1次冷却系満水）-）	(1)余熱除去系1系統が運転中であること (2)他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、 <u>1号炉</u> および2号炉については1基以上、3号炉については2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること	第38条（1次冷却系 -モード5（1次冷却系満水）-）	(1)余熱除去系1系統が運転中であること (2)他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2号炉については1基以上、3号炉については2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること	
第43条（加圧器安全弁）	すべてが動作可能であること	第43条（加圧器安全弁）	すべてが動作可能であること	
第45条（低温過加圧防護）	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること	第45条（低温過加圧防護）	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること	
第52条（非常用炉心冷却系 -モード4-）	(2)低圧注入系1系統以上が動作可能であること	第52条（非常用炉心冷却系 -モード4-）	(2)低圧注入系1系統以上が動作可能であること	
第55条（原子炉格納容器）	(3)エアロックが動作可能であること (4)格納容器隔離弁が動作可能であること	第55条（原子炉格納容器）	(3)エアロックが動作可能であること (4)格納容器隔離弁が動作可能であること	
第57条（原子炉格納容器スプレイ系）	(1)2系統が動作可能であること	第57条（原子炉格納容器スプレイ系）	(1)2系統が動作可能であること	
第58条（アニュラス空気浄化系）	2系統が動作可能であること	第58条（アニュラス空気浄化系）	2系統が動作可能であること	
第59条（アニュラス）	アニュラスの機能が健全であること	第59条（アニュラス）	アニュラスの機能が健全であること	
第84条（重大事故等対処設備）	84-3-1 (1)高圧注入系の2系統が動作可能であること (2)加圧器逃がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること 84-4-1 (1)高圧注入系および高圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること (2)低圧注入系および低圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること 84-4-3 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系2系統が動作可能であること 84-4-4 格納容器スプレイポンプ（B、代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能であること	第84条（重大事故等対処設備）	84-3-1 (1)高圧注入系の2系統が動作可能であること (2)加圧器逃がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること 84-4-1 (1)高圧注入系および高圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること (2)低圧注入系および低圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること 84-4-3 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系2系統が動作可能であること 84-4-4 格納容器スプレイポンプ（B、代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能であること	
(以下、省略)		(以下、省略)		

変更前	変更後	備考
<p><b>(安全注入系逆止弁漏えい検査の実施)</b></p> <p>第85条の2 モード4および5において安全注入系逆止弁漏えい検査<sup>※1</sup>を実施する場合、表85の2-1で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表85の2-2<sup>※2</sup>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 前項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉停止後の1次冷却系の降温過程において検査を実施する場合、当直長は、モード3となつてから適用を除外する前までに、表85の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※3</sup>。</p> <p>(2) 1次冷却系を昇温させて検査を実施する場合または1次冷却系の耐圧・漏えい検査にあわせて検査を実施する場合、当直長は、1次冷却系の昇温開始<sup>※4</sup>から適用を除外する前までに、表85の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>(3) モード5（1次冷却系非満水）において検査を実施する場合、当直長は、1次冷却系を満水にするための水張り開始から適用を除外する前までに、表85の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>(4) 当直長は、安全注入系逆止弁漏えい検査終了後、表85の2-1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※5</sup>。</p> <p>3 当直長は、第1項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表85の2-3の措置を講じる。</p> <p>※1：安全注入系逆止弁漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>※2：モード4において実施する場合は表85の2-2(1)および表85の2-2(4)、モード5（1次冷却系満水）において実施する場合は表85の2-2(2)および表85の2-2(4)、モード5（1次冷却系非満水）において実施する場合は表85の2-2(3)および表85の2-2(4)を適用する。(以下、本条において同じ。)</p> <p>※3：格納容器隔離弁については、至近の記録、施錠管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。(以下、本条において同じ。)</p> <p>※4：1次冷却系の昇温開始とは、1次冷却材の昇温のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※5：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>	<p>(変更なし)</p>	

変更前		変更後		備考
表85の2-1		表85の2-1		1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。
適用を除外する運転上の制限		適用を除外する運転上の制限		
第33条（計測および制御設備）	表33-3 第1項、第2項および第3項	第33条（計測および制御設備）	表33-3 第1項、第2項および第3項	
第37条（1次冷却系 -モード4-）	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	第37条（1次冷却系 -モード4-）	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	
第38条〔1次冷却系 -モード5（1次冷却系満水）-〕	(1)余熱除去系1系統が運転中であること (2)他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、 <u>1号炉および2号炉</u> については1基以上、3号炉については2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること	第38条〔1次冷却系 -モード5（1次冷却系満水）-〕	(1)余熱除去系1系統が運転中であること (2)他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2号炉については1基以上、3号炉については2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること	
第39条〔1次冷却系 -モード5（1次冷却系非満水）-〕	余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	第39条〔1次冷却系 -モード5（1次冷却系非満水）-〕	余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	
第43条（加圧器安全弁）	すべてが動作可能であること	第43条（加圧器安全弁）	すべてが動作可能であること	
第45条（低温過加圧防護）	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること	第45条（低温過加圧防護）	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること	
第52条〔非常用炉心冷却系 -モード4-〕	(2)低圧注入系1系統以上が動作可能であること	第52条〔非常用炉心冷却系 -モード4-〕	(2)低圧注入系1系統以上が動作可能であること	
第55条（原子炉格納容器）	(3)エアロックが動作可能であること (4)格納容器隔離弁が動作可能であること	第55条（原子炉格納容器）	(3)エアロックが動作可能であること (4)格納容器隔離弁が動作可能であること	
第57条（原子炉格納容器スプレイ系）	(1)2系統が動作可能であること	第57条（原子炉格納容器スプレイ系）	(1)2系統が動作可能であること	
第58条（アンユラス空気浄化系）	2系統が動作可能であること	第58条（アンユラス空気浄化系）	2系統が動作可能であること	
第59条（アンユラス）	アンユラスの機能が健全であること	第59条（アンユラス）	アンユラスの機能が健全であること	
第84条（重大事故等対処設備）	84-4-1 (1)高圧注入系および高圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること (2)低圧注入系および低圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること 84-4-3 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系2系統が動作可能であること 84-4-4 格納容器スプレイポンプ（B、代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能であること 84-4-6 高圧注入ポンプ（B、海水冷却）による高圧再循環系が動作可能であること	第84条（重大事故等対処設備）	84-4-1 (1)高圧注入系および高圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること (2)低圧注入系および低圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること 84-4-3 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系2系統が動作可能であること 84-4-4 格納容器スプレイポンプ（B、代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能であること 84-4-6 高圧注入ポンプ（B、海水冷却）による高圧再循環系が動作可能であること	

変更前	変更後	備考
<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第86条 各課長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第85条の2の第2項(以下、各条において「この規定第2項」という。)で定める事項により確認する。</p> <p>2 この規定第2項で定める頻度および第3節第19条から第85条の2の第3項(以下、各条において「この規定第3項」という。)で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表86に定める範囲内で延長することができる<sup>*1*2</sup>。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない<sup>*1*2</sup>。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第86条 各課長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第85条の2の第2項(以下、<u>本章各条</u>において「この規定第2項」という。)で定める事項により確認する。</p> <p>2 この規定第2項で定める頻度および第3節第19条から第85条の2の第3項(以下、<u>本章各条</u>において「この規定第3項」という。)で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表86に定める範囲内で延長することができる<sup>*1*2</sup>。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない<sup>*1*2</sup>。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>保安規定の分編化(運転段階および廃止措置段階)に伴い、本条文においては、運転段階の条文として適用する。</p>

変更前	変更後	備考
<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第93条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建家クレーン（<u>1号炉および2号炉</u>）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 補助建家クレーン（<u>1号炉および2号炉</u>）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>3 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>(4) ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を運搬する場合は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第93条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建家クレーン（2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 補助建家クレーン（2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>3 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>(4) ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を運搬する場合は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。</p>

変更前	変更後	備考
<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第94条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること ただし、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵すること また、3号炉について、1ヶ月に1回<sup>※1</sup>以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 補助建家クレーン（<u>1号炉</u>および2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 3号炉について、使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること</p> <p>(5) 3号炉について、新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回をいう。（以下、本章において同じ。）</p>	<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第94条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること ただし、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵すること また、3号炉について、1ヶ月に1回<sup>※1</sup>以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 補助建家クレーン（2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 3号炉について、使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること</p> <p>(5) 3号炉について、新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回をいう。（以下、本章において同じ。）</p>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。</p>

変更前	変更後	備考
<p>(燃料の取替等)</p> <p>第96条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 原子燃料課長は、第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <p>(1) 反応度停止余裕  (2) 最大線出力密度  (3) 燃料集合体最高燃焼度  (4) <math>F_{XY}^N</math>  (5) 減速材温度係数  (6) 最大反応度添加率  (7) 制御棒クラスタ落下時のワースおよび<math>F_{\Delta H}^N</math>  (8) 制御棒クラスタ飛出し時のワースおよび<math>F_Q</math></p> <p>3 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ原子燃料課長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>4 当直長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと  (2) 補助建家クレーン（1号炉および2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること</p>	<p>(燃料の取替等)</p> <p>第96条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 原子燃料課長は、第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <p>(1) 反応度停止余裕  (2) 最大線出力密度  (3) 燃料集合体最高燃焼度  (4) <math>F_{XY}^N</math>  (5) 減速材温度係数  (6) 最大反応度添加率  (7) 制御棒クラスタ落下時のワースおよび<math>F_{\Delta H}^N</math>  (8) 制御棒クラスタ飛出し時のワースおよび<math>F_Q</math></p> <p>3 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ原子燃料課長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>4 当直長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと  (2) 補助建家クレーン（2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること</p>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。</p>



変更前	変更後	備考														
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第97条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表97に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、3号炉について、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</p> <p>3号炉について、使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること</p> <p>(5) 3号炉について、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること</p> <p>表97</p> <table border="1" data-bbox="172 814 1359 1003"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉, 3号炉<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉, 3号炉<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用済燃料ピットで2年以上冷却した燃料を貯蔵する。</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉, 3号炉 <sup>※1</sup>	2号炉	2号炉, 3号炉 <sup>※1</sup>	3号炉	3号炉	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第97条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表97に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、3号炉について、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</p> <p>3号炉について、使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること</p> <p>(5) 3号炉について、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること</p> <p>表97</p> <table border="1" data-bbox="1403 814 2591 961"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉, 3号炉<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用済燃料ピットで2年以上冷却した燃料を貯蔵する。</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	2号炉	2号炉, 3号炉 <sup>※1</sup>	3号炉	3号炉	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット															
1号炉	1号炉, 3号炉 <sup>※1</sup>															
2号炉	2号炉, 3号炉 <sup>※1</sup>															
3号炉	3号炉															
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット															
2号炉	2号炉, 3号炉 <sup>※1</sup>															
3号炉	3号炉															

変更前	変更後	備考
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第99条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>*1</sup>または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。</p> <p>(2) 強酸ドレン等は、<u>1号炉および2号炉</u>については放射線・化学管理課長、3号炉については発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。<u>1号炉および2号炉</u>で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号および2号炉共用）またはセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>3号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長または設備改良工事課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第99条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>*1</sup>または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。</p> <p>(2) 強酸ドレン等は、2号炉については放射線・化学管理課長、3号炉については発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。2号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号および2号炉共用）またはセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>3号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長または設備改良工事課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。</p>

変更前	変更後	備考																																										
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第100条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表100-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表100-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、表100-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>表100-1</p> <table border="1" data-bbox="172 814 1359 947"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td><math>1.1 \times 10^{11}</math> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表100-2</p> <table border="1" data-bbox="172 1031 1359 1121"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td><math>1.2 \times 10^{14}</math> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表100-3</p> <table border="1" data-bbox="172 1205 1359 1486"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタタンク</li> <li>廃液蒸留水タンク</li> <li>洗浄排水蒸留水タンク</li> <li>洗浄排水モニタタンク</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$1.1 \times 10^{11}$ Bq/年	項目	放出管理の基準値	トリチウム	$1.2 \times 10^{14}$ Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタタンク</li> <li>廃液蒸留水タンク</li> <li>洗浄排水蒸留水タンク</li> <li>洗浄排水モニタタンク</li> </ul>	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第100条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表100-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表100-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、表100-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>表100-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 814 2591 947"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td><math>7.4 \times 10^{10}</math> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表100-2</p> <table border="1" data-bbox="1403 1031 2591 1121"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値 (1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td><math>9.3 \times 10^{13}</math> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表100-3</p> <table border="1" data-bbox="1403 1205 2591 1486"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタタンク</li> <li>廃液蒸留水タンク</li> <li>洗浄排水蒸留水タンク</li> <li>洗浄排水モニタタンク</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 (1号炉, 2号炉および3号炉合算)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10}$ Bq/年	項目	放出管理の基準値 (1号炉, 2号炉および3号炉合算)	トリチウム	$9.3 \times 10^{13}$ Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタタンク</li> <li>廃液蒸留水タンク</li> <li>洗浄排水蒸留水タンク</li> <li>洗浄排水モニタタンク</li> </ul>	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	<p>1号炉の廃止措置に伴う管理目標値の変更および記載の明確化（以下、本頁において同じ）</p>
項目	放出管理目標値																																											
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$1.1 \times 10^{11}$ Bq/年																																											
項目	放出管理の基準値																																											
トリチウム	$1.2 \times 10^{14}$ Bq/年																																											
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																								
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタタンク</li> <li>廃液蒸留水タンク</li> <li>洗浄排水蒸留水タンク</li> <li>洗浄排水モニタタンク</li> </ul>																																								
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																									
項目	放出管理目標値 (1号炉, 2号炉および3号炉合算)																																											
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10}$ Bq/年																																											
項目	放出管理の基準値 (1号炉, 2号炉および3号炉合算)																																											
トリチウム	$9.3 \times 10^{13}$ Bq/年																																											
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																								
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタタンク</li> <li>廃液蒸留水タンク</li> <li>洗浄排水蒸留水タンク</li> <li>洗浄排水モニタタンク</li> </ul>																																								
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																									

変更前	変更後	備考								
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第101条 当直長または機械計画第一課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表101-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表101-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、表101-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長または機械計画第一課長に通知する。</p> <p>3 表101-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第105条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線・化学管理課長は、表101-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>表101-1</p> <table border="1" data-bbox="172 1024 1359 1199"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td><math>1.5 \times 10^{15}</math> Bq/年 <math>8.1 \times 10^{10}</math> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、省略)</p>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	$1.5 \times 10^{15}$ Bq/年 $8.1 \times 10^{10}$ Bq/年	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第101条 当直長または機械計画第一課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表101-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表101-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、表101-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長または機械計画第一課長に通知する。</p> <p>3 表101-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第105条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線・化学管理課長は、表101-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>表101-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 1024 2591 1241"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td><math>9.5 \times 10^{14}</math> Bq/年 <math>4.4 \times 10^{10}</math> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、省略)</p>	項目	放出管理目標値 (1号炉, 2号炉および3号炉合算)	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	$9.5 \times 10^{14}$ Bq/年 $4.4 \times 10^{10}$ Bq/年	<p>1号炉の廃止措置に伴う管理目標値の変更および記載の明確化</p>
項目	放出管理目標値									
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	$1.5 \times 10^{15}$ Bq/年 $8.1 \times 10^{10}$ Bq/年									
項目	放出管理目標値 (1号炉, 2号炉および3号炉合算)									
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	$9.5 \times 10^{14}$ Bq/年 $4.4 \times 10^{10}$ Bq/年									

変更前	変更後	備考																																				
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第102条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表102に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表102</p> <table border="1" data-bbox="166 520 1344 741"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td><u>3</u>台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td><u>6</u>台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※<u>1</u>：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	<u>3</u> 台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台	放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	<u>6</u> 台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台 <sup>※1</sup>	<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第102条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表102に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表102</p> <table border="1" data-bbox="1397 520 2576 783"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td><u>2</u>台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>2台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td><u>4</u>台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>1台<sup>※1</sup> <sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※<u>1</u>：1号炉，2号炉および3号炉共用</p> <p>※<u>2</u>：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	<u>2</u> 台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 <sup>※1</sup>	放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	<u>4</u> 台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台 <sup>※1</sup> <sup>※2</sup>	<p>1号炉の廃止措置に伴う数量変更および記載事項の明確化</p>
分類	計測器種類	担当課長	数量																																			
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	<u>3</u> 台																																			
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台																																			
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	<u>6</u> 台																																			
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台 <sup>※1</sup>																																			
分類	計測器種類	担当課長	数量																																			
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	<u>2</u> 台																																			
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 <sup>※1</sup>																																			
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	<u>4</u> 台																																			
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台 <sup>※1</sup> <sup>※2</sup>																																			

変更前	変更後	備考																																																																						
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第114条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表114に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。</p> <p>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表114</p> <table border="1" data-bbox="166 520 1353 1035"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="5">放射線・化学管理課長</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td>30台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台<sup>※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1台は表102の試料放射能測定装置と共用  ※2：管理区域外測定用の3台を含む。  ※3：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台	汚染密度測定用サーベイメータ	3台	退出モニタ	3台	試料放射能測定装置	3台 <sup>※1</sup>	積算線量計測定装置	1台	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台	モニタリングステーション	1台	エリアモニタ	計装計画課長	30台 <sup>※2</sup>	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台	積算線量計測定装置	1台 <sup>※3</sup>	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第114条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表114に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。</p> <p>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表114</p> <table border="1" data-bbox="1397 520 2585 1035"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="5">放射線・化学管理課長</td> <td>4台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>3台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>3台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3台<sup>※1※2</sup></td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>4台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td>23台<sup>※3※4</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>2台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台<sup>※1※5</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉共用  ※2：1台は表102の試料放射能測定装置と共用  ※3：管理区域外測定用の3台を含む。  ※4：雑固体焼却炉建家に設置されているエリアモニタ3台を含む。  ※5：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台 <sup>※1</sup>	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台 <sup>※1</sup>	汚染密度測定用サーベイメータ	3台 <sup>※1</sup>	退出モニタ	3台 <sup>※1</sup>	試料放射能測定装置	3台 <sup>※1※2</sup>	積算線量計測定装置	1台 <sup>※1</sup>	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台 <sup>※1</sup>	モニタリングステーション	1台 <sup>※1</sup>	エリアモニタ	計装計画課長	23台 <sup>※3※4</sup>	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 <sup>※1</sup>	積算線量計測定装置	1台 <sup>※1※5</sup>	<p>1号炉の廃止措置に伴う数量変更および記載事項の明確化</p>
分類	計測器種類	担当課長	数量																																																																					
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台																																																																					
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台																																																																					
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台																																																																					
	退出モニタ		3台																																																																					
	試料放射能測定装置		3台 <sup>※1</sup>																																																																					
	積算線量計測定装置		1台																																																																					
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台																																																																					
	モニタリングステーション		1台																																																																					
	エリアモニタ	計装計画課長	30台 <sup>※2</sup>																																																																					
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台																																																																					
	積算線量計測定装置		1台 <sup>※3</sup>																																																																					
分類	計測器種類	担当課長	数量																																																																					
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台 <sup>※1</sup>																																																																					
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台 <sup>※1</sup>																																																																					
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台 <sup>※1</sup>																																																																					
	退出モニタ		3台 <sup>※1</sup>																																																																					
	試料放射能測定装置		3台 <sup>※1※2</sup>																																																																					
	積算線量計測定装置		1台 <sup>※1</sup>																																																																					
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台 <sup>※1</sup>																																																																					
	モニタリングステーション		1台 <sup>※1</sup>																																																																					
	エリアモニタ	計装計画課長	23台 <sup>※3※4</sup>																																																																					
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 <sup>※1</sup>																																																																					
	積算線量計測定装置		1台 <sup>※1※5</sup>																																																																					

変更前	変更後	備考
<p>(保守管理計画) 第 119 条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【保守管理計画】</b></p> <p>1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は「原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209-2007)」に従うものとする。</p> <p>2. 保守管理の実施方針および保守管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3 参照) を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、第 119 条の 3 に定める長期保守管理方針を策定または変更した場合には、長期保守管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。 (3) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3 参照) を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2. の保守管理目標を達成するため 4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。 また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3 参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子力発電施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (3) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令 (昭和 40 年通商産業省令第 62 号) (以下、「省令 62 号」という。)」に規定される設備 (1, 2 号炉) (4) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を受けた設備 (3 号炉) (5) 多様性拡張設備<sup>※1</sup> (3 号炉) (6) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (7) その他自ら定める設備</p> <p>※1 : 多様性拡張設備とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則上のすべての要求事項を満たすこと、およびすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(保守管理計画) 第 119 条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【保守管理計画】</b></p> <p>1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は「原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209-2007)」に従うものとする。</p> <p>2. 保守管理の実施方針および保守管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3 参照) を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、第 119 条の 3 に定める長期保守管理方針を策定または変更した場合には、長期保守管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。 (3) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3 参照) を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2. の保守管理目標を達成するため 4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。 また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3 参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子力発電施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (3) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令 (昭和 40 年通商産業省令第 62 号) (以下、「省令 62 号」という。)」に規定される設備 (2 号炉) (4) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を受けた設備 (3 号炉) (5) 多様性拡張設備<sup>※1</sup> (3 号炉) (6) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (7) その他自ら定める設備</p> <p>※1 : 多様性拡張設備とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則上のすべての要求事項を満たすこと、およびすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>1 号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第 2 編に規定することから、運転段階の保安規定 (2 号炉および 3 号炉) として 1 号炉の記載を削除する。</p>

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針)</p> <p>第119条の3 原子力部長は、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物※<sup>1</sup>ならびに3号炉の常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物※<sup>1</sup>※<sup>2</sup>について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施手順および実施体制を定め、これに基づき以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定</p> <p>2 原子力部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合その他前項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、前項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。</p> <p>3 <u>1号炉および2号炉</u>の長期保守管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。</p> <p>(原子力防災訓練)</p> <p>第124条 安全技術課長は、原子力防災組織の構成員に対して非常事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、所長に報告する。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針)</p> <p>第119条の3 原子力部長は、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物※<sup>1</sup>ならびに3号炉の常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物※<sup>1</sup>※<sup>2</sup>について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施手順および実施体制を定め、これに基づき以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定</p> <p>2 原子力部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合その他前項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、前項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。</p> <p>3 2号炉の長期保守管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。</p> <p>(原子力防災訓練)</p> <p>第124条 安全技術課長は、原子力防災組織の構成員に対して非常事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、所長に報告する。</p>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>



変更前	変更後	備考
<p>(記 録)</p> <p>第132条 各課長は、表132-1に定める保安に関する記録のうち第1号および第2号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表132-1第40号、第41号、第42号、第43号、第49号および第50号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 各課長は、表132-2および表132-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 組織は、表132-4に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に定める判断基準により、イグナイタを起動している期間</p> <p>※3：「警報装置から発せられた警報」とは、省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報（1，2号炉）ならびに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報（3号炉）をいう。</p> <p>※4：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。</p> <p>※5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※6：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(記 録)</p> <p>第132条 各課長は、表132-1に定める保安に関する記録のうち第1号および第2号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表132-1第40号、第41号、第42号、第43号、第49号および第50号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 各課長は、表132-2および表132-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 組織は、表132-4に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に定める判断基準により、イグナイタを起動している期間</p> <p>※3：「警報装置から発せられた警報」とは、省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報（2号炉）ならびに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報（3号炉）をいう。</p> <p>※4：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。</p> <p>※5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※6：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。</p>

変更前	変更後	備考
(記載なし)	<p style="text-align: center;"> <u>第2編</u>  <u>廃止措置段階の発電用原子炉施設編</u>  <u>(1号炉に係る保安措置)</u> </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p> <u>廃止措置段階とは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の33第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する段階をいう。</u>  <u>また、廃止措置段階にある伊方発電所1号炉に係る発電用原子炉施設を廃止措置段階の発電用原子炉施設という。</u> </p> </div>	<p>保安規定を分編化（運転段階および廃止措置段階）し、「第2編」に1号炉に係る保安措置として廃止措置段階の保安規定を規定する。</p>

変更前	変更後	備考
	<div data-bbox="1466 520 2525 625" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉に係る保安措置）については、別紙1のとおり</p> </div>	<p>保安規定を分編化（運転段階および廃止措置段階）し、「第2編」に1号炉に係る保安措置として廃止措置段階の保安規定を別紙1のとおり規定する。</p>

変更前	変更後	備考
<p>附 則（平成 25 年 7 月 1 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 2 第 74 条の表 74-1 について，非常用発電機の運用を開始するまでは，所要の電力供給が可能な場合，他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則（平成 29 年 2 月 17 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 2 第 4 条，第 5 条，第 7 条，第 8 条，第 9 条，第 12 条，第 17 条の 5，第 17 条の 6，第 17 条の 8 および添付 3 については，平成 29 年 3 月 1 日から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p>	<p>附 則（平成 25 年 7 月 1 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 2 第 74 条の表 74-1 について，非常用発電機の運用を開始するまでは，所要の電力供給が可能な場合，他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則（平成 29 年 2 月 17 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 2 第 4 条，第 5 条，第 7 条，第 8 条，第 9 条，第 12 条，第 17 条の 5，第 17 条の 6，第 17 条の 8 および添付 3 については，平成 29 年 3 月 1 日から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p><u>附 則（平成 年 月 日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，平成 28 年 12 月 26 日付原子力発第 16 287 号をもって認可申請した伊方発電所 1 号炉の廃止措置計画認可申請書について原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し，10 日以内に施行する。</u> <u>2 第 74 条の表 74-1 について，非常用発電機の運用を開始するまでは，所要の電力供給が可能な場合，他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。</u> <u>なお，2 号炉または 3 号炉において，1 号炉の非常用ディーゼル発電機を非常用発電機とみなす期間は，当該非常用ディーゼル発電機について，第 74 条第 2 項に準じて，1 ヶ月に 1 回，次の各号の事項により，動作可能であることを確認する。</u> <u>(1) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し，無負荷運転時の電圧が 6,900±345V および周波数が 60±3Hz であることを確認する。</u> <u>(2) 燃料油サービスタンク貯油量が 825L 以上あること。</u></p>	<p>1 号炉の非常用ディーゼル発電機を 2 号炉または 3 号炉の非常用発電機とみなす期間における規定を追記</p>

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="575 239 943 310">添付1 異常時の運転操作基準 (第91条関連)</p> <p data-bbox="480 449 1020 478">異常時の運転操作基準 (1号炉および2号炉)</p> <p data-bbox="151 533 1365 764">炉心は発電所において最大の放射能インベントリを有する部分であるので、著しい放射能の放出となる炉心の損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し炉心の冷却を維持すること、および発電所外への放射能の放出を防止するために、原子炉格納容器の健全性を確保することを目的として、原子炉の未臨界の維持、原子炉冷却の維持、格納容器健全性の確保に関する以下の事象ベース運転操作基準および安全機能ベース運転操作基準を定め、異常発生時の運転操作を実施する場合の指針として使用する。</p> <p data-bbox="151 772 1365 844">異常発生時には、事象ベース運転操作基準の導入条件および安全機能ベース運転操作基準の導入条件である安全機能パラメータを監視し、事象に適した運転操作基準を使用する。</p> <p data-bbox="151 852 1365 961">事象ベース運転操作基準が適用できない場合または事象ベース運転操作基準による操作中において、安全機能パラメータが安全機能ベース運転操作基準の導入条件となれば、安全機能ベース運転操作基準に移行し安全機能の回復を図る。</p> <p data-bbox="151 970 1365 1041">なお、当直長は、安全上必要と判断した場合は、本運転操作基準にかかわらず、安全側の処置を講じることができる。</p> <p data-bbox="166 1096 243 1125">(中略)</p>	<p data-bbox="1804 239 2172 310">添付1 異常時の運転操作基準 (第91条関連)</p> <p data-bbox="1798 449 2178 478">異常時の運転操作基準 (2号炉)</p> <p data-bbox="1386 533 2599 764">炉心は発電所において最大の放射能インベントリを有する部分であるので、著しい放射能の放出となる炉心の損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し炉心の冷却を維持すること、および発電所外への放射能の放出を防止するために、原子炉格納容器の健全性を確保することを目的として、原子炉の未臨界の維持、原子炉冷却の維持、格納容器健全性の確保に関する以下の事象ベース運転操作基準および安全機能ベース運転操作基準を定め、異常発生時の運転操作を実施する場合の指針として使用する。</p> <p data-bbox="1386 772 2599 844">異常発生時には、事象ベース運転操作基準の導入条件および安全機能ベース運転操作基準の導入条件である安全機能パラメータを監視し、事象に適した運転操作基準を使用する。</p> <p data-bbox="1386 852 2599 961">事象ベース運転操作基準が適用できない場合または事象ベース運転操作基準による操作中において、安全機能パラメータが安全機能ベース運転操作基準の導入条件となれば、安全機能ベース運転操作基準に移行し安全機能の回復を図る。</p> <p data-bbox="1386 970 2599 1041">なお、当直長は、安全上必要と判断した場合は、本運転操作基準にかかわらず、安全側の処置を講じることができる。</p> <p data-bbox="1400 1096 1478 1125">(中略)</p>	<p data-bbox="2623 449 2878 772">1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-1 (1号炉および2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>1. 原子炉トリップ</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉を停止し、未臨界を維持する。</li> <li>原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し、モード3 (高温停止) を確立する。</li> </ul> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップ設定値に達した場合</li> <li>原子炉を手動トリップした場合</li> </ul> <p>③ 主な監視操作内容</p> <p><b>原子炉トリップの確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップの警報発信を確認する。</li> <li>制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。なお、原子炉が自動トリップする設定値になっても、自動トリップしない場合には、手動によりトリップを行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップしゃ断器の開放表示灯の点灯</li> <li>制御棒炉底表示灯の点灯</li> <li>中性子束出力指示値の低下</li> </ul> </li> <li>手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。</li> </ol> <p><b>タービン・発電機トリップの確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>タービンがトリップし、引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。</li> </ol> <p><b>蒸気発生器による除熱確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>主蒸気ダンプ弁または主蒸気逃がし弁の制御状態を確認し、モード3 (高温停止) となることを、1次冷却材温度により確認する。</li> <li>蒸気発生器水位異常低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ給水されることを確認する。</li> <li>補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。</li> </ol> <p><b>加圧器圧力・水位の整定</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>加圧器逃がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。</li> <li>加圧器水位が正常であることを確認する。</li> </ol>	<p>表-1 (2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>1. 原子炉トリップ</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉を停止し、未臨界を維持する。</li> <li>原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し、モード3 (高温停止) を確立する。</li> </ul> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップ設定値に達した場合</li> <li>原子炉を手動トリップした場合</li> </ul> <p>③ 主な監視操作内容</p> <p><b>原子炉トリップの確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップの警報発信を確認する。</li> <li>制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。なお、原子炉が自動トリップする設定値になっても、自動トリップしない場合には、手動によりトリップを行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップしゃ断器の開放表示灯の点灯</li> <li>制御棒炉底表示灯の点灯</li> <li>中性子束出力指示値の低下</li> </ul> </li> <li>手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。</li> </ol> <p><b>タービン・発電機トリップの確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>タービンがトリップし、引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。</li> </ol> <p><b>蒸気発生器による除熱確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>主蒸気ダンプ弁または主蒸気逃がし弁の制御状態を確認し、モード3 (高温停止) となることを、1次冷却材温度により確認する。</li> <li>蒸気発生器水位異常低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ給水されることを確認する。</li> <li>補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。</li> </ol> <p><b>加圧器圧力・水位の整定</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>加圧器逃がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。</li> <li>加圧器水位が正常であることを確認する。</li> </ol>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-2 (1号炉および2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材喪失事象, 2次冷却材喪失事象, 蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に, 炉心の冷却および負の反応度添加を行う。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合</li> </ul> <p>③主な監視操作内容</p> <p><b>非常用炉心冷却系警報の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。</li> </ol> <p><b>非常用炉心冷却系作動信号の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお, 非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には, 手動にて信号を発信させる。</li> </ol> <p><b>原子炉トリップの確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。</li> </ol> <p><b>非常用炉心冷却系作動機器の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動信号, 格納容器隔離信号により, 自動作動する弁, ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお, 正規の状態にならない場合は回復を試みる。</li> <li>非常用ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお, 自動起動していなければ手動にて起動を試みる。</li> <li>非常用炉心冷却系作動シーケンスにより, 非常用炉心冷却系作動機器が, 自動作動することを確認する。なお, 自動作動していない機器があれば手動にて起動を試みる。</li> </ol> <p><b>主給水系隔離状態の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>主給水系の隔離状態を確認する。なお, 隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。</li> </ol> <p><b>中央制御室換気系隔離状態の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお, 隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。</li> </ol> <p><b>主蒸気系隔離状態の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>主蒸気系隔離作動信号が発信されれば, 当該信号により自動作動する弁が正規の状態となることを確認する。なお, 正規の状態にならない場合は回復を試みる。</li> </ol> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>格納容器圧力が上昇し, 原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信すれば, 『原子炉格納容器スプレイ系作動』も確認する。</li> </ol> <p>(中略)</p>	<p>表-2 (2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材喪失事象, 2次冷却材喪失事象, 蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に, 炉心の冷却および負の反応度添加を行う。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合</li> </ul> <p>③主な監視操作内容</p> <p><b>非常用炉心冷却系警報の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。</li> </ol> <p><b>非常用炉心冷却系作動信号の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお, 非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には, 手動にて信号を発信させる。</li> </ol> <p><b>原子炉トリップの確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。</li> </ol> <p><b>非常用炉心冷却系作動機器の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動信号, 格納容器隔離信号により, 自動作動する弁, ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお, 正規の状態にならない場合は回復を試みる。</li> <li>非常用ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお, 自動起動していなければ手動にて起動を試みる。</li> <li>非常用炉心冷却系作動シーケンスにより, 非常用炉心冷却系作動機器が, 自動作動することを確認する。なお, 自動作動していない機器があれば手動にて起動を試みる。</li> </ol> <p><b>主給水系隔離状態の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>主給水系の隔離状態を確認する。なお, 隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。</li> </ol> <p><b>中央制御室換気系隔離状態の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお, 隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。</li> </ol> <p><b>主蒸気系隔離状態の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>主蒸気系隔離作動信号が発信されれば, 当該信号により自動作動する弁が正規の状態となることを確認する。なお, 正規の状態にならない場合は回復を試みる。</li> </ol> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>格納容器圧力が上昇し, 原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信すれば, 『原子炉格納容器スプレイ系作動』も確認する。</li> </ol> <p>(中略)</p>	<p>1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-3 (1号炉および2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(1) 1次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</li> </ul> <p>② 主な監視操作内容</p> <p>『格納容器内での1次冷却材喪失事象』</p> <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>・加圧器水位が下端以上</li> <li>・電動補助給水ポンプ1台分の給水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</li> </ul> </li> <li>2. 非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず、燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、「非常用炉心冷却系再循環切替」へ移行する。</li> </ol> <p>モード5 (低温停止) への移行</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。</li> </ol> <p>「非常用炉心冷却系再循環切替」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 低圧注入系および高圧注入系の水源を、燃料取替用水タンクから再循環サンプに切替える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用炉心冷却系の再循環サンプ切替が不能となった場合は、「非常用炉心冷却系再循環切替不能」へ移行する。</li> </ul> </li> <li>2. 再循環サンプを水源として長期的な冷却を継続する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用炉心冷却系の再循環サンプ切替後に、原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していなければ、「非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p>「非常用炉心冷却系再循環切替不能」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常用炉心冷却系の再循環サンプへの切替を試みる。</li> <li>2. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。</li> <li>3. 主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させ、破断流を減少させる。</li> <li>4. 1次冷却系への注入を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。</li> <li>5. 代替再循環ポンプによる非常用炉心冷却系の代替再循環を開始する。</li> <li>6. 燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以下となれば、燃料取替用水タンクを水源としているすべてのポンプを停止し、水位が回復してくれば、運転を再開する。</li> <li>7. 非常用炉心冷却系の再循環切替が成功すれば、非常用炉心冷却系の代替再循環を停止する。</li> </ol> <p>(中略)</p>	<p>表-3 (2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(1) 1次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</li> </ul> <p>② 主な監視操作内容</p> <p>『格納容器内での1次冷却材喪失事象』</p> <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>・加圧器水位が下端以上</li> <li>・電動補助給水ポンプ1台分の給水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</li> </ul> </li> <li>2. 非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず、燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、「非常用炉心冷却系再循環切替」へ移行する。</li> </ol> <p>モード5 (低温停止) への移行</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。</li> </ol> <p>「非常用炉心冷却系再循環切替」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 低圧注入系および高圧注入系の水源を、燃料取替用水タンクから再循環サンプに切替える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用炉心冷却系の再循環サンプ切替が不能となった場合は、「非常用炉心冷却系再循環切替不能」へ移行する。</li> </ul> </li> <li>2. 再循環サンプを水源として長期的な冷却を継続する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用炉心冷却系の再循環サンプ切替後に、原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していなければ、「非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p>「非常用炉心冷却系再循環切替不能」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常用炉心冷却系の再循環サンプへの切替を試みる。</li> <li>2. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。</li> <li>3. 主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させ、破断流を減少させる。</li> <li>4. 1次冷却系への注入を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。</li> <li>5. 代替再循環ポンプによる非常用炉心冷却系の代替再循環を開始する。</li> <li>6. 燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以下となれば、燃料取替用水タンクを水源としているすべてのポンプを停止し、水位が回復してくれば、運転を再開する。</li> <li>7. 非常用炉心冷却系の再循環切替が成功すれば、非常用炉心冷却系の代替再循環を停止する。</li> </ol> <p>(中略)</p>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>



変更前	変更後	備考
<p>表-4 (1号炉および2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(2) 2次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し未臨界を維持する。</li> </ul> <p>② 主な監視操作内容</p> <p><b>蒸気発生器の隔離</b></p> <p>1. 破損蒸気発生器を隔離する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>破損蒸気発生器の隔離ができず、全蒸気発生器の2次側圧力が低下傾向にある場合は、「全蒸気発生器の異常な減圧」へ移行する。</li> </ul> <p><b>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</b></p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>加圧器水位が下端以上</li> <li>1次冷却材圧力が安定または上昇</li> <li>補助給水ポンプ2台以上運転で健全蒸気発生器水位が上昇、または1基の健全蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</li> </ul> <p><b>モード5 (低温停止) への移行</b></p> <p>1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。</p> <p>「全蒸気発生器の異常な減圧」</p> <p>1. 破損蒸気発生器の隔離を試みる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>隔離に成功すれば、「非常用炉心冷却系の停止条件の確認」に戻る。</li> </ul> <p>2. 1次冷却系の希釈の停止を確認する。</p> <p>3. 1次冷却系の過冷却を防止しつつ、蒸気発生器の除熱機能を維持するために、補助給水流量の調整を行う。</p> <p>4. 1次冷却材温度を確認し、安定または低下していない場合は、主蒸気逃がし弁により1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>5. 復水タンク水位が、補助給水系代替水源切替水位となれば、補助給水系の水源を代替水源に切替える。</p> <p>6. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>加圧器水位が下端以上</li> <li>1次冷却材圧力が安定または上昇</li> </ul> <p>7. モード5 (低温停止) に移行する。</p>	<p>表-4 (2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(2) 2次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し未臨界を維持する。</li> </ul> <p>② 主な監視操作内容</p> <p><b>蒸気発生器の隔離</b></p> <p>1. 破損蒸気発生器を隔離する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>破損蒸気発生器の隔離ができず、全蒸気発生器の2次側圧力が低下傾向にある場合は、「全蒸気発生器の異常な減圧」へ移行する。</li> </ul> <p><b>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</b></p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>加圧器水位が下端以上</li> <li>1次冷却材圧力が安定または上昇</li> <li>補助給水ポンプ2台以上運転で健全蒸気発生器水位が上昇、または1基の健全蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</li> </ul> <p><b>モード5 (低温停止) への移行</b></p> <p>1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。</p> <p>「全蒸気発生器の異常な減圧」</p> <p>1. 破損蒸気発生器の隔離を試みる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>隔離に成功すれば、「非常用炉心冷却系の停止条件の確認」に戻る。</li> </ul> <p>2. 1次冷却系の希釈の停止を確認する。</p> <p>3. 1次冷却系の過冷却を防止しつつ、蒸気発生器の除熱機能を維持するために、補助給水流量の調整を行う。</p> <p>4. 1次冷却材温度を確認し、安定または低下していない場合は、主蒸気逃がし弁により1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>5. 復水タンク水位が、補助給水系代替水源切替水位となれば、補助給水系の水源を代替水源に切替える。</p> <p>6. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>加圧器水位が下端以上</li> <li>1次冷却材圧力が安定または上昇</li> </ul> <p>7. モード5 (低温停止) に移行する。</p>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-5 (1号炉および2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器伝熱管破損事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</li> </ul> <p>② 主な監視操作内容</p> <p><b>破損蒸気発生器の隔離</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>破損蒸気発生器を隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>当該蒸気発生器2次側圧力の低下が継続する場合は、「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>2次系からの汚染拡大防止措置</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>復水器の排気が隔離されていることを確認する。</li> <li>2次冷却材から系外への排水を停止する。</li> </ol> <p><b>1次冷却系の減圧</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度を目標に、健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を行う。</li> <li>健全側の1次冷却材高温側温度が破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度未満になれば、1次冷却系圧力を破損蒸気発生器2次側圧力まで減圧する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却系の減圧ができなければ、「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>加圧器水位が下端以上</li> <li>1次冷却材圧力が減圧操作停止後に安定または上昇</li> </ul> </li> </ol>	<p>表-5 (2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器伝熱管破損事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</li> </ul> <p>② 主な監視操作内容</p> <p><b>破損蒸気発生器の隔離</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>破損蒸気発生器を隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>当該蒸気発生器2次側圧力の低下が継続する場合は、「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>2次系からの汚染拡大防止措置</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>復水器の排気が隔離されていることを確認する。</li> <li>2次冷却材から系外への排水を停止する。</li> </ol> <p><b>1次冷却系の減圧</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度を目標に、健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を行う。</li> <li>健全側の1次冷却材高温側温度が破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度未満になれば、1次冷却系圧力を破損蒸気発生器2次側圧力まで減圧する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却系の減圧ができなければ、「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>加圧器水位が下端以上</li> <li>1次冷却材圧力が減圧操作停止後に安定または上昇</li> </ul> </li> </ol>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	

変更前	変更後	備考
<p>表-6 (1号炉および2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動 (4) 非常用炉心冷却系誤作動収束操作</p> <p>①目的 ・誤作動時に原子炉を安全に停止する。</p> <p>②主な監視操作内容</p> <p><b>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</b></p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>・加圧器水位が下端以上</li> <li>・加圧器圧力が原子炉圧力異常低による非常用炉心冷却系作動設定値以上で安定または上昇</li> <li>・電動補助給水ポンプ1台分の給水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</li> </ul> <p><b>モード3 (高温停止) の確立</b></p> <p>1. ほう酸濃縮を実施し、モード3 (高温停止) を確立する。</p>	<p>表-6 (2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動 (4) 非常用炉心冷却系誤作動収束操作</p> <p>①目的 ・誤作動時に原子炉を安全に停止する。</p> <p>②主な監視操作内容</p> <p><b>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</b></p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>・加圧器水位が下端以上</li> <li>・加圧器圧力が原子炉圧力異常低による非常用炉心冷却系作動設定値以上で安定または上昇</li> <li>・電動補助給水ポンプ1台分の給水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</li> </ul> <p><b>モード3 (高温停止) の確立</b></p> <p>1. ほう酸濃縮を実施し、モード3 (高温停止) を確立する。</p>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-7 (1号炉および2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>3. 原子炉格納容器スプレイ系作動</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器の健全性を確保する。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動設定値に達した場合</li> </ul> <p>③主な監視操作内容</p> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系警報の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動、格納容器隔離作動の警報発信を確認する。</li> </ol> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお、原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて発信させる。</li> </ol> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系作動機器の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系不作動の場合は、『安全機能ベース運転操作基準「格納容器健全性の確保」』へ移行する。</li> </ul> </li> <li>原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</li> <li>燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、原子炉格納容器スプレイ系の水源を、燃料取替用水タンクから再循環サンプに切替える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系の再循環サンプ切替が不能となった場合は、「原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p>「原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系の再循環サンプへの切替を試みる。</li> <li>原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</li> <li>原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>燃料取替用水タンクに水を補給する。</li> <li>原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。</li> <li>原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となり、燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以上となれば、1系統の原子炉格納容器スプレイ系の運転を再開する。なお、水位異常低以下となれば、原子炉格納容器スプレイ系の運転を停止する。</li> <li>原子炉格納容器スプレイ系の再循環切替が成功し、原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</li> </ol>	<p>表-7 (2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>3. 原子炉格納容器スプレイ系作動</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器の健全性を確保する。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動設定値に達した場合</li> </ul> <p>③主な監視操作内容</p> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系警報の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動、格納容器隔離作動の警報発信を確認する。</li> </ol> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお、原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて発信させる。</li> </ol> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系作動機器の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系不作動の場合は、『安全機能ベース運転操作基準「格納容器健全性の確保」』へ移行する。</li> </ul> </li> <li>原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</li> <li>燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、原子炉格納容器スプレイ系の水源を、燃料取替用水タンクから再循環サンプに切替える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系の再循環サンプ切替が不能となった場合は、「原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p>「原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系の再循環サンプへの切替を試みる。</li> <li>原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</li> <li>原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>燃料取替用水タンクに水を補給する。</li> <li>原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。</li> <li>原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となり、燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以上となれば、1系統の原子炉格納容器スプレイ系の運転を再開する。なお、水位異常低以下となれば、原子炉格納容器スプレイ系の運転を停止する。</li> <li>原子炉格納容器スプレイ系の再循環切替が成功し、原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</li> </ol>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-8 (1号炉および2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保 (1) 全交流電源喪失</p> <p>①目的 ・すべての交流電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。</p> <p>②導入条件 ・すべての非常用母線および常用母線の電圧が零ボルト</p> <p>③主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原子炉トリップを確認する。</li> <li>2. タービントリップを確認する。</li> <li>3. タービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器に給水されていることを確認する。</li> <li>4. 非常用ディーゼル発電機手動起動により非常用母線の電源回復操作を行う。 ・非常用ディーゼル発電機による電源回復ができない場合は、外部電源による電源回復操作を行う。 ・電源が回復されれば、モード3 (高温停止) に移行する。</li> <li>5. 主要機器の自動起動ブロックを行う。</li> <li>6. 不要な直流負荷を切り離す。</li> <li>7. 隣接ユニットの非常用母線から号機間電源融通を行い、崩壊熱除去に必要な機器を起動する。なお、電源が確立されるまでの間、「順序8～11」の操作を並行して行う。</li> <li>8. 蒸気発生器の給水および蒸気ラインの隔離を確認する。</li> <li>9. 復水タンク水位が補助給水系代替水源切替水位となれば、補助給水系の水源を代替水源に切替える。</li> <li>10. 主蒸気逃がし弁により1次冷却系の冷却を行う。</li> <li>11. 非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信された場合は、格納容器隔離の作動状況を確認後、作動信号をリセットし、必要な機器の作動は非常用母線の電源回復後に手動にて行う。</li> <li>12. 非常用母線電源もしくは号機間電源融通により電源が確立された場合は、モード3 (高温停止) に移行する。</li> <li>13. 号機間電源融通中に非常用母線の電源が回復した場合は、号機間電源融通を解除する。</li> </ol>	<p>表-8 (2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保 (1) 全交流電源喪失</p> <p>①目的 ・すべての交流電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。</p> <p>②導入条件 ・すべての非常用母線および常用母線の電圧が零ボルト</p> <p>③主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原子炉トリップを確認する。</li> <li>2. タービントリップを確認する。</li> <li>3. タービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器に給水されていることを確認する。</li> <li>4. 非常用ディーゼル発電機手動起動により非常用母線の電源回復操作を行う。 ・非常用ディーゼル発電機による電源回復ができない場合は、外部電源による電源回復操作を行う。 ・電源が回復されれば、モード3 (高温停止) に移行する。</li> <li>5. 主要機器の自動起動ブロックを行う。</li> <li>6. 不要な直流負荷を切り離す。</li> <li>7. 隣接ユニットの非常用母線から号機間電源融通を行い、崩壊熱除去に必要な機器を起動する。なお、電源が確立されるまでの間、「順序8～11」の操作を並行して行う。</li> <li>8. 蒸気発生器の給水および蒸気ラインの隔離を確認する。</li> <li>9. 復水タンク水位が補助給水系代替水源切替水位となれば、補助給水系の水源を代替水源に切替える。</li> <li>10. 主蒸気逃がし弁により1次冷却系の冷却を行う。</li> <li>11. 非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信された場合は、格納容器隔離の作動状況を確認後、作動信号をリセットし、必要な機器の作動は非常用母線の電源回復後に手動にて行う。</li> <li>12. 非常用母線電源もしくは号機間電源融通により電源が確立された場合は、モード3 (高温停止) に移行する。</li> <li>13. 号機間電源融通中に非常用母線の電源が回復した場合は、号機間電源融通を解除する。</li> </ol>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-9 (1号炉および2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保</p> <p>(2) 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合に、原子炉補機冷却水系の機能を維持するため、適切な運転操作を行うことを目的とする。</li> </ul> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合</li> </ul> <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>手動による原子炉トリップを行う。</li> <li>1次冷却材ポンプを全台停止する。</li> <li>原子炉補機冷却水ポンプを全台停止する。</li> <li>健全ヘッダからの流出を防止するため系統分離を行う。</li> <li>充てん系ポンプを停止する。</li> <li>制御用空気系の空気供給を所内用空気系より行う。</li> <li>原子炉補機冷却水サージタンクに補給されていることを確認する。</li> <li>破断箇所が判明したら、「破断ヘッダに対応した措置」に移行する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>破断箇所が不明の場合には、「充てん系ポンプ停止の措置」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p>「破断ヘッダに対応した措置」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1台の充てん系ポンプの冷却を、代替補機冷却を行うことにより確保し、当該充てん系ポンプを起動し、1次冷却系にほう酸水を注入する。</li> <li>余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を行う。</li> <li>余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。</li> <li>健全ヘッダの隔離を解除する。</li> <li>破断ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクへの補給を停止する。</li> <li>原子炉補機冷却水冷却器への海水の通水を確認する。</li> <li>充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は、「充てん系ポンプ停止の措置」に移行する。</li> <li>健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確保されれば、健全ヘッダの原子炉補機冷却水ポンプを起動する。</li> <li>充てん系ポンプの冷却を行っていた代替補機冷却を停止する。</li> <li>健全ヘッダ側の制御用空気系を起動し所内用空気系からの空気供給を停止する。</li> <li>モード5 (低温停止) に移行する。</li> </ol>	<p>表-9 (2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保</p> <p>(2) 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合に、原子炉補機冷却水系の機能を維持するため、適切な運転操作を行うことを目的とする。</li> </ul> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合</li> </ul> <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>手動による原子炉トリップを行う。</li> <li>1次冷却材ポンプを全台停止する。</li> <li>原子炉補機冷却水ポンプを全台停止する。</li> <li>健全ヘッダからの流出を防止するため系統分離を行う。</li> <li>充てん系ポンプを停止する。</li> <li>制御用空気系の空気供給を所内用空気系より行う。</li> <li>原子炉補機冷却水サージタンクに補給されていることを確認する。</li> <li>破断箇所が判明したら、「破断ヘッダに対応した措置」に移行する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>破断箇所が不明の場合には、「充てん系ポンプ停止の措置」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p>「破断ヘッダに対応した措置」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1台の充てん系ポンプの冷却を、代替補機冷却を行うことにより確保し、当該充てん系ポンプを起動し、1次冷却系にほう酸水を注入する。</li> <li>余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を行う。</li> <li>余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。</li> <li>健全ヘッダの隔離を解除する。</li> <li>破断ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクへの補給を停止する。</li> <li>原子炉補機冷却水冷却器への海水の通水を確認する。</li> <li>充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は、「充てん系ポンプ停止の措置」に移行する。</li> <li>健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確保されれば、健全ヘッダの原子炉補機冷却水ポンプを起動する。</li> <li>充てん系ポンプの冷却を行っていた代替補機冷却を停止する。</li> <li>健全ヘッダ側の制御用空気系を起動し所内用空気系からの空気供給を停止する。</li> <li>モード5 (低温停止) に移行する。</li> </ol>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	

変更前	変更後	備考								
<p>表-10 (1号炉および2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>1. 未臨界の維持</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉を停止し、未臨界を維持する。</li> <li>原子炉停止後の未臨界性を確保する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="172 472 1344 636"> <tr> <td data-bbox="172 472 736 569">②導入条件 (1)原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率が正</td> <td data-bbox="736 472 1344 569">④脱出条件 (1)原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率が零または負</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 569 736 636">(2)線源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大</td> <td data-bbox="736 569 1344 636">(2)線源領域起動率が零または負、およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下</td> </tr> </table> <p>③主な監視操作内容</p> <p>「原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率の正が確認された場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップを確認し、できていなければ次のいずれかにより原子炉をトリップさせる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>手動原子炉トリップ</li> <li>MGセットの電源を断</li> <li>制御棒手動挿入</li> <li>現地原子炉トリップしゃ断器の開放</li> </ul> </li> <li>タービントリップを確認し、できていなければ次のいずれかによりタービンをトリップさせる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>手動タービントリップ</li> <li>主蒸気隔離弁、および主蒸気バイパス隔離弁の閉止</li> <li>蒸気加減弁の閉止</li> <li>現地タービントリップ</li> </ul> </li> <li>蒸気発生器2次側の給水量を確認し、給水量を調整する。</li> <li>ほう酸注入を実施する。</li> <li>ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</li> <li>1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気バイパス隔離弁の閉止を確認する。</li> <li>蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</li> <li>原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率の零または負の確認ができなければ、「順序4」へ戻る。</li> </ol> <p>「線源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大が確認された場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ほう酸注入を実施する。</li> <li>ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</li> <li>1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気バイパス隔離弁の閉止を確認する。</li> <li>蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</li> <li>線源領域起動率が零、または負、およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下を確認できなければ、「順序1」に戻る。</li> </ol>	②導入条件 (1)原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率が正	④脱出条件 (1)原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率が零または負	(2)線源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大	(2)線源領域起動率が零または負、およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下	<p>表-10 (2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>1. 未臨界の維持</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉を停止し、未臨界を維持する。</li> <li>原子炉停止後の未臨界性を確保する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1403 472 2576 636"> <tr> <td data-bbox="1403 472 1967 569">②導入条件 (1)原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率が正</td> <td data-bbox="1967 472 2576 569">④脱出条件 (1)原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率が零または負</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1403 569 1967 636">(2)線源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大</td> <td data-bbox="1967 569 2576 636">(2)線源領域起動率が零または負、およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下</td> </tr> </table> <p>③主な監視操作内容</p> <p>「原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率の正が確認された場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップを確認し、できていなければ次のいずれかにより原子炉をトリップさせる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>手動原子炉トリップ</li> <li>MGセットの電源を断</li> <li>制御棒手動挿入</li> <li>現地原子炉トリップしゃ断器の開放</li> </ul> </li> <li>タービントリップを確認し、できていなければ次のいずれかによりタービンをトリップさせる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>手動タービントリップ</li> <li>主蒸気隔離弁、および主蒸気バイパス隔離弁の閉止</li> <li>蒸気加減弁の閉止</li> <li>現地タービントリップ</li> </ul> </li> <li>蒸気発生器2次側の給水量を確認し、給水量を調整する。</li> <li>ほう酸注入を実施する。</li> <li>ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</li> <li>1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気バイパス隔離弁の閉止を確認する。</li> <li>蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</li> <li>原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率の零または負の確認ができなければ、「順序4」へ戻る。</li> </ol> <p>「線源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大が確認された場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ほう酸注入を実施する。</li> <li>ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</li> <li>1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気バイパス隔離弁の閉止を確認する。</li> <li>蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</li> <li>線源領域起動率が零、または負、およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下を確認できなければ、「順序1」に戻る。</li> </ol>	②導入条件 (1)原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率が正	④脱出条件 (1)原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率が零または負	(2)線源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大	(2)線源領域起動率が零または負、およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
②導入条件 (1)原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率が正	④脱出条件 (1)原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率が零または負									
(2)線源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大	(2)線源領域起動率が零または負、およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下									
②導入条件 (1)原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率が正	④脱出条件 (1)原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率が零または負									
(2)線源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大	(2)線源領域起動率が零または負、およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下									

変更前	変更後	備考								
<p>表-11 (1号炉および2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>2. 炉心冷却の維持</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>炉心の冷却が不適切な場合、炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行い、炉心冷却を維持する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="172 451 1344 745"> <tr> <td data-bbox="172 451 736 661"> <p>②導入条件</p> <p>(1) 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上</p> </td> <td data-bbox="736 451 1344 661"> <p>④ 脱出条件</p> <p>(1) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注入がなされていること</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 661 736 745"> <p>(2) 1次冷却系が飽和状態または過熱状態</p> </td> <td data-bbox="736 661 1344 745"> <p>(2) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満</p> </td> </tr> </table> <p>③主な監視操作内容</p> <p>「炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上の場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注入を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系により注入されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。</li> <li>非常用炉心冷却系による注入ができなければ、「非常用炉心冷却系の確立ができない場合」へ移行する。</li> </ul> </li> <li>蒸気発生器へ給水されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器へ給水されていない場合は、給水の回復を図る。</li> </ul> </li> <li>主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ、「順序2」に戻る。</li> </ol> <p>「非常用炉心冷却系の確立ができない場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>充てん系による注入を試みる。</li> <li>蒸気発生器へ給水されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>給水されていない場合は、給水の回復を図る。</li> <li>給水の回復ができず、蓄圧注入系、低圧注入系による注入が可能であれば、加圧器逃がし弁の強制開により1次冷却系を減圧し、蓄圧注入系、低圧注入系による注入を行う。</li> </ul> </li> <li>主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>炉心出口温度が飽和温度以下、および少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注入が確認できなければ、「順序2」に戻る。</li> </ol> <p>(中略)</p>	<p>②導入条件</p> <p>(1) 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上</p>	<p>④ 脱出条件</p> <p>(1) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注入がなされていること</p>	<p>(2) 1次冷却系が飽和状態または過熱状態</p>	<p>(2) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満</p>	<p>表-11 (2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>2. 炉心冷却の維持</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>炉心の冷却が不適切な場合、炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行い、炉心冷却を維持する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1403 451 2576 745"> <tr> <td data-bbox="1403 451 1967 661"> <p>②導入条件</p> <p>(1) 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上</p> </td> <td data-bbox="1967 451 2576 661"> <p>④ 脱出条件</p> <p>(1) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注入がなされていること</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1403 661 1967 745"> <p>(2) 1次冷却系が飽和状態または過熱状態</p> </td> <td data-bbox="1967 661 2576 745"> <p>(2) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満</p> </td> </tr> </table> <p>③主な監視操作内容</p> <p>「炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上の場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注入を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系により注入されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。</li> <li>非常用炉心冷却系による注入ができなければ、「非常用炉心冷却系の確立ができない場合」へ移行する。</li> </ul> </li> <li>蒸気発生器へ給水されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器へ給水されていない場合は、給水の回復を図る。</li> </ul> </li> <li>主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ、「順序2」に戻る。</li> </ol> <p>「非常用炉心冷却系の確立ができない場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>充てん系による注入を試みる。</li> <li>蒸気発生器へ給水されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>給水されていない場合は、給水の回復を図る。</li> <li>給水の回復ができず、蓄圧注入系、低圧注入系による注入が可能であれば、加圧器逃がし弁の強制開により1次冷却系を減圧し、蓄圧注入系、低圧注入系による注入を行う。</li> </ul> </li> <li>主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>炉心出口温度が飽和温度以下、および少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注入が確認できなければ、「順序2」に戻る。</li> </ol> <p>(中略)</p>	<p>②導入条件</p> <p>(1) 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上</p>	<p>④ 脱出条件</p> <p>(1) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注入がなされていること</p>	<p>(2) 1次冷却系が飽和状態または過熱状態</p>	<p>(2) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満</p>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
<p>②導入条件</p> <p>(1) 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上</p>	<p>④ 脱出条件</p> <p>(1) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注入がなされていること</p>									
<p>(2) 1次冷却系が飽和状態または過熱状態</p>	<p>(2) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満</p>									
<p>②導入条件</p> <p>(1) 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上</p>	<p>④ 脱出条件</p> <p>(1) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注入がなされていること</p>									
<p>(2) 1次冷却系が飽和状態または過熱状態</p>	<p>(2) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満</p>									



変更前	変更後	備考				
<p>表-12 (1号炉および2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>3. 蒸気発生器除熱機能の維持</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器2次側の保有水を回復し、蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い蒸気発生器除熱機能を維持する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="172 457 1344 835"> <tr> <td data-bbox="172 457 736 625"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の給水流量未満</li> </ul> </td> <td data-bbox="736 457 1344 835"> <p>④脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材圧力が健全蒸気発生器圧力より低い場合</li> <li>または</li> <li>余熱除去系による除熱ができる場合</li> <li>または</li> <li>補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の給水流量以上、またはいずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>③主な監視操作内容</p> <p><b>蒸気発生器蒸気放出経路の確保</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁による蒸気放出経路の回復を図る。</li> </ol> <p><b>蒸気発生器給水の確保</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>補助給水系による蒸気発生器の給水回復を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>回復できなければ主給水系により、蒸気発生器への給水を回復させる。</li> <li>蒸気発生器への給水が回復せず、全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば、「フィードアンドブリード運転」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>フィードアンドブリード運転</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。</li> <li>加圧器逃がし弁を強制開としフィードアンドブリード運転を開始する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>いずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上となれば、加圧器逃がし弁を閉止し『事象ベース運転操作基準「1次冷却材喪失事象収束操作」』に戻る。</li> </ul> </li> </ol>	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の給水流量未満</li> </ul>	<p>④脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材圧力が健全蒸気発生器圧力より低い場合</li> <li>または</li> <li>余熱除去系による除熱ができる場合</li> <li>または</li> <li>補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の給水流量以上、またはいずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上</li> </ul>	<p>表-12 (2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>3. 蒸気発生器除熱機能の維持</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器2次側の保有水を回復し、蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い蒸気発生器除熱機能を維持する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1403 457 2576 835"> <tr> <td data-bbox="1403 457 1967 625"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の給水流量未満</li> </ul> </td> <td data-bbox="1967 457 2576 835"> <p>④脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材圧力が健全蒸気発生器圧力より低い場合</li> <li>または</li> <li>余熱除去系による除熱ができる場合</li> <li>または</li> <li>補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の給水流量以上、またはいずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>③主な監視操作内容</p> <p><b>蒸気発生器蒸気放出経路の確保</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁による蒸気放出経路の回復を図る。</li> </ol> <p><b>蒸気発生器給水の確保</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>補助給水系による蒸気発生器の給水回復を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>回復できなければ主給水系により、蒸気発生器への給水を回復させる。</li> <li>蒸気発生器への給水が回復せず、全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば、「フィードアンドブリード運転」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>フィードアンドブリード運転</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。</li> <li>加圧器逃がし弁を強制開としフィードアンドブリード運転を開始する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>いずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上となれば、加圧器逃がし弁を閉止し『事象ベース運転操作基準「1次冷却材喪失事象収束操作」』に戻る。</li> </ul> </li> </ol>	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の給水流量未満</li> </ul>	<p>④脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材圧力が健全蒸気発生器圧力より低い場合</li> <li>または</li> <li>余熱除去系による除熱ができる場合</li> <li>または</li> <li>補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の給水流量以上、またはいずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上</li> </ul>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の給水流量未満</li> </ul>	<p>④脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材圧力が健全蒸気発生器圧力より低い場合</li> <li>または</li> <li>余熱除去系による除熱ができる場合</li> <li>または</li> <li>補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の給水流量以上、またはいずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上</li> </ul>					
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の給水流量未満</li> </ul>	<p>④脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材圧力が健全蒸気発生器圧力より低い場合</li> <li>または</li> <li>余熱除去系による除熱ができる場合</li> <li>または</li> <li>補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の給水流量以上、またはいずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上</li> </ul>					

変更前	変更後	備考				
<p>表-13 (1号炉および2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>4. 格納容器健全性の確保</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器圧力上昇により、原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合、原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い、原子炉格納容器の健全性を確保する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="172 527 1329 699"> <tr> <td data-bbox="172 527 736 699"> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動</li> </ul> </td> <td data-bbox="736 527 1329 699"> <p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系が作動し、原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器最高使用圧力以下となった場合</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>格納容器隔離信号により、自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。</li> <li>1系統以上の原子炉格納容器スプレイ系の起動を試みる。</li> <li>2次冷却材喪失事象の場合は、破損蒸気発生器の隔離を行う。</li> <li>原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</li> <li>原子炉格納容器スプレイ系が1系統以上作動し、格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ、「順序2」に戻る。</li> </ol>	<p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動</li> </ul>	<p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系が作動し、原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器最高使用圧力以下となった場合</li> </ul>	<p>表-13 (2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>4. 格納容器健全性の確保</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器圧力上昇により、原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合、原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い、原子炉格納容器の健全性を確保する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1403 527 2561 699"> <tr> <td data-bbox="1403 527 1967 699"> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動</li> </ul> </td> <td data-bbox="1967 527 2561 699"> <p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系が作動し、原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器最高使用圧力以下となった場合</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>格納容器隔離信号により、自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。</li> <li>1系統以上の原子炉格納容器スプレイ系の起動を試みる。</li> <li>2次冷却材喪失事象の場合は、破損蒸気発生器の隔離を行う。</li> <li>原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</li> <li>原子炉格納容器スプレイ系が1系統以上作動し、格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ、「順序2」に戻る。</li> </ol>	<p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動</li> </ul>	<p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系が作動し、原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器最高使用圧力以下となった場合</li> </ul>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
<p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動</li> </ul>	<p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系が作動し、原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器最高使用圧力以下となった場合</li> </ul>					
<p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動</li> </ul>	<p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系が作動し、原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器最高使用圧力以下となった場合</li> </ul>					

変更前	変更後	備考				
<p>表-14 (1号炉および2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>5. 放射能放出防止</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合、原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い、放射性物質放出を防止する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="172 451 1329 604"> <tr> <td data-bbox="172 451 736 604"> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が <math>1 \times 10^3</math> mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動</li> </ul> </td> <td data-bbox="736 451 1329 604"> <p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>格納容器隔離信号を手動で発信する。</li> <li>格納容器隔離信号により自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</li> <li>原子炉格納容器内放射線レベルが、<math>1 \times 10^4</math> mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイ系作動信号を手動で発信し、原子炉格納容器スプレイ系を起動する。</li> </ol>	<p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が <math>1 \times 10^3</math> mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動</li> </ul>	<p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動</li> </ul>	<p>表-14 (2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>5. 放射能放出防止</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合、原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い、放射性物質放出を防止する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1403 451 2561 604"> <tr> <td data-bbox="1403 451 1967 604"> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が <math>1 \times 10^3</math> mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動</li> </ul> </td> <td data-bbox="1967 451 2561 604"> <p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>格納容器隔離信号を手動で発信する。</li> <li>格納容器隔離信号により自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</li> <li>原子炉格納容器内放射線レベルが、<math>1 \times 10^4</math> mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイ系作動信号を手動で発信し、原子炉格納容器スプレイ系を起動する。</li> </ol>	<p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が <math>1 \times 10^3</math> mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動</li> </ul>	<p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動</li> </ul>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。</p>
<p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が <math>1 \times 10^3</math> mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動</li> </ul>	<p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動</li> </ul>					
<p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が <math>1 \times 10^3</math> mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動</li> </ul>	<p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動</li> </ul>					

変更前	変更後	備考				
<p>表-15 (1号炉および2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>6. 1次系保有水の維持</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次系保有水を回復するための適切な運転操作を行い，1次系保有水を維持する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="172 428 1329 575"> <tr> <td data-bbox="172 428 736 575"> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加圧器水位が，水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合（ただし，非常用炉心冷却系が作動している場合を除く）</li> </ul> </td> <td data-bbox="736 428 1329 575"> <p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加圧器水位が，水位低抽出水隔離弁閉設定値以上</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 抽出水ラインの隔離を確認する。なお，隔離できていなければ手動により隔離を試みる。</li> <li>2. 充てん流量を確保し，加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。</li> </ol>	<p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加圧器水位が，水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合（ただし，非常用炉心冷却系が作動している場合を除く）</li> </ul>	<p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加圧器水位が，水位低抽出水隔離弁閉設定値以上</li> </ul>	<p>表-15 (2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>6. 1次系保有水の維持</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次系保有水を回復するための適切な運転操作を行い，1次系保有水を維持する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1403 428 2561 575"> <tr> <td data-bbox="1403 428 1967 575"> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加圧器水位が，水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合（ただし，非常用炉心冷却系が作動している場合を除く）</li> </ul> </td> <td data-bbox="1967 428 2561 575"> <p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加圧器水位が，水位低抽出水隔離弁閉設定値以上</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 抽出水ラインの隔離を確認する。なお，隔離できていなければ手動により隔離を試みる。</li> <li>2. 充てん流量を確保し，加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。</li> </ol>	<p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加圧器水位が，水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合（ただし，非常用炉心冷却系が作動している場合を除く）</li> </ul>	<p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加圧器水位が，水位低抽出水隔離弁閉設定値以上</li> </ul>	<p>1号炉廃止措置に伴い，廃止措置の保安規定として第2編に規定することから，運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。</p>
<p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加圧器水位が，水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合（ただし，非常用炉心冷却系が作動している場合を除く）</li> </ul>	<p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加圧器水位が，水位低抽出水隔離弁閉設定値以上</li> </ul>					
<p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加圧器水位が，水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合（ただし，非常用炉心冷却系が作動している場合を除く）</li> </ul>	<p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加圧器水位が，水位低抽出水隔離弁閉設定値以上</li> </ul>					

変更前	変更後	備考																				
<div style="text-align: right;">参考</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="text-align: center;"><u>1号炉および2号炉</u></td> </tr> <tr> <td>再循環切替水位</td> <td style="text-align: center;">燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの15%</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク水位異常低</td> <td style="text-align: center;">燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの4%</td> </tr> <tr> <td>補助給水系代替水源切替水位</td> <td style="text-align: center;">復水タンク水位計 1m</td> </tr> <tr> <td>加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値</td> <td style="text-align: center;">加圧器水位計 計器スパンの19%</td> </tr> </table>		<u>1号炉および2号炉</u>	再循環切替水位	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの15%	燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの4%	補助給水系代替水源切替水位	復水タンク水位計 1m	加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スパンの19%	<div style="text-align: right;">参考</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="text-align: center;">2号炉</td> </tr> <tr> <td>再循環切替水位</td> <td style="text-align: center;">燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの15%</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク水位異常低</td> <td style="text-align: center;">燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの4%</td> </tr> <tr> <td>補助給水系代替水源切替水位</td> <td style="text-align: center;">復水タンク水位計 1m</td> </tr> <tr> <td>加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値</td> <td style="text-align: center;">加圧器水位計 計器スパンの19%</td> </tr> </table>		2号炉	再循環切替水位	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの15%	燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの4%	補助給水系代替水源切替水位	復水タンク水位計 1m	加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スパンの19%	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。</p>
	<u>1号炉および2号炉</u>																					
再循環切替水位	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの15%																					
燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの4%																					
補助給水系代替水源切替水位	復水タンク水位計 1m																					
加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スパンの19%																					
	2号炉																					
再循環切替水位	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの15%																					
燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの4%																					
補助給水系代替水源切替水位	復水タンク水位計 1m																					
加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スパンの19%																					

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="418 275 1098 348">添付2 火災，内部溢水および自然災害対応に係る実施基準 (第17条，第17条の2および第17条の3関連)</p> <p data-bbox="454 447 1062 478">火災，内部溢水および自然災害対応に係る実施基準</p> <p data-bbox="181 527 1362 632">本「実施基準」は，火災が発生した場合，発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合およびその他自然災害が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p data-bbox="157 678 276 709">1 火災</p> <p data-bbox="181 716 1362 821">防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1.1項から1.6項を含む火災防護計画を策定する。また，各課長は，火災防護計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p data-bbox="181 867 641 898">1.1 初期消火活動のための体制の整備</p> <p data-bbox="181 905 1362 1440">(1) 防災課長は，発電所から消防機関へ通報するため，専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する<sup>※1</sup>。 (2) 防災課長は，連絡責任者，運転員および消防要員からなる初期消火活動を行う要員として，11名以上を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。 (3) 防災課長は，初期消火活動を行うため，表1に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また，初期消火活動に必要なその他資機材を定め，配備する。 (4) 当直長は，第13条に定める巡視により，火災発生の有無を確認する。 (5) 各課長は，最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合，地震終了後，発電所内<sup>※2</sup>の火災発生の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 (6) 防災課長は，前各号に定める初期消火活動のための体制について，総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに，評価結果に基づき，より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p data-bbox="181 1524 1362 1587">※1：専用回線，通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p data-bbox="181 1608 1362 1640">※2：重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する構築物，系統および機器とする。</p>	<p data-bbox="1656 275 2335 348">添付2 火災，内部溢水および自然災害対応に係る実施基準 (第17条，第17条の2および第17条の3関連)</p> <p data-bbox="1691 447 2300 478">火災，内部溢水および自然災害対応に係る実施基準</p> <p data-bbox="1412 527 2594 632">本「実施基準」は，火災が発生した場合，発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合およびその他自然災害が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p data-bbox="1389 678 1507 709">1 火災</p> <p data-bbox="1412 716 2594 821">防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1.1項から1.6項を含む火災防護計画を策定する。また，各課長は，火災防護計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p data-bbox="1412 867 1872 898">1.1 初期消火活動のための体制の整備</p> <p data-bbox="1412 905 2594 1482">(1) 防災課長は，発電所から消防機関へ通報するため，専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する<sup>※1</sup>。 (2) 防災課長は，連絡責任者，運転員および消防要員からなる初期消火活動を行う要員として，11名以上（<u>発電所合計数</u>）を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。 (3) 防災課長は，初期消火活動を行うため，表1に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また，初期消火活動に必要なその他資機材を定め，配備する。 (4) 当直長は，第13条に定める巡視により，火災発生の有無を確認する。 (5) 各課長は，最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合，地震終了後，発電所内<sup>※2</sup>の火災発生の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 (6) 防災課長は，前各号に定める初期消火活動のための体制について，総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに，評価結果に基づき，より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p data-bbox="1412 1524 2594 1587">※1：専用回線，通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p data-bbox="1412 1608 2594 1640">※2：重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する構築物，系統および機器とする。</p>	<p data-bbox="2629 1031 2881 1230">1号炉廃止措置に伴い，廃止措置の保安規定として第2編に規定することから運用を明確化する。</p>

変更前	変更後	備考												
<p>表 1</p> <table border="1" data-bbox="201 304 1249 415"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車<sup>※3</sup></td> <td>1 台 <sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）</td> <td>1,500L以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：400L毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。  ※4：化学消防自動車は、点検または故障の場合には、※3に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</p> <p>1.2 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、通常時ならびに火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p> <p>a. 火災予防活動に関する要員  所長は、各建屋、階および部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</p> <p>b. 自衛消防組織  所長は、火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を編成する。</p> <p>(a) 所長は、自衛消防組織に統括管理者を配置し、自衛消防組織の各班（消防班（消防連絡班、消火班、消防自動車班（初期消火班を含む）で構成）および総務班（総務連絡班、避難誘導班、応急救護班で構成））には、責任者である班長を配置する。</p> <p>(b) 統括管理者は、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括し、自衛消防組織が行う活動に対し、指揮、指令を行う。また、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>(2) 所長は、火災の発生による災害（原子力災害を含む。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第120条に定める組織を整備し、必要な要員を配置する。</p> <p>(以下、省略)</p>	設 備	数 量	化学消防自動車 <sup>※3</sup>	1 台 <sup>※4</sup>	泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）	1,500L以上	<p>表 1</p> <table border="1" data-bbox="1436 304 2484 415"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車<sup>※3</sup></td> <td>1 台 <sup>※4</sup><sup>※5</sup></td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）</td> <td>1,500L以上<sup>※5</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：400L毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。  ※4：化学消防自動車は、点検または故障の場合には、※3に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。  <u>※5：発電所合計数</u></p> <p>1.2 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、通常時ならびに火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p> <p>a. 火災予防活動に関する要員  所長は、各建屋、階および部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</p> <p>b. 自衛消防組織  所長は、火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を編成する。</p> <p>(a) 所長は、自衛消防組織に統括管理者を配置し、自衛消防組織の各班（消防班（消防連絡班、消火班、消防自動車班（初期消火班を含む）で構成）および総務班（総務連絡班、避難誘導班、応急救護班で構成））には、責任者である班長を配置する。</p> <p>(b) 統括管理者は、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括し、自衛消防組織が行う活動に対し、指揮、指令を行う。また、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>(2) 所長は、火災の発生による災害（原子力災害を含む。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第120条に定める組織を整備し、必要な要員を配置する。</p> <p>(以下、省略)</p>	設 備	数 量	化学消防自動車 <sup>※3</sup>	1 台 <sup>※4</sup> <sup>※5</sup>	泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）	1,500L以上 <sup>※5</sup>	<p>1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから運用を明確化する。</p>
設 備	数 量													
化学消防自動車 <sup>※3</sup>	1 台 <sup>※4</sup>													
泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）	1,500L以上													
設 備	数 量													
化学消防自動車 <sup>※3</sup>	1 台 <sup>※4</sup> <sup>※5</sup>													
泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）	1,500L以上 <sup>※5</sup>													

変更前			変更後	備考
添付6 長期保守管理方針 (第119条の3関連)			添付6 長期保守管理方針 (第119条の3関連)	
<u>(1) 1号炉 長期保守管理方針 (始期:平成19年9月30日, 適用期間:10年間)</u>			(削除)	1号炉廃止措置に伴い, 廃止措置の保安規定として第2編に規定することから, 運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。
No.	保安全管理の項目	実施時期 <sup>*1</sup>		
1	<u>余熱除去系統配管等*の内面からの応力腐食割れについては, 原子力安全基盤機構による安全研究「原子力用ステンレス鋼の耐応力腐食割れ実証事業」およびその他の安全基盤研究の成果が得られた場合には, 保全への適用の可否を判断し, 要の場合には実施計画を策定する。</u>  <u>*: 余熱除去系統配管 (母管)</u> <u>1次冷却材系統に接する計装配管</u> <u>1次冷却材圧力 (広域)</u> <u>1次冷却材圧力 (狭域)</u> <u>加圧器圧力</u> <u>1次冷却材流量</u> <u>加圧器水位</u>	短期		
2	<u>原子炉容器のニッケル基合金 (インコネル600合金) の応力腐食割れについては, 以下の事項を行う。</u> <u>① 原子力安全・保安院指示文書「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について (内規)」 (平成21年12月25日付け平成21・11・18原院第1号) に指示されている手法・頻度 (超音波探傷検査およびベアメタル検査・供用期間中検査時) で検査を実施する。</u> <u>② 原子力安全基盤機構による安全研究「ニッケル基合金応力腐食割れ進展評価技術実証」およびその他の安全基盤研究の成果が得られた場合には, 保全への適用の可否を判断し, 要の場合には実施計画を策定する。</u>	①短期 (終了は中長期) ②短期		
3	<u>炉内構造物のステンレス鋼の照射誘起型応力腐食割れについては, 以下の事項を行う。</u> <u>火力原子力発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」, 日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2004」, 原子力安全基盤機構による安全研究「照射誘起型応力腐食割れ評価技術開発」およびその他の安全基盤研究の成果に基づき, 今後の保全の可否を判断し, 要の場合には実施計画を策定する。</u>	中長期		
4	<u>余熱除去ポンプ主軸のフレットイング疲労割れについては, 振動値に上昇傾向など異常兆候が認められた場合には速やかに精密診断を行うよう社内規定に定めて実施する。</u>	短期 (終了は中長期)		



変更前			変更後	備考
No.	保安全管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>	(削除)	1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。
5	<p><u>第2抽気系統配管等<sup>*1</sup>のステンレス鋼配管の母管の内面からの腐食(エロージョン)、および主蒸気系統配管等<sup>*2</sup>の炭素鋼配管の母管の内面からの腐食(エロージョン・コロージョン)については、以下の事項を行う。</u></p> <p><u>① 日本機械学会「発電用原子力設備規格 加圧水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格 JSME S NG1-2006」およびプラントの検査結果に基づき、配管減肉管理に係る社内規定の改訂を行う。</u></p> <p><u>② 肉厚測定による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した第3抽気系統配管については、今後の減肉進展の実測データを反映した耐震安全性の再評価を実施する。</u></p> <p><u>*1：第2抽気系統配管</u>  <u>第1抽気系統配管</u>  <u>ドレン系統配管</u></p> <p><u>*2：主蒸気系統配管</u>  <u>主給水系統配管</u>  <u>グラント蒸気系統配管</u>  <u>低温再熱蒸気系統配管</u>  <u>補助蒸気系統配管</u>  <u>第3抽気系統配管</u>  <u>第2抽気系統配管</u>  <u>第1抽気系統配管</u>  <u>蒸気発生器ブローダウン系統配管</u>  <u>ドレン系統配管</u>  <u>復水系統配管</u></p>	短期 (終了は中長期)		
6	<p><u>主蒸気系統配管等<sup>*</sup>の炭素鋼配管の母管の腐食(外面からの全面腐食)については、保温材を取り外すことの少ない直管部について、代表的なポイントを定め、定期的に保温材を取り外し目視確認を実施する。</u></p> <p><u>*：主蒸気系統配管</u>  <u>主給水系統配管</u></p>	短期 (終了は中長期)		
7	<p><u>蒸気発生器の伝熱管のスケール付着については、汚れ係数からのスケール付着の評価結果に基づき、スケール除去の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</u></p>	中長期		

変更前			変更後	備考
No.	保安全管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>	(削除)	1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。
8	蒸気発生器の管支持板穴へのスケール付着については、渦流探傷検査または目視検査の結果に基づき、付着スケール除去の要否を判断し、要の場合には洗浄を実施する。	中長期		
9	原子炉容器の胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化については、最新知見による脆化予測式で評価を行うとともに、従来の予測と乖離する場合には、使用済試験片の再装荷の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期		
10	炉内構造物の炉心そのの中性子照射による靱性低下については、以下の事項を行う。 火力原子力発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」、日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2004」、原子力安全基盤機構による安全研究「照射誘起型応力腐食割れ評価技術開発」およびその他の安全基盤研究の成果に基づき、今後の保全の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期		
11	炉内構造物の制御棒クラスタ案内管(案内板)の摩耗については、火力原子力発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」および日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2004」に基づき、今後の保全の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期		

変更前			変更後	備考
No.	保安全管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>	(削除)	1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定（2号炉および3号炉）として1号炉の記載を削除する。
12	<p><u>高圧CAケーブル等*の絶縁体の絶縁低下については、原子力安全基盤機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果が得られた場合には、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</u></p> <p>*：高圧CAケーブル  <u>高圧難燃CSHVケーブル</u>  <u>高圧CVケーブル</u>  <u>高圧難燃CVケーブル</u>  <u>PAケーブル</u>  <u>PSHVケーブル</u>  <u>KKケーブル</u>  <u>難燃KKケーブル</u>  <u>難燃PHケーブル</u>  <u>難燃PSHVケーブル</u>  <u>SHVAケーブル</u>  <u>HVVケーブル</u>  <u>難燃SHVVケーブル</u>  <u>SHVVケーブル</u>  <u>VVケーブル</u>  <u>VAケーブル</u>  <u>難燃VVケーブル</u>  <u>EKケーブル</u>  <u>低圧難燃CSHVケーブル</u>  <u>三重同軸ケーブル</u>  <u>難燃三重同軸ケーブル1</u>  <u>難燃三重同軸ケーブル2</u></p>	<p><u>短期</u>  <u>(終了は中長期)</u></p>		
13	<p><u>事故時動作要求のある電動装置のモータ（低圧モータ）の固定子コイルおよび口出線・接続部品の絶縁低下については、60年間の運転期間における温度、放射線、機械的劣化および事故時雰囲気による劣化を想定した試験結果について、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</u></p>	<p><u>短期</u></p>		

変更前			変更後	備考
No.	保安全管理の項目	実施時期※1	(削除)	1号炉廃止措置に伴い、廃止措置の保安規定として第2編に規定することから、運転段階の保安規定(2号炉および3号炉)として1号炉の記載を削除する。
14	<p>コンクリート構造物の強度低下については、以下の事項を行う。</p> <p>① ひび割れの点検方法に関する社内規定を改訂するとともに、アルカリ骨材反応に関する安全基盤研究の成果が得られた場合には、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>② アルカリ骨材反応による膨張に伴う表面ひび割れが発生している機器の支持構造物については、リバウンドハンマーまたはその他の非破壊試験による点検を定期的実施する。</p> <p>③ タービン架台については、柱の傾きおよび梁のたわみの計測を追加するとともに、研究開発中の非破壊による鉄筋破断調査手法の精度を向上させ、実機への適用を図る。</p>	短期 (終了は中長期)		
15	<p>スタッドボルト等*の大気接触部の腐食については、機器の取替を行う場合、調査を実施する。</p> <p>* : スタッドボルト メカニカルアンカ ケミカルアンカ</p>	中長期		
16	<p>ケミカルアンカの樹脂の劣化については、ケミカルアンカの取替を行う場合、調査を実施する。</p>	中長期		
17	<p>原子炉容器のスタッドボルト等*の疲労割れについては、実過渡回数に基づく疲労評価を実施する。</p> <p>* : 1次冷却材ポンプ(ケーシング(吐出ノズル)) 蒸気発生器(管板および給水入口管台) 原子炉容器(スタッドボルト) 加圧器(スプレイライン用管台) 主給水ライン貫通部(伸縮式配管貫通部)(伸縮継手) 1次冷却系統配管(母管) 1次冷却材管(加圧器サージライン用管台) 化学体積制御系統(玉形弁)(弁箱) 安全注入系統(スイング逆止弁)(弁箱) 化学体積制御系統(リフト逆止弁)(弁箱) 加圧器サポート(加圧器スカート溶接部)</p>	中長期		
<p>※1 : 実施時期における、短期とは、平成19年9月30日からの5年間、中長期とは、平成19年9月30日からの10年間をいう。</p>				

変更前			変更後			備考
(2) 2号炉 長期保守管理方針 (始期：平成24年3月19日，適用期間：10年間)			(1) 2号炉 長期保守管理方針 (始期：平成24年3月19日，適用期間：10年間)			記載の適正化
No.	保全管理の項目	実施時期 <sup>※2</sup>	No.	保全管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>	
1	余熱除去ポンプの主軸のフレットング疲労割れについては，ポンプの分解点検時に，主軸の超音波探傷検査を実施する。	中長期	1	余熱除去ポンプの主軸のフレットング疲労割れについては，ポンプの分解点検時に，主軸の超音波探傷検査を実施する。	中長期	
2	スタッドボルト等*の大気接触部の腐食については，伊方2号炉も含め原子力発電所共通として，基礎ボルトを取り外す機会を利用してサンプリング等により調査を実施する。 *：スタッドボルト メカニカルアンカ ケミカルアンカ	中長期	2	スタッドボルト等*の大気接触部の腐食については，伊方2号炉も含め原子力発電所共通として，基礎ボルトを取り外す機会を利用してサンプリング等により調査を実施する。 *：スタッドボルト メカニカルアンカ ケミカルアンカ	中長期	
3	ケミカルアンカの樹脂の劣化については，伊方2号炉も含め原子力発電所共通として，ケミカルアンカを取り外す機会を利用してサンプリング等により調査を実施する。	中長期	3	ケミカルアンカの樹脂の劣化については，伊方2号炉も含め原子力発電所共通として，ケミカルアンカを取り外す機会を利用してサンプリング等により調査を実施する。	中長期	
※2：実施時期における，中長期とは，平成24年3月19日からの10年間をいう。			※1：実施時期における，中長期とは，平成24年3月19日からの10年間をいう。			

変更前	変更後	備考
	<p data-bbox="1466 520 2525 625">添付7 管理区域図（第304条および第305条関連）および添付8 保全区域図（第309条関連）は、別紙2のとおり</p>	<p data-bbox="2629 527 2873 642">添付7および添付8を別紙2のとおり規定する。</p>



## 第 2 編

### 廃止措置段階の発電用原子炉施設編

#### ( 1 号炉に係る保安措置)

廃止措置段階とは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 43 条の 3 の 33 第 2 項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する段階をいう。

また、廃止措置段階にある伊方発電所 1 号炉に係る発電用原子炉施設を廃止措置段階の発電用原子炉施設という。



# 第1章 総 則

## (目 的)

第201条 この規定第2編は、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定にもとづき、廃止措置段階のうち、解体工事準備期間中の伊方発電所1号炉原子炉施設（本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。

## (基本方針)

第202条 発電所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業員および公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動にもとづき実施する。

## (関係法令および保安規定の遵守)

第202条の2 社長は、第202条の保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるよう基本方針を定めるとともに、必要な場合は基本方針を見直しする。

2 原子力本部長は、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、品質保証基準を定め、これに基づき次の事項を実施する。また、審査室原子力監査担当部長は、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、次の事項を実施する。

- (1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組みの計画を、年度毎に策定する。
- (2) 関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み状況を評価し、その結果を、社長に報告し、指示を受ける。
- (3) (2)の評価結果および指示を、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組みの計画に反映する。

3 第204条の保安活動を実施する組織は、第2項(1)の計画に基づき、関係法令および保安規定の遵守の意識の定着に取り組む。

## (安全文化の醸成)

第202条の3 社長は、第202条の保安活動の基礎として、原子力安全を第一に位置付けた保安活動とするための安全文化が醸成されるよう基本方針を定めるとともに、必要な場合は基本方針を見直しする。

2 原子力本部長は、安全文化を醸成するため、品質保証基準を定め、これに基づき次の事項を実施する。また、審査室原子力監査担当部長は、安全文化を醸成するため、次の事項を実施する。

- (1) 第1項の基本方針に基づき、安全文化の醸成のための取組みの計画を、年度毎に策定する。
- (2) 安全文化の醸成のための取組み状況を評価し、その結果を、社長に報告し、指示を受ける。

(3) (2)の評価結果および指示を，安全文化の醸成のための取組みの計画に反映する。

3 第204条の保安活動を実施する組織は，第2項(1)の計画に基づき，安全文化の醸成に取り組む。

## 第2章 品質保証

### (品質保証計画)

第203条 第202条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。

#### 【品質保証計画】

#### 1. 目的

本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従った品質マネジメントシステムに、実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則を踏まえた、第204条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組織」という。)における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

#### 2. 適用範囲

本品質保証計画は、組織の保安活動に適用する。

#### 3. 定義

本品質保証計画における用語の定義は、以下を除きJEAC4111に従う。

##### (1) 原子炉施設

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の対象となる発電用原子炉施設のことをいう。

##### (2) 原子力施設情報公開ライブラリー

原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。(以下「ニューシア」という。)

##### (3) PWR事業者連絡会

国内PWR(加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施ならびに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。(以下、本条および第319条において同じ。)

#### 4. 品質マネジメントシステム

##### 4.1 一般要求事項

- (1) 組織は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
- (2) 組織は、次の事項を実施する。

- a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの組織への適用を社内規定で明確にする。
  - b) これらのプロセスの順序および相互関係を明確にする。
  - c) これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を明確にする。
  - d) これらのプロセスの運用および監視を支援するために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。
  - e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。
  - f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。
  - g) これらのプロセスおよび組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。
  - h) 社会科学および行動科学の知見を踏まえて、保安活動を促進する。
- (3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、グレードに応じて、資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針を参考とした重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。
- a) プロセスおよび原子炉施設の複雑性、独自性、または斬新性の程度
  - b) プロセスおよび原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度
  - c) 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度
  - d) 作業または製造プロセス、要員、要領および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度
  - e) 原子炉施設に対する保守、検査および取替えの難易度
- (4) 組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。
- (5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、組織の品質マネジメントシステムの文書に定める。

#### 4. 2 文書化に関する要求事項

##### 4. 2. 1 一般

品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。

品質マネジメントシステムの文書体系を図 1、社内規定一覧および保安規定各条文との関連を表 1 に示す。

記録は、適正に作成する。

- a) 文書化した、品質方針および品質目標の表明
- b) 本品質保証計画
- c) JEAC4111の要求事項に基づき作成する文書および以下の記録
  - イ. マネジメントレビューの結果の記録
  - ロ. 教育、訓練、技能および経験について該当する記録

- ハ. 業務のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（本c)項のイ、ロ、ニからムで定めるものを除く。）
  - ニ. 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録，およびそのレビューを受けてとられた処置の記録
  - ホ. 原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録
  - ヘ. 設計・開発のレビューの結果の記録，および必要な処置があればその記録
  - ト. 設計・開発の検証の結果の記録，および必要な処置があればその記録
  - チ. 設計・開発の妥当性確認の結果の記録，および必要な処置があればその記録
  - リ. 設計・開発の変更の記録
  - ヌ. 設計・開発の変更のレビューの結果の記録，および必要な処置があればその記録
  - ル. 供給者の評価の結果の記録，および評価によって必要とされた処置があればその記録
  - ヲ. プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録
  - ワ. 業務に関するトレーサビリティの記録
  - カ. 組織外の所有物に関して，組織が必要と判断した場合の記録
  - ヨ. 校正または検証に用いた基準の記録
  - タ. 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の，過去の測定結果の妥当性評価の記録
  - レ. 校正および検証の結果の記録
  - ソ. 内部監査の結果の記録
  - ツ. 検査および試験の合否判定基準への適合の記録
  - ネ. リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録
  - ナ. 不適合の性質および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録
  - ラ. 是正処置の結果の記録
  - ム. 予防処置の結果の記録
- d) 組織内のプロセスの効果的な計画，運用および管理を確実に実施するために，組織が必要と決定した文書およびこれらの文書の中で明確にした記録

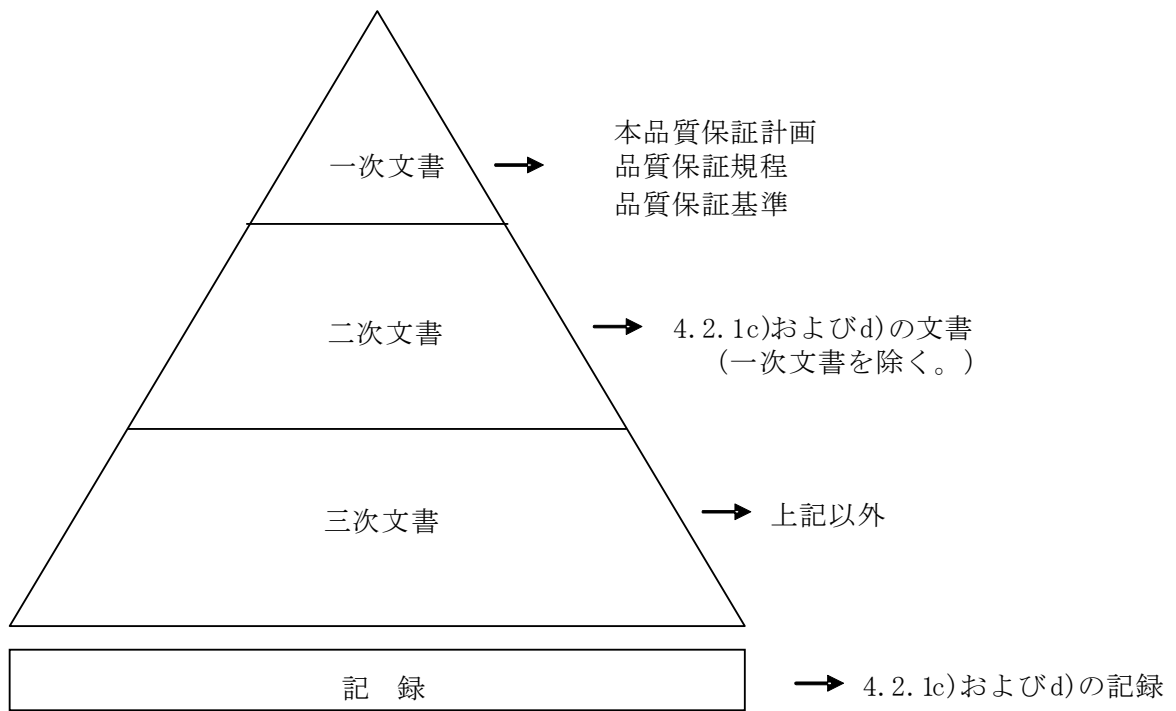


図1 品質マネジメントシステム文書体系図

表1 品質マネジメントシステムに係る社内規定一覧および各条文との関連

203条 4.2.1 の分類	社内規定			
	一次文書 (203条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (203条以外の関連条文)	制定者
4.1 一般要求事項	品質保証規程 品質保証基準	社長 原子力本部長	設備の重要度分類管理内規	発電所長
4.2.1 一般	品質保証規程 品質保証基準	社長 原子力本部長	-	-
4.2.3 文書管理	品質保証規程 (332)	社長	書類等管理標準 (332)	原子力部長
4.2.4 記録の管理	品質保証基準 (332)	原子力本部長	書類等管理標準 (332) 文書・品質記録管理内規 (332) 設計/調達管理標準(原子力発電所) (332) 文書・品質記録管理内規 (332) 内部品質監査要領 (332)	原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 審査室原子力監査担当部長
5.1 経営者のコミットメント	品質保証規程 (202の2, 202の3, 319)	社長	-	-
5.2 原子力安全の重視	品質保証規程 (202の2, 202の3, 319)	社長	-	-
5.3 品質方針	品質保証規程 (202の2, 202の3, 319)	社長	-	-
5.4 計画	品質保証規程 (202の2, 202の3)	社長	内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長
5.5.1 責任および権限	品質保証規程 (204, 205)	社長	-	-
5.5.2 管理責任者	品質保証基準 (204, 205)	原子力本部長	-	-
5.5.3 プロセス責任者	品質保証規程 (204, 205)	社長	内部品質監査要領 (204, 205)	審査室原子力監査担当部長
5.5.4 内部コミュニケーション	品質保証基準 (206, 207)	原子力本部長	品質保証委員会運営要領 原子力発電安全委員会運営要領 (206) 品質保証運営委員会運営標準 品質保証運営委員会運営標準 品質保証運営委員会運営内規 訓練活用情報検討会運営内規 品質保証運営委員会運営標準 安全運営委員会運営内規 (207) 品質保証運営委員会運営内規 予防処置管理内規 設計管理内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長

表 1 つづき

203条の要求事項	203条 4.2.1 の分類	社内規定			
		一次文書 (203条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (203条以外の関連条文)	制定者
5.6 マネジメントレビュー	d)	品質保証規程 (202の2, 202の3)	社長	-	-
		品質保証基準 (202の2, 202の3)	原子力本部長		
		品質保証規程 (202の2, 202の3)	社長		
6.1 資源の提供	d)	品質保証規程	社長	-	-
		品質保証規程 (204, 205)	社長	設計/調達管理標準 設計/調達管理標準 保守訓練内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規 (330, 331) 内部品質監査要領	原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 審査室原子力監査担当部長
6.2 人的資源	d)	品質保証規程 (204, 205)	社長	-	-
		品質保証基準 (204, 205, 208, 209)	原子力本部長		
6.3 原子炉施設およびインフラ ストラクチャー 作業環境 7.1 業務の計画 7.2 業務または原子炉施設に対す る要求事項に関するプロセス 7.5 業務の実施 7.6 監視機器および測定機器 の管理 8.2.3 プロセスの監視および 測定	d)	品質保証規程 (202の2, 202の3)	社長	-	-
		品質保証基準 (202の2, 202の3, 319, 333)	原子力本部長		
		運転総括内規 (212~218, 283, 286, 287, 289, 299~301, 322, 325, 328, 330~333)	発電所長		
		燃料管理内規 (216, 293, 294, 297, 298)	発電所長		
		放射線管理総括内規 (218, 299~302, 304~317, 319)	発電所長		
		保守内規 (216, 319)	発電所長		
7.3 設計・開発	d)	品質保証基準	原子力本部長	-	-
		設計/調達管理標準 設計/調達管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 設計管理内規	原子力部長 原子燃料部長 土木建築部長 発電所長		
		設計/調達管理標準	原子力部長		
		設計/調達管理標準	原子燃料部長		
		設計/調達管理標準(原子力発電所)	土木建築部長		
		設計管理内規	発電所長		



表 1 つづき

203条の要求事項	203条 4.2.1 の分類	社内規定			
		一次文書 (203条以外の関連条文)	制訂者	二次文書 (203条以外の関連条文)	制訂者
7.4 調達	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 設計/調達管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規	原子力部長 原子燃料部長 土木建築部長 発電所長
8.1 一般	d)	品質保証基準	原子力本部長	-	-
8.2.1 原子力安全の達成	d)				
8.4 データの分析	d)				
8.5.1 継続的改善	d)				
8.2.2 内部監査	c)	品質保証規程	社長	内部品質監査要領	考査室原子力監査担当部長
8.2.3 プロセスの監視および 測定	d)	品質保証基準	原子力本部長	-	-
8.2.4 検査および試験	d)	品質保証基準	原子力本部長	検査および試験管理内規 (319の2)	発電所長
8.3 不適合管理	c)	品質保証基準 (333)	原子力本部長	設計/調達管理標準 異常時措置連絡要領 (333) 非常事態対策要領 (333) 設計/調達管理標準 不適合管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 不適合管理内規	原子力部長 原子燃料部長 原子燃料部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.5.2 是正処置	c)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 設計/調達管理標準 不適合管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 不適合管理内規	原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.5.3 予防処置	c)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 設計/調達管理標準 不適合管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 予防処置管理内規	原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長

4. 2. 2 品質マニュアル

組織は、次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画を作成し、維持する。

- a) 品質マネジメントシステムの組織に関する事項
- b) 品質マネジメントシステムの計画に関する事項
- c) 品質マネジメントシステムの実施に関する事項
- d) 品質マネジメントシステムの評価に関する事項
- e) 品質マネジメントシステムの改善に関する事項
- f) 品質マネジメントシステムの適用範囲
- g) 品質マネジメントシステムについて確立された社内規定またはそれらを参照できる情報
- h) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係は、図2のとおりとする。

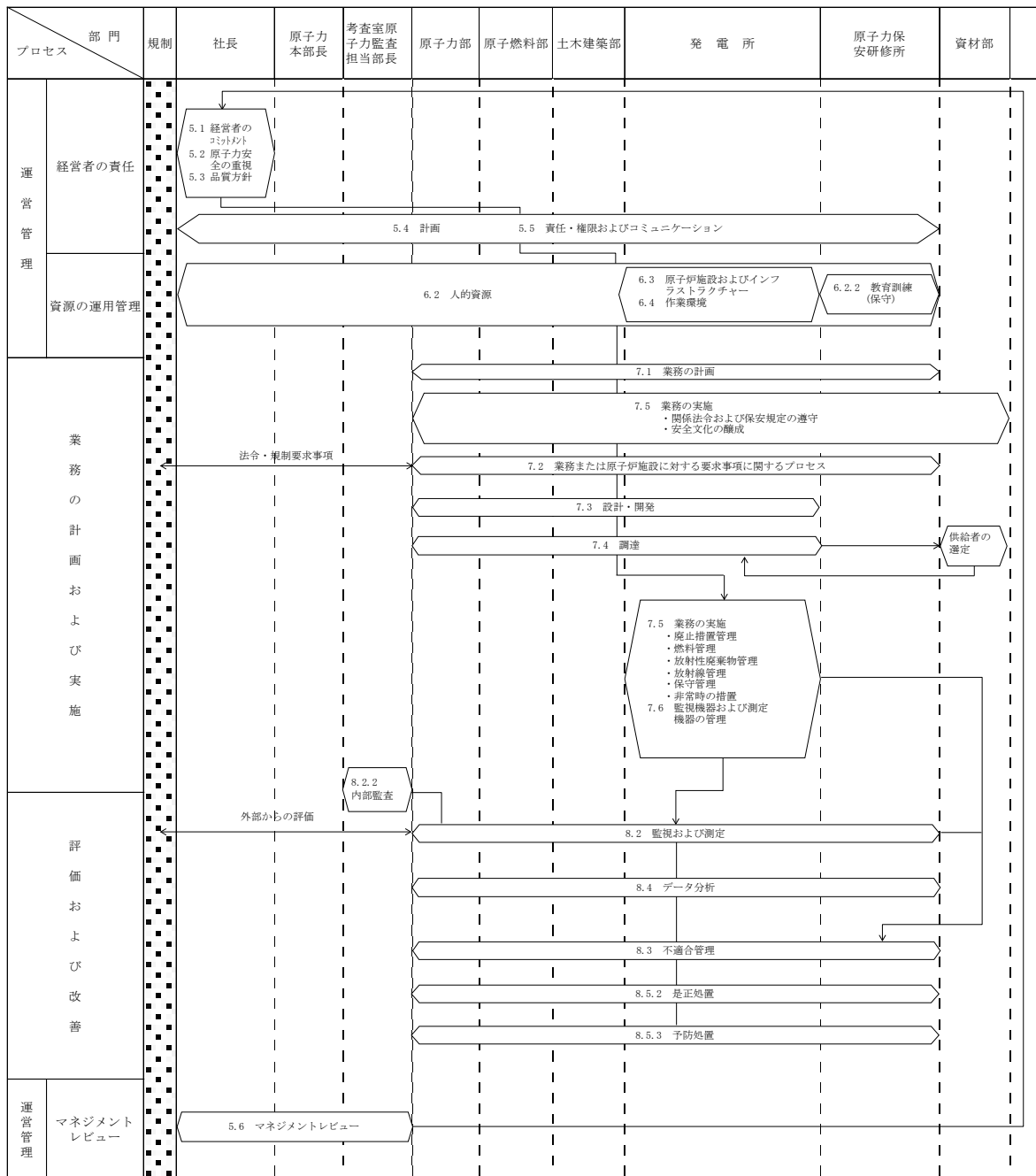


図2 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係

#### 4. 2. 3 文書管理

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一つではあるが、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。
- (2) 次の活動に必要な管理を規定した社内規定を定める。
  - a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。
  - b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。
  - c) 文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。
  - d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。
  - e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。
  - f) 品質マネジメントシステムの計画および運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。
  - g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。

#### 4. 2. 4 記録の管理

- (1) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために、適正に作成する記録の対象を明確にし、管理する。
- (2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に関して必要な管理を社内規定に定める。
- (3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。

### 5. 経営者の責任

#### 5. 1 経営者のコミットメント

社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施、ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。

- a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。
- b) 「5. 3 品質方針」により、品質方針を設定する。
- c) 「5. 4. 1 品質目標」により、品質目標が設定されることを確実にする。
- d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
- e) 「5. 6 マネジメントレビュー」により、マネジメントレビューを実施する。
- f) 「6. 資源の運用管理」により、品質マネジメントシステムの確立と維持に必要な資源が使用できることを確実にする。

#### 5. 2 原子力安全の重視

社長は、財産（設備等）保護よりも原子力安全を最優先に位置付け、業務または原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。（7.2.1および8.2.1参照）

#### 5. 3 品質方針

社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。

- a) 組織の目的に対して適切である。

- b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。
- c) 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。
- d) 組織全体に伝達され、理解される。
- e) 適切性の持続のためにレビューされる。
- f) 組織運営に関する方針と整合のとれたものである。

#### 5. 4 計画

##### 5. 4. 1 品質目標

- (1) 社長は、組織内のしかるべき部門および階層で、業務または原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1 (3) a) 参照）が設定されていることを確実にする。
- (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。

##### 5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画

社長は、次の事項を確実にする。

- a) 品質目標に加えて4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。
- b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれている。

#### 5. 5 責任・権限およびコミュニケーション

##### 5. 5. 1 責任および権限

社長は、全社規程である「組織規程」を踏まえて、保安活動を実施するための責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限が第205条（保安に関する職務）および第209条（廃止措置主任者の職務等）に定められ、組織全体に周知されていることを確実にする。

##### 5. 5. 2 管理責任者

- (1) 社長は、原子力本部長を品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る管理責任者に、考査室原子力監査担当部長を内部監査の管理責任者として任命する。
- (2) 管理責任者は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。
  - a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。
  - b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。
  - c) 組織全体にわたって、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにすることならびに原子力安全についての認識を高めることを確実にする。

##### 5. 5. 3 プロセス責任者

社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与えることを確実にする。

- a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。
- b) 業務に従事する要員の業務または原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。
- c) 業務の成果を含む実施状況について評価する。（5.4.1および8.2.3参照）
- d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。

#### 5. 5. 4 内部コミュニケーション

社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを次の活動により確実にする。

- a) 会議（原子力発電所品質保証委員会，原子力発電安全委員会，伊方発電所安全運営委員会等）
- b) 文書（電磁的記録媒体を含む。）による周知，指示および報告

#### 5. 6 マネジメントレビュー

##### 5. 6. 1 一般

- (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切，妥当かつ有効であることを確実にするために、社内規定を定め、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。
- (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価，ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。
- (3) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する(4.2.4参照)。

##### 5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット

マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。

- a) 監査の結果
- b) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方
- c) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)ならびに検査および試験の結果
- d) 予防処置および是正処置の状況
- e) 安全文化の醸成のための取組み状況
- f) 関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み状況
- g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ
- h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- i) 改善のための提案

##### 5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット

マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処置すべてを含める。

- a) 品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善
- b) 業務の計画および実施にかかわる改善
- c) 資源の必要性

#### 6. 資源の運用管理

##### 6. 1 資源の提供

組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。

資源のうち「6.2人的資源」，「6.3原子炉施設およびインフラストラクチャー」，「6.4作業環境」については、以下のとおり明確にし、提供する。

## 6. 2 人的資源

### 6. 2. 1 一般

原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量を有する。

### 6. 2. 2 力量、教育・訓練および認識

組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。

- a) 管理責任者を含め、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。
- b) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。
- c) 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。
- d) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味および重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
- e) 教育、訓練、技能および経験について該当する記録を維持する(4.2.4参照)。

### 6. 3 原子炉施設およびインフラストラクチャー

組織は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャー(原子炉施設を除く。)を明確にし、維持する。

### 6. 4 作業環境

組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。

## 7. 業務の計画および実施

### 7. 1 業務の計画

- (1) 組織は、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。
- (2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。(4.1参照)
- (3) 組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。
  - a) 業務または原子炉施設に対する品質目標および要求事項
  - b) 業務または原子炉施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性
  - c) その業務または原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査および試験活動、ならびにこれらの合否判定基準
  - d) 業務または原子炉施設のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)
- (4) この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。

### 7. 2 業務または原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス

#### 7. 2. 1 業務または原子炉施設に対する要求事項の明確化

組織は、次の事項を業務の計画(7.1参照)で明確にする。

- a) 業務または原子炉施設に適用される法令・規制要求事項
- b) 明示されていないが、業務または原子炉施設に不可欠な要求事項

c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて

#### 7. 2. 2 業務または原子炉施設に対する要求事項のレビュー

- (1) 組織は、業務または原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。
- (2) レビューでは、次の事項を確実にする。
  - a) 業務または原子炉施設に対する要求事項が定められている。
  - b) 業務または原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
  - c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。
- (3) このレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。
- (4) 業務または原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。
- (5) 業務または原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。

#### 7. 2. 3 外部とのコミュニケーション

組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。

#### 7. 3 設計・開発

組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。

##### 7. 3. 1 設計・開発の計画

- (1) 組織は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。
- (2) 設計・開発の計画において、組織は、次の事項を明確にする。
  - a) 設計・開発の段階
  - b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認
  - c) 設計・開発に関する責任および権限
- (3) 組織は、効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。
- (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。

##### 7. 3. 2 設計・開発へのインプット

- (1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。そのインプットには、次の事項を含める。
  - a) 機能および性能に関する要求事項
  - b) 適用される法令・規制要求事項
  - c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
  - d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- (2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないものとする。

### 7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット

- (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を行う。
- (2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。
  - a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
  - b) 調達、業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。
  - c) 関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。
  - d) 安全な使用および適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。

### 7. 3. 4 設計・開発のレビュー

- (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。
  - a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。
  - b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
- (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。

### 7. 3. 5 設計・開発の検証

- (1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするため、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。
- (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。

### 7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認

- (1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。
- (2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。
- (3) 妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。

### 7. 3. 7 設計・開発の変更管理

- (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。
- (2) 変更に対して、レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
- (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素および関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。
- (4) 変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。

## 7. 4 調達

組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。

### 7. 4. 1 調達プロセス

- (1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。



- (2) 供給者および調達製品に対する管理の方式および程度は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。
- (3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価および再評価の基準を定める。
- (4) 評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。
- (5) 組織は、調達製品の調達後における、維持または運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。)を取得するための方法およびそれらを他の原子炉設置者と共有するために必要な措置に関する方法を定める。

#### 7. 4. 2 調達要求事項

- (1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。
  - a) 製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項
  - b) 要員の適格性確認に関する要求事項
  - c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項
  - d) 不適合の報告および処理に関する要求事項
  - e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
- (2) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
- (3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

#### 7. 4. 3 調達製品の検証

- (1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。
- (2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。

#### 7. 5 業務の実施

組織は、業務の計画(7.1参照)に基づき、次の事項を実施する。

##### 7. 5. 1 業務の管理

組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。

- a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。
- b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。
- c) 適切な設備を使用している。
- d) 監視機器および測定機器が利用でき、使用している。
- e) 監視および測定が実施されている。
- f) 業務のリリースが実施されている。

##### 7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認

- (1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。

- (2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
- (3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。
  - a) プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準
  - b) 設備の承認および要員の適格性確認
  - c) 所定の方法および手順の適用
  - d) 記録に関する要求事項(4.2.4参照)
  - e) 妥当性の再確認

#### 7. 5. 3 識別およびトレーサビリティ

- (1) 必要な場合には、組織は、業務の計画および実施の全過程において適切な手段で業務および原子炉施設を識別する。
- (2) 組織は、業務の計画および実施の全過程において、監視および測定の実施の要求事項に関連して、業務および原子炉施設の状況を識別する。
- (3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務または原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。

#### 7. 5. 4 組織外の所有物

組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参照)。

#### 7. 5. 5 調達製品の保存

組織は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。

#### 7. 6 監視機器および測定機器の管理

組織は、業務の計画(7.1参照)に基づき、次の事項を実施する。

- (1) 業務または原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視および測定を社内規定にて明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を明確にする。
- (2) 組織は、監視および測定の実施の要求事項との整合性を確保できる方法で監視および測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。
- (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。
  - a) 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。
  - b) 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。
  - c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。
  - d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
  - e) 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。

さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。組織は、

その機器, および影響を受けた業務または原子炉施設すべてに対して, 適切な処置をとる。  
校正および検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。

- (4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には, そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確認は, 最初に使用するのに先立って実施する。また, 必要に応じて再確認する。

## 8. 評価および改善

### 8. 1 一般

- (1) 組織は, 次の事項のために必要となる監視, 測定, 分析および改善のプロセスを計画し, 実施する。
- a) 業務または原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。
  - b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。
  - c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
- (2) これには, 統計的手法を含め, 適用可能な方法, およびその使用の程度を決定することを含める。

### 8. 2 監視および測定

#### 8. 2. 1 原子力安全の達成

組織は, 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして, 原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を定める。

#### 8. 2. 2 内部監査

組織は, 「内部品質監査要領」を定め, 次の事項を実施する。

- (1) 組織は, 品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために, あらかじめ定められた間隔で, 客観的な評価を行うことができる組織が内部監査を実施する。
- a) 品質マネジメントシステムが, 業務の計画(7.1参照)に適合しているか, JEAC4111の要求事項に適合しているか, および組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。
  - b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され, 維持されているか。
- (2) 組織は, 監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性, ならびにこれまでの監査結果を考慮して, 監査プログラムを策定する。監査の基準, 範囲, 頻度および方法を規定する。監査員の選定および監査の実施においては, 監査プロセスの客観性および公平性を確保する。監査員は, 自らの業務を監査しない。
- (3) 監査の計画および実施, 記録の作成および結果の報告に関する責任および権限, ならびに要求事項を規定する。
- (4) 監査およびその結果の記録を維持する(4.2.4参照)。
- (5) 監査された領域に責任をもつ管理者は, 検出された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく, 必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには, とられた処置の検証および検証結果の報告を含める(8.5.2参照)。

### 8. 2. 3 プロセスの監視および測定

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。
- (2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。
- (3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正および是正処置をとる。

### 8. 2. 4 検査および試験

- (1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、社内規定に基づき、原子炉施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4参照)。
- (2) 検査および試験要員の独立の程度を定める。
- (3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を、記録する(4.2.4参照)。
- (4) 業務の計画(7.1参照)で決めた検査および試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。

### 8. 3 不適合管理

- (1) 組織は、業務または原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。
- (2) 不適合の処理に関する管理ならびにそれに関連する責任および権限を規定した社内規定を定める。
- (3) 該当する場合には、組織は、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。
  - a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。
  - b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、または合格と判定することを正式に許可する。
  - c) 本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。
  - d) 外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。
- (4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。
- (5) 不適合の性質の記録、および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4参照)。
- (6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開基準を「品質保証基準」に定め、該当する不適合を、公開のデータベースである「ニューシア」に登録する。

### 8. 4 データの分析

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。
- (2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。
  - a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照)

- b) 業務または原子炉施設に対する要求事項への適合(8.2.3および8.2.4参照)
- c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセスおよび原子炉施設の、特性および傾向(8.2.3および8.2.4参照)
- d) 供給者の能力(7.4参照)

## 8.5 改善

### 8.5.1 継続的改善

組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

### 8.5.2 是正処置

組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。

- (1) 組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。
- (2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。
- (3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を規定する。
  - a) 不適合のレビュー
  - b) 不適合の原因の特定
  - c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価
  - d) 必要な処置の決定および実施
  - e) とった処置の結果の記録(4.2.4参照)
  - f) とった是正処置の有効性のレビュー

### 8.5.3 予防処置

組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。

- (1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見(良好事例を含む。)および他の施設から得られた知見(PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。)の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。
- (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。
- (3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を規定する。
  - a) 起こり得る不適合およびその原因の特定
  - b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
  - c) 必要な処置の決定および実施
  - d) とった処置の結果の記録(4.2.4参照)
  - e) とった予防処置の有効性のレビュー

### 第3章 保安管理体制

#### 第1節 組織および職務

(保安に関する組織)

第204条 発電所の保安に関する組織は、図204のとおりとする。

図204

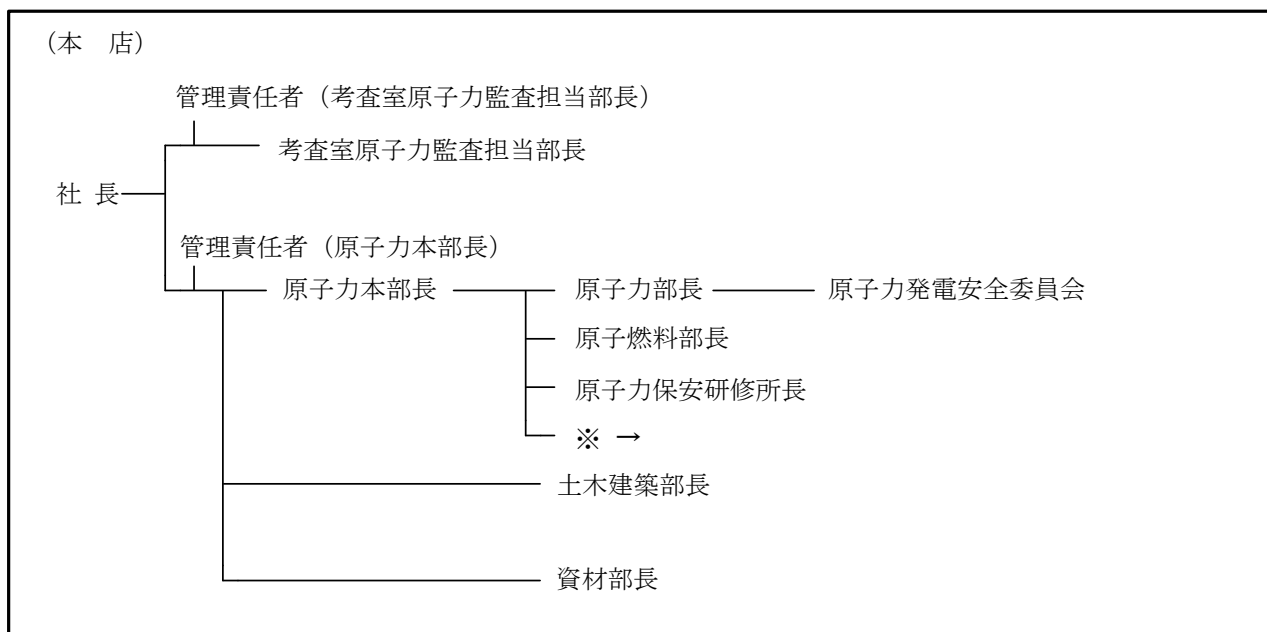
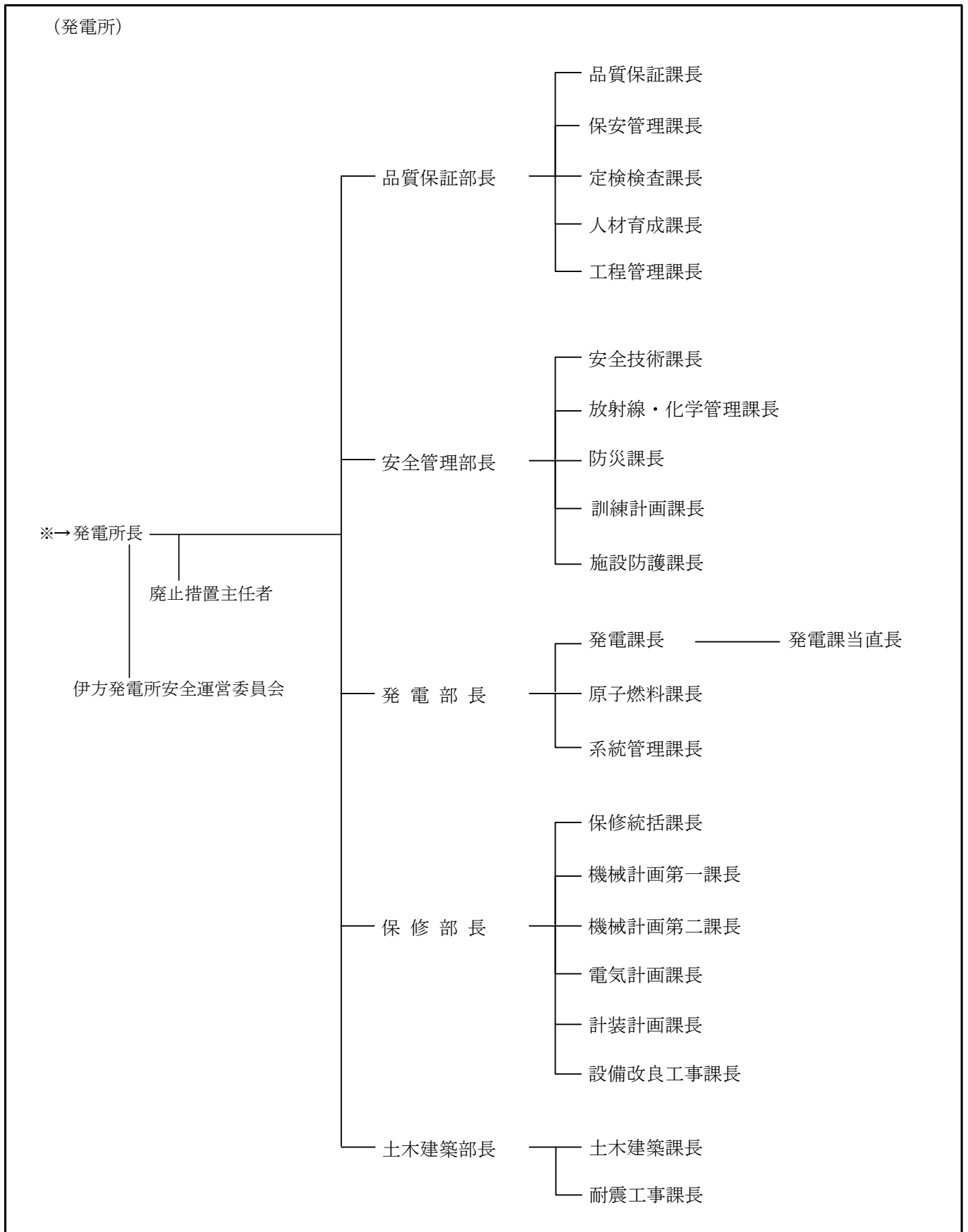


図204 (続き)



## (保安に関する職務)

- 第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行われることを確実にするための取組みを統括する。
- 2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。
  - 3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。
  - 4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。
  - 5 原子燃料部長は、原子燃料部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
  - 6 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
  - 7 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
  - 8 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。
  - 9 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。
  - 10 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長および工程管理課長の所管する業務を統括する。
  - 11 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。
  - 12 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。
  - 13 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。
  - 14 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。
  - 15 工程管理課長は、定期検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。
  - 16 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。
  - 17 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、ならびに非常時の措置に関する業務を行う。
  - 18 放射線・化学管理課長は、安全貯蔵<sup>※1</sup>措置、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。
  - 19 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。
  - 20 訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務



する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。

- 21 施設防護課長は、施設の出入管理に関する業務を行う。
- 22 発電部長は、発電課長、原子燃料課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。
- 23 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。
- 24 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。
- 25 原子燃料課長は、燃料の管理に関する業務を行う。
- 26 系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。
- 27 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。
- 28 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。
- 29 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。
- 30 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。
- 31 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。
- 32 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。
- 33 設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務（工程管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。
- 34 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。
- 35 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。
- 36 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。
- 37 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、廃止措置工事<sup>※2</sup>に関する業務、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。
- 38 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。

※1：安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉領域設備の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存する放射性物質の時間的減衰を図ることをいう。（以下、本編において同じ。）

※2：廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。（以下、本編において同じ。）

## 第2節 原子力発電安全委員会および伊方発電所安全運営委員会

### (原子力発電安全委員会)

第206条 本店に原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。
  - (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更
  - (2) 廃止措置計画の変更
  - (3) 原子炉施設保安規定の変更
  - (4) 本店所管の要領の制定および改正
  - (5) その他委員会で定めた事項
- 3 原子力部長を委員長とする。
- 4 委員会は、委員長、所長、廃止措置主任者に加え、原子力部、原子燃料部のグループリーダー以上の職位の者および発電所の課長以上の職位の者から、委員長が指名した者で構成する。

### (伊方発電所安全運営委員会)

第207条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。
  - (1) 廃止措置管理に関する内規の制定および改正
    - (a) 運転員の構成人員に関する事項
    - (b) 当直の引継方法に関する事項
    - (c) 廃止措置計画に関する事項
    - (d) 安全貯蔵措置に関する事項
    - (e) 巡視に関する事項
    - (f) 警報発生時の措置に関する事項
    - (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
    - (h) 定期的実施するサーベランスに関する事項
    - (i) 火災発生時の体制の整備に関する事項
  - (2) 燃料管理に関する内規の制定および改正
    - (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項
    - (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項
  - (3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正
    - (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項
    - (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項
    - (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項
    - (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項
  - (4) 放射線管理に関する内規の制定および改正

- (a) 管理区域の設定，区域区分および特別措置を要する区域に関する事項
  - (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項
  - (c) 保全区域に関する事項
  - (d) 周辺監視区域に関する事項
  - (e) 線量の評価に関する事項
  - (f) 除染に関する事項
  - (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項
  - (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項
  - (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項
- (5) 保守管理に関する内規の制定および改正
  - (6) 改造の実施に関する事項
  - (7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第322条）
  - (8) 保安教育実施計画の策定（第330条）に関する事項
  - (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項
  - (10) その他運営委員会で定めた事項
- 3 所長を委員長とする。
- 4 運営委員会は，委員長，廃止措置主任者，第205条第10項から第36項（第24項を除く）に定める職位の者に加え，委員長が指名した者で構成する。

### 第3節 廃止措置主任者

#### (廃止措置主任者の選任)

第208条 所長は、廃止措置主任者および代行者を、保安活動を監督するにあたり必要な知識を有することを所長が認めた者であって、(1)から(4)に掲げる期間が通算して3年以上ある特別管理者の中から選任する。

- (1) 1号炉，2号炉または3号炉の原子炉施設の工事または保守管理に関する業務に従事した期間
- (2) 1号炉，2号炉または3号炉の原子炉の運転に関する業務に従事した期間
- (3) 1号炉，2号炉または3号炉の原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務に従事した期間
- (4) 1号炉，2号炉または3号炉の原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に従事した期間

2 廃止措置主任者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項に基づき、あらためて廃止措置主任者を選任する。

(廃止措置主任者の職務等)

第209条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。

- (1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。
- (2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。
- (3) 表209-1に定める事項について、所長の承認に先だち確認する。
- (4) 表209-2に定める事項について、各課長からの報告内容等を確認する。
- (5) 表209-3に示す記録の内容を確認する。
- (6) 第333条第1項で定める事項について報告を受けた場合、原子力部長に報告する。
- (7) その他原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督に必要な職務を行う。

2 所長は、廃止措置主任者がその保安のためにする意見具申を尊重する。

3 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者がその保安のためにする指導・助言を尊重する。

表209-1

条 文	内 容
第304条 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除
第330条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画
第331条 (協力会社従業員への保安教育)	協力会社従業員への保安教育実施計画

表209-2

条 文	内 容
第216条 (原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)	燃料以外を移送するために燃料移送管の仕切弁を開閉する必要がある場合
第217条 (火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果
第217条の2 (地震・火災等発生時の措置)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果
第218条の3 (工事完了の報告)	工事計画に基づき実施した工事の結果
第287条 (施設運用上の基準を満足しない場合)	第6項に定める施設運用上の基準を満足していると判断した場合
第333条 (報 告)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合
	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合
	実用炉規則第134条第3号、第4号、第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合

表209－3

記 録 項 目
1. 燃料に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の払出し時における放射能の量
2. 放射線管理に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮へい物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況
3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路
4. 原子炉施設の巡視の結果
5. 保安教育の実施報告書
6. 廃止措置に係る工事の方法、時期および対象となる発電用原子炉施設の設備の名称

## 第4章 廃止措置管理

### 第1節 通 則

#### (構成および定義)

第211条 第3節(第286条から第289条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。

- (1) 第1項：施設運用上の基準
- (2) 第2項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項
- (3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合<sup>※1</sup>に要求される措置

2 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。

- (1) 第4章において「原子炉施設」とは、廃止措置計画に定める維持管理対象設備をいう。
- (2) 第3節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備<sup>※2</sup>が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。

※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。

- (1) 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合
- (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合
- (3) 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合

※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。

(運転員の確保)

第212条 発電課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、1号炉、2号炉または3号炉の原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。

2 発電課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、1直あたり表212-1に定める人数の者をそろえ、5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表212-1に定める人数のうち、1名は当直長<sup>※1</sup>とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。

3 当直長は、第2項で定める者のうち、表212-2に定める人数の者を班長以上の者の中から常時中央制御室に確保する。

※1：当直長は、1号炉および2号炉で兼務を行うことができる。(以下、本条において同じ。)

表212-1

	1号炉 (1号炉および2号炉合算)
照射済燃料移動中の場合	3名以上 (当直長を含む)

表212-2

	1号炉 (1号炉および2号炉合算)
照射済燃料移動中の場合	2名以上 (班長以上)



(巡 視)

第213条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（第306条第1項で定める区域を除く。）を巡視する。

2 当直長は、第306条第1項で定める区域（特に立入が制限された区域を除く。）は、一定期間※<sup>1</sup>毎に巡視する。

※1：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。  
なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。

(廃止措置管理に関する内規の作成)

第214条 発電課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する内規を作成し、制定・改正にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。

- (1) 巡視に関する事項
- (2) 警報発生時の措置に関する事項
- (3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
- (4) 定期的実施するサーベランスに関する事項

(引 継)

第215条 当直長は、その業務を次直の当直長に引き継ぐ際には、施設運用状況を申し送る。

(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)

第216条 発電課長は、原子炉内に燃料を装荷しない措置として、燃料移送管の仕切弁を閉止後、施錠する。

2 各課長は、燃料以外を移送するために燃料移送管の仕切弁を開閉する必要がある場合は、廃止措置主任者の確認を得て、施錠を解除し仕切弁を操作することができる。

3 原子燃料課長は、燃料を譲り渡す場合は、表216に定める譲渡し先に搬出する。

表216

種 別	譲渡し先
使用済燃料	再処理事業者
新燃料	加工事業者

### (火災発生時の体制の整備)

第217条 防災課長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の事項を含む火災防護計画を定め、所長の承認を得る。

- (1) 火災の発生を消防機関へ通報するために、中央制御室から消防機関へ専用回線を使用した通報設備の設置に関すること<sup>※2</sup>
- (2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること
- (3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること
- (4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること
- (5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること
- (6) 初期消火活動のための体制の整備に関すること
  - (a) 防災課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する<sup>※2</sup>。
  - (b) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、11名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。
  - (c) 防災課長は、初期消火活動を行うため、表217に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。
  - (d) 当直長は、第213条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。
  - (e) 各課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。
  - (f) 防災課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。
- 2 各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。
- 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。
- 4 各課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるると判断した場合は、所長、廃止措置主任者および関係課長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。

※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止その他消防機関の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。（以下、本条において同じ。）

※2：一般回線の代替設備である専用回線，通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。

表217

設 備	数 量
化学消防自動車※ <sup>3</sup>	1 台 ※ <sup>4</sup> ※ <sup>5</sup>
泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）	1,500L以上※ <sup>5</sup>

※3：400L毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。

※4：化学消防自動車が，点検または故障の場合には，※3に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。

※5：発電所合計数

### （地震・火災等発生時の措置）

第217条の2 各課長は，地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに，その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。

(1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合，地震終了後，原子炉施設の損傷の有無を確認する。

(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は，早期消火および延焼の防止に努めるとともに，火災鎮火後，原子炉施設の損傷の有無を確認する。

2 各課長は，山火事，台風，津波等の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，廃止措置主任者および関係課長に連絡するとともに，必要な措置について協議する。

### （内部溢水発生時等の体制の整備）

第217条の3 防災課長は，原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下，「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を策定し，所長の承認を得る。

安全技術課長および訓練計画課長は，重大事故※<sup>1</sup>等発生時または大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下，「大規模損壊発生時」という。）で，使用済燃料ピットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を策定し，所長の承認を得る。

(1) 内部溢水発生時，重大事故等発生時または大規模損壊発生時で，使用済燃料ピットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合等（以下，「内部溢水発生時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置

(2) 内部溢水発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する1年に1回以上の教育訓練

(3) 内部溢水発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備

2 各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時等における原子炉施設の保全のための活動を実施する。

3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長、安全技術課長または訓練計画課長に報告する。防災課長、安全技術課長および訓練計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

※1：重大事故とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。（以下、本条において同じ）

## 第2節 廃止措置管理

### (安全貯蔵措置)

第218条 放射線・化学管理課長は、廃止措置計画に基づく安全貯蔵の対象となる設備範囲について、安全貯蔵期間中に講じる措置を定める。

### (工事の計画および実施)

第218条の2 各課長は、廃止措置工事を行う場合は、以下のうち必要なプロセスを実施する。

- (1) 工事計画
- (2) 設計管理
- (3) 調達管理
- (4) 工事管理

2 各課長は、第1項の工事計画を策定するにあたり、工事の内容が2号炉および3号炉の原子炉施設の機能に影響を与えないことを確認する。

3 各課長は、廃止措置工事を実施するにあたり、廃止措置計画を踏まえ、必要に応じて次の各号の措置を講じる。

- (1) 汚染拡大防止対策および漏えい防止対策
- (2) 被ばく低減対策
- (3) 事故防止対策

4 各課長は、廃止措置工事の結果について記録する。

### (工事完了の報告)

第218条の3 各課長は、第218条の2に基づき実施した廃止措置工事が完了した場合には、工事の結果を、所長および廃止措置主任者に報告するとともに、関係する各課長へ通知する。

### 第3節 施設運用上の基準

#### (使用済燃料ピットの水温)

第283条 使用済燃料ピットに使用済燃料を貯蔵している期間において、使用済燃料ピットは、表283-1で定める事項を施設運用上の基準とする。

2 使用済燃料ピットが前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、1週間に1回、使用済燃料ピットの水温を確認する。

3 当直長は、使用済燃料ピットが第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表283-3の措置を講じる。

表283-1

項目	施設運用上の基準
使用済燃料ピット	水温が表283-2で定める基準値内にあること

表283-2

項目	基準値
水温	65℃以下

表283-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合	A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに

### (施設運用上の基準の確認)

第286条 当直長は、施設運用上の基準を満足していることを第3節第283条の第2項（以下、「本章第2項」という。）で定める事項により確認する。

- 2 本章第2項で定める頻度に関して、その確認の間隔は、表286に定める範囲内で延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。
- 3 当直長は、本章第2項で定める頻度による確認が実施できなかつた場合は、施設運用上の基準を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができれば、第283条第3項で定める要求される措置を開始する必要はない。
- 4 当直長は、本章第2項で定める事項が実施され、かつ、その結果が施設運用上の基準を満足している場合は、本章第2項で定める事項が実施されていない期間、施設運用上の基準が満足していないとはみなさない。ただし、第287条で施設運用上の基準を満足していないと判断した場合を除く。

表286

頻 度		備 考
本章第2項で定める頻度	延長できる時間	
1週間に1回	2日	1週間＝7日 日単位の間隔で確認する。

### (施設運用上の基準を満足しない場合)

第287条 施設運用上の基準を満足しない場合とは、当直長が第3節第283条の第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、当直長は、この判断を速やかに行う。

- 2 当直長は、本章第2項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に関係する事象が発見された場合は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。
- 3 当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から、要求される措置を開始する。
- 4 当直長は、施設運用上の基準を満足していない期間は、本章第2項で定める事項を実施する必要はない。ただし、本章第2項で定める頻度で実施しなかつた事項については、施設運用上の基準を満足していると判断した後、速やかに実施するものとする。
- 5 施設運用上の基準を満足していると判断するにあたり、本章第2項で定める事項を実施した場合は、これを本章2項で定める事項に代えることができる。
- 6 当直長は、施設運用上の基準を満足しない場合となった後において、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、廃止措置主任者に報告する。

(施設運用上の基準に関する記録)

第289条 当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次の各号を記録する。

- (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、当該施設運用上の基準および満足していないと判断した時刻
- (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保修作業を含む）
- (3) 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻



## 第5章 燃料管理

### (新燃料の運搬)

第293条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。

- 2 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。
  - (1) 法令に適合する容器を使用すること
  - (2) 補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること
  - (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること
- 3 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、燃料集合体形状への再組立てを行う場合は、次の事項を遵守する。
  - (1) 取り扱う数量を燃料集合体1体毎かつその1体分の燃料棒に限定すること
  - (2) 燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料は、新燃料輸送容器に収納、もしくは新燃料貯蔵庫に貯蔵した後に新燃料輸送容器に収納すること
- 4 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守する。
  - (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
  - (2) 法令に定める危険物と混載しないこと
  - (3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- 5 放射線・化学管理課長は、第4項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
- 6 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。
- 7 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

### (新燃料の貯蔵)

第294条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること
- (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること
- (3) 補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること
- (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること
- (5) 使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること

### (使用済燃料の貯蔵)

第297条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること
- (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること
- (3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること
- (4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること
- (5) 使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること

表297

貯蔵可能な使用済燃料ピット
1号炉，3号炉※ <sup>1</sup>

※1：使用済燃料ピットで2年以上冷却した燃料を貯蔵する。

### (使用済燃料の運搬)

第298条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。

- 2 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。
  - (1) 法令に適合する容器を使用すること
  - (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること
  - (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること
  - (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること
- 3 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。
  - (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
  - (2) 法令に定める危険物と混載しないこと
  - (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること
  - (4) 車両を徐行させること
  - (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること
  - (6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- 4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
- 5 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。
- 6 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

## 第6章 放射性廃棄物管理

### (放射性固体廃棄物の管理)

第299条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>\*1</sup>または保管する。

- (1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。
- (2) 強酸ドレン等は、放射線・化学管理課長が固化装置でドラム缶に固型化し、廃棄物庫に保管する。
- (3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号および2号炉共用）またはセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。
- (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

- (5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。
- (6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。

なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。

イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。

ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。

2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表332-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。

3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。

- (1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。
- (2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。

また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。

- (3) 原子燃料課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。

4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。

- 5 各課長は管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること  
ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。
  - (2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
  - (3) 法令に定める危険物と混載しないこと
  - (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- 6 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。
- 7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。
- 8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。

※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)

#### (放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

第299条の2 「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等(以下、本条において「資材等」という。)および管理区域内において使用された工具類等(以下、本条において「物品」という。)とする。

- 2 放射線・化学管理課長は、管理区域内において設置された資材等または使用された物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。
- (1) 汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。
  - (2) 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。  
なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。  
また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。
  - (3) 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。
  - (4) 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止

対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴等により汚染がないことを判断する。

また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

- 3 各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。

#### (事故由来放射性物質の降下物の影響確認)

第299条の3 放射線・化学管理課長は、原子炉等規制法または電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。

- 2 各課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。

#### (放射性液体廃棄物の管理)

第300条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。

- (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと
  - (2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表300-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること
- 2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表300-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。
  - 3 放射線・化学管理課長は、表300-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。

表300-1

項 目	放出管理目標値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	$7.4 \times 10^{10}$ Bq/年

表300-2

項 目	放出管理の基準値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
ト リ チ ウ ム	$9.3 \times 10^{13}$ Bq/年

表300-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタタンク</li> <li>・廃液蒸留水タンク</li> <li>・洗浄排水蒸留水タンク</li> <li>・洗浄排水モニタタンク</li> </ul>
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	

### (放射性気体廃棄物の管理)

第301条 当直長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表301-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。

- (1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと
- (2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表301-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること

2 放射線・化学管理課長は、表301-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。

3 表301-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第305条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。

- (1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。
- (2) 放射線・化学管理課長は、表301-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。

表301-1

項目	放出管理目標値 (1号炉, 2号炉および3号炉合算)
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	$9.5 \times 10^{14}$ Bq/年 $4.4 \times 10^{10}$ Bq/年

表301-2

分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
放射性気体 廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常 時	当直長
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	
	雑固体焼却炉 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長
	雑固体焼却炉 建家排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長

表301-3

分 類	測 定 項 目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	作業の都度 <sup>※1</sup>	作業の所管 課長

※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

#### (放出管理用計測器の管理)

第302条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表302に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表302

分 類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	1台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 <sup>※1</sup>
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	2台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台 <sup>※1</sup> <sup>※2</sup>

※1：1号炉，2号炉および3号炉共用

※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

(頻度の定義)

第303条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表303のとおりとする。

表303

頻 度	考 え 方
1日に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施
常 時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く



## 第7章 放射線管理

### 第1節 区域管理

#### (管理区域の設定・解除)

第304条 管理区域は、添付7に示す区域とする。

- 2 放射線・化学管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。
- 3 放射線・化学管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。
- 4 放射線・化学管理課長は、添付7における管理区域境界付近または管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表304に示す作業を行う場合は、3ヶ月以内に限り管理区域を設定または解除することができる。設定または解除に当たっては、放射線・化学管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線・化学管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。
- 5 放射線・化学管理課長は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除に当たって、放射線・化学管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線・化学管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。
- 6 放射線・化学管理課長は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、放射線・化学管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。
- 7 放射線・化学管理課長は、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間および場所を明らかにし、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線・化学管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

表304

タンク点検等	監視カメラ点検等
ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業
バルブ点検等	清掃作業
配管点検等	建物補修
ケーブル点検等	搬出入作業
空調点検等	物品の仮置
計測器類点検等	燃料取替用水タンク水の回収作業

#### (管理区域内における区域区分)

第305条 放射線・化学管理課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。

- (1) 表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。）
  - (2) 表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域または超えるおそれのある区域
- 2 汚染のおそれのない管理区域は、添付7に示す区域とする。
  - 3 放射線・化学管理課長は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線・化学管理課長は、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。
  - 4 放射線・化学管理課長は、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。

#### (管理区域内における特別措置)

第306条 放射線・化学管理課長は、管理区域のうち次の基準を超えることを確認した場合または超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別するほか、区画、施錠等の措置を講じる。なお、作業による場合は所管課長に指示する。

ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。

- (1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト
  - (2) 空気中の放射性物質濃度または床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が法令に定める管理区域に係る値の10倍
- 2 各課長は、第1項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量および作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、放射線・化学管理課長の承認を得る。
  - 3 各課長は、汚染の広がりを防止するため、第1項(2)の区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等の措置を講じる。

#### (管理区域への出入管理)

第307条 放射線・化学管理課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。

- (1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者
  - (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者
- 2 放射線・化学管理課長は、第1項にもとづき管理区域へ立ち入る者に対して許可を与える。
  - 3 放射線・化学管理課長は、第2項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。
  - 4 放射線・化学管理課長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。
  - 5 施設防護課長は、第4項以外の出入口には、施錠等の人のみだりに立ち入りできない措置を講

じる。

- 6 放射線・化学管理課長は、管理区域から退出する者または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体および身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。

ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。

#### (管理区域出入者の遵守事項)

第308条 放射線・化学管理課長は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。

- (1) 出入管理室を経由すること。

ただし、放射線・化学管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。

- (2) 管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用すること。

ただし、一時立入者であって放射線・化学管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。

- (3) 管理区域に立ち入る場合は、保護衣を着用すること。

ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合または放射線・化学管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。

- (4) 第306条第1項(2)に係る区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等を行うこと。

- (5) 管理区域から退出する場合または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体および身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。

ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合または第307条第6項にもとづく放射線・化学管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。

- (6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食および喫煙をしないこと。

#### (保全区域)

第309条 保全区域は、添付8に示す区域とする。

- 2 施設防護課長は、保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて保全区域への立入制限等の措置を講じる。

(周辺監視区域)

第310条 周辺監視区域は、図310に示す区域とする。

- 2 施設防護課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げる。  
ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。
- 3 施設防護課長は、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。

図310 周辺監視区域

図 310 については核物質防護上の理由から  
公開しないこととしております。

## 第2節 被ばく管理

### (線量の評価)

第311条 放射線・化学管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表311に定める項目および頻度にもとづき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。

表311

項 目	頻 度
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>

※1：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。

### (床・壁等の除染)

第312条 各課長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合または発見した場合は、放射線・化学管理課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。

- 2 第1項の汚染に係る作業の所管課長は、汚染状況等について放射線・化学管理課長の確認をうけたうえで、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講じる。
- 3 第2項の所管課長は、その措置結果について、放射線・化学管理課長の確認を得る。

### 第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定

#### (外部放射線に係る線量当量率等の測定)

第313条 放射線・化学管理課長は、管理区域内において、表313-1および表313-2（第305条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。

2 放射線・化学管理課長は、表313-1に定める周辺監視区域境界付近および周辺監視区域外（測定場所は図313に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。

3 放射線・化学管理課長は、第1項または第2項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。

表313-1

場 所	測定項目	測定頻度
管理区域内 <sup>※1</sup>	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※2</sup>	毎日1回
	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※3</sup>	1週間に1回
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回
	空気中の放射性物質濃度 <sup>※4</sup>	1週間に1回
	表面汚染密度 <sup>※4</sup>	1週間に1回
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回
	空気吸収線量率 <sup>※5</sup>	常 時
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回
	環境試料中の放射性物質濃度 <sup>※6</sup>	3ヶ月に1回
周辺監視区域外	環境試料中の放射性物質濃度 <sup>※6</sup>	3ヶ月に1回

※1：人の立ち入り頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定

※2：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設）

※3：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設以外の施設）

※4：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。

※5：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目

※6：時期により、採取する環境試料の種類は異なる。

表313-2

場 所	測定項目	測定頻度
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 〔汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間〕

図313

- ⊗ 空気吸収線量
- 空気吸収線率
- ◎ 空気中の粒子状放射性物質濃度
- △ 環境試料中の放射性物質濃度
- ▨ 周辺監視区域





(放射線計測器類の管理)

第314条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表314に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。

ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表314

分類	計測器種類	担当課長	数量
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台 <sup>※1</sup>
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台 <sup>※1</sup>
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台 <sup>※1</sup>
	退出モニタ		3台 <sup>※1</sup>
	試料放射能測定装置		3台 <sup>※1※2</sup>
	積算線量計測定装置		1台 <sup>※1</sup>
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台 <sup>※1</sup>
	モニタリングステーション		1台 <sup>※1</sup>
	エリアモニタ	計装計画課長	8台 <sup>※3※4</sup>
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 <sup>※1</sup>
	積算線量計測定装置		1台 <sup>※1※5</sup>

※1：1号炉，2号炉および3号炉共用

※2：1台は表302の試料放射能測定装置と共用

※3：管理区域外測定用の2台を含む。

※4：雑固体焼却炉建家に設置されているエリアモニタ3台を含む。

※5：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用

## 第4節 物品移動の管理

### (管理区域外等への搬出および運搬)

第315条 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。

2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第293条、第298条および第299条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第299条第5項を準用する。

3 放射線・化学管理課長は、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

4 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

### (発電所外への運搬)

第316条 各課長は、核燃料物質等（第293条、第298条および第299条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

## 第5節 協力会社の放射線防護

### (協力会社の放射線防護)

第317条 放射線・化学管理課長は、管理区域内で作業を行う協力会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。

(1) 管理区域出入者の遵守事項

- イ 出入り方法に関する事
- ロ 個人線量計の着用に関する事
- ハ 保護衣の着用に関する事
- ニ 汚染拡大防止措置に関する事
- ホ 管理区域内での飲食および喫煙に関する事

(2) 線量評価の項目および頻度に関する事

(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関する事

2 各課長は、管理区域内で作業を行う協力会社に対して、第1項で定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。

## 第6節 その他

### (頻度の定義)

第318条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表318のとおりとする。

表318

頻 度	考 え 方
毎日1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施
常 時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。

## 第8章 保守管理

### (保守管理計画)

第319条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。

#### 【保守管理計画】

##### 1. 定義

本保守管理計画における用語の定義は、以下を除き「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に従うものとする。

###### (1) 原子炉施設

廃止措置計画に定める維持管理対象設備をいう。

##### 2. 保守管理の実施方針および保守管理目標

(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。

(2) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。

##### 3. 保全プログラムの策定

組織は、2. の保守管理目標を達成するため 4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。

また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。

##### 4. 保全対象範囲の策定

組織は、原子力発電施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。

(1) 廃止措置計画で定める維持管理対象設備

(2) その他自ら定める設備

##### 5. 保全重要度の設定

組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保全重要度を設定する。

(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。

(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。

なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮することができる。

(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。

##### 6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視

(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために 5. の保全重要度を踏まえ、系統レベルの保

全活動管理指標を設定する。

a. 系統レベルの保全活動管理指標

系統レベルの保全活動管理指標として、5. (1)の保全重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。

(a) 予防可能故障 (MPFF) 回数

(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。

a. 系統レベルの保全活動管理指標

(a) 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績を考慮するとともに、重要度分類指針の重要度を参考に設定する。

(3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。

(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。

## 7. 保全計画の策定

(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。

a. 点検計画 (7.1 参照)

b. 補修、取替えおよび改造計画 (7.2 参照)

c. 特別な保全計画 (7.3 参照)

(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。

a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験

b. 使用環境および設置環境

c. 劣化、故障モード

d. 機器の構造等の設計的知見

e. 科学的知見

(3) 組織は、保全の実施段階において、原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。

### 7. 1 点検計画の策定

(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。

(2) 組織は、構築物、系統および機器の適切な単位毎に、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。

a. 予防保全

(a) 時間基準保全

(b) 状態基準保全

b. 事後保全

(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。

a. 時間基準保全

点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

(a) 点検の具体的方法

(b) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するた

めに必要なデータ項目，評価方法および管理基準

(c) 実施頻度

(d) 実施時期

なお，時間基準保全を選定した機器に対して，運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取，巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は，状態監視の内容に応じて，状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。

b. 状態基準保全

(a) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに，次の事項を定める。

ア 状態監視データの具体的採取方法

イ 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目，評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準

ウ 状態監視データ採取頻度

エ 実施時期

オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

(b) 巡視点検を実施する時期までに，次の事項を定める。

ア 巡視点検の具体的方法

イ 構築物，系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目，評価方法および管理基準

ウ 実施頻度

エ 実施時期

オ 機器の状態が管理基準に達するか，または故障の兆候を発見した場合の対応方法

(c) 定例試験を実施する時期までに，次の事項を定める。

ア 定例試験の具体的方法

イ 構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目，評価方法および管理基準

ウ 実施頻度

エ 実施時期

オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

c. 事後保全

事後保全を選定した場合は，機能喪失の発見後，修復を実施する前に，修復方法，修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。

## 7. 2 補修，取替えおよび改造計画の策定

(1) 組織は，補修，取替えおよび改造を実施する場合は，あらかじめその方法および実施時期を定めた計画（法令に基づく手続き<sup>※1</sup>の可否を含む。）を策定する。

(2) 組織は，補修，取替えおよび改造を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。

a. 検査および試験の具体的方法

b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目，評価方法および管理基準

c. 検査および試験の実施時期

※1：法令に基づく手続きとは，原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等），第43条の3の9（工事の計画の認可），第43条の3の10（工事の計画の届出），第43条の3の11（使用前検査）および第43条の3の13（溶接安全管理検査）ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画），第49条・第50条（使用前検査）および第52条（溶接安全管理検査）に係る手続きをいう。

### 7. 3 特別な保全計画の策定

- (1) 組織は、地震、事故等により特別な保全を実施する場合などは、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。
- (2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
  - a. 点検の具体的方法
  - b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準
  - c. 点検の実施時期

### 8. 保全の実施

- (1) 組織は、7. で定めた保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。
- (2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。
  - a. 工事計画
  - b. 設計管理
  - c. 調達管理
  - d. 工事管理
- (3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。

### 9. 点検・補修等の結果の確認・評価

- (1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>\*3</sup>までに確認・評価し、記録する。
- (2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期<sup>\*2</sup>までに確認・評価し、記録する。  
※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。

### 10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置および予防処置

- (1) 組織は、以下の a. および b. の場合には、不適合管理を行った上で、9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度および時期の是正処置ならびに予防処置を講じる。
  - a. 点検・補修等を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合
  - b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合
- (2) 組織は、(1)a. および b. の場合の不適合管理、是正処置および予防処置について記録する。

### 11. 保全の有効性評価

組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

- (1) 組織は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。  
なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。
  - a. 保全活動管理指標の監視結果
  - b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績



- c. トラブルなど運転経験
  - d. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ
  - e. リスク情報，科学的知見
- (2) 組織は，保全の有効性評価の結果を踏まえ，構築物，系統および機器の保全方式を変更する場合には，7.1に基づき保全方式を選定する。また，構築物，系統および機器の点検間隔を変更する場合には，保全重要度を踏まえた上で，以下の評価方法を活用して評価する。
- a. 点検および取替結果の評価
  - b. 劣化トレンドによる評価
  - c. 類似機器等のベンチマークによる評価
  - d. 研究成果等による評価
- (3) 組織は，保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。

## 12. 保守管理の有効性評価

- (1) 組織は，11.の保全の有効性評価の結果および2.の保守管理目標の達成度から，定期的に保守管理の有効性を評価し，保守管理が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。
- (2) 組織は，保守管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。

## 13. 情報共有

組織は，保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を，PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。

(溶接事業者検査の実施)

第319条の2 所長は、溶接事業者検査（以下、本条において「検査」という。）に係る責任者を明確にしたうえで、検査に必要な手順の確立、文書化を行う。

2 責任者は、表319の2に示す体制で関係法令に従い適切に検査を実施する。

表319の2

項 目	内 容
①検査組織	検査に従事する者の責任および権限を明確にする。
②検査の方法	検査の方法および判定基準を明確にする。
③検査工程管理	検査工程を明確にする。
④検査に協力する事業者に対する管理	検査に協力する事業者に対して管理を行う。
⑤検査記録の管理	検査に係る記録を管理する。
⑥検査に係る教育・訓練	検査に係る要員の教育・訓練を行う。

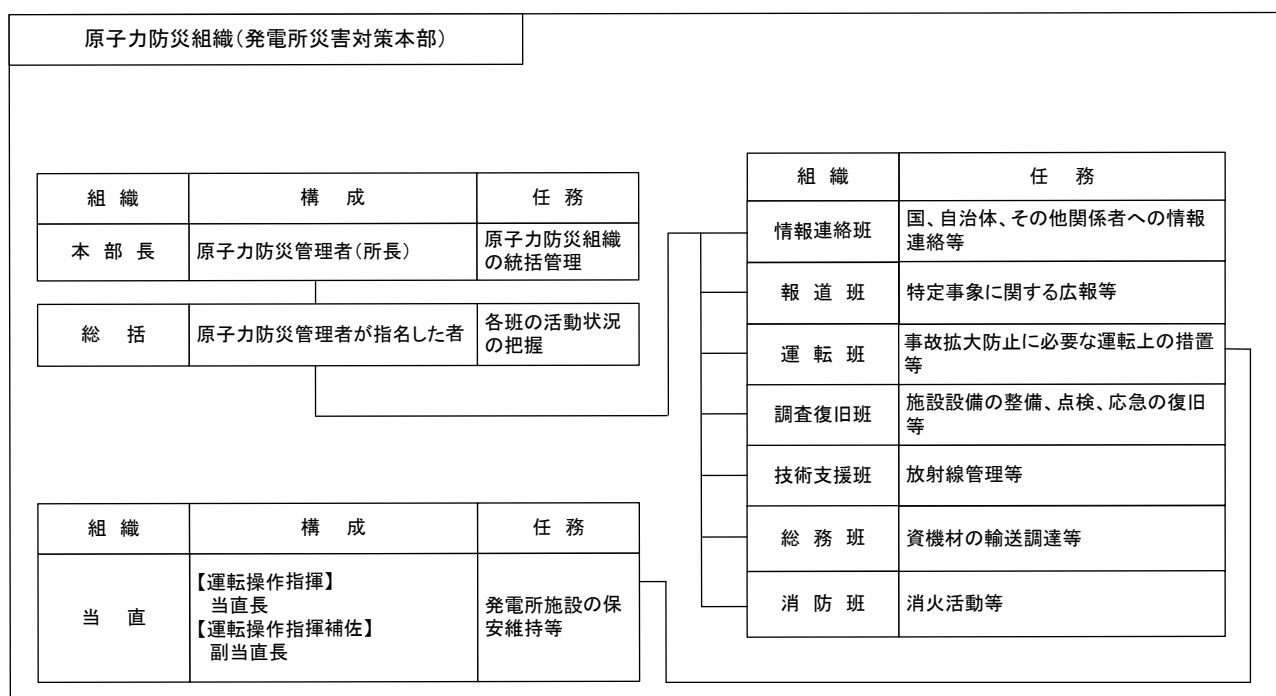
## 第9章 非常時の措置

### (原子力防災組織)

第320条 安全技術課長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図320に示す原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。

- 2 発電所災害対策本部の本部長は、所長とする。ただし、安全技術課長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。
- 3 原子力災害対策特別措置法にもとづく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。(以下、本章において同じ。)

図320



### (原子力防災要員)

第321条 安全技術課長は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。

### (緊急作業従事者の選定)

第321条の2 安全技術課長は、次の事項全ての要件に該当する所員および協力会社従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下、「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。

- (1) 表321の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者
- (2) 表321の2に定める緊急作業についての訓練を受けた者
- (3) 実効線量について250ミリシーベルトまでを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、第321条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること

表321の2

分類	項目	時間
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法，身体等の汚染の状態の検査，保護具の性能および使用方法等）	3時間以上
	電離放射線の生体に与える影響，健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上
訓練	緊急作業の方法 <sup>※1</sup>	3時間以上
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い <sup>※2</sup>	3時間以上

※1：兼用できる訓練

- ・第217条の3第1項および第330条のうち、緊急作業の方法に関する訓練

※2：兼用できる訓練

- ・第217条の3第1項、第324条および第330条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練

### (原子力防災資機材等の整備)

第322条 各課長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。

- 2 発電課長は、非常事態における運転操作に関する内規を作成し、制定・改正にあたっては、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。

### (通報経路)

第323条 安全技術課長は、警戒事象が発生した場合または特定事象等が発生した場合における社内および国、県、市、町等の社外関係機関との連絡経路または通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。

### (原子力防災訓練)

第324条 安全技術課長は、原子力防災組織の構成員に対して非常事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、所長に報告する。

### (通 報)

第325条 各課長は、警戒事象が発生した場合、または特定事象等が発生した場合は、第323条に定める通報経路に従って所長に報告する。

2 所長は、警戒事象の発生もしくは特定事象等の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、第323条に定める経路に従って社内および社外関係機関に連絡または通報する。

### (非常体制の発令)

第326条 所長は、警戒事象の発生もしくは特定事象等の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、非常体制を発令して、発電所災害対策本部の要員を招集し、発電所災害対策本部を設置する。

また、所長は、非常体制を発令した場合は、直ちに原子力部長に報告する。

### (応急措置)

第327条 本部長は、原子力防災組織を統括し、非常体制を発令した場合において、次の応急措置を実施する。

- (1) 退避誘導および構内入域制限
- (2) 放射能影響範囲の推定
- (3) 消火活動
- (4) 緊急被ばく医療
- (5) 汚染拡大の防止
- (6) 線量評価
- (7) 応急復旧
- (8) 原子力災害の拡大防止を図るための措置

### (緊急時における活動)

第328条 原子力緊急事態宣言発出後、本部長は、第327条で定める応急措置を継続実施する。

### (緊急作業従事者の線量管理等)

第328条の2 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。

- (1) 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量および等価線量を表328の2に定め

る項目および頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。

(2) 原子炉施設の状況および作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。

2 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中および緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。

表 328 の 2

項 目	頻 度
外部被ばくによる線量	1 ヶ月 <sup>※1</sup> に1回
内部被ばくによる線量	1 ヶ月 <sup>※1</sup> に1回

※1：毎月1日を始期とする。

#### (非常体制の解除)

第329条 本部長は、事象が収束し、非常体制を継続する必要がなくなった場合は、非常体制を解除し、その旨を社内および社外関係機関に連絡する。

## 第10章 保安教育

### (所員への保安教育)

第330条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表330-1、表330-2および表330-3の実施方針にもとづいて作成し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

2 人材育成課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。

3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。

ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

4 人材育成課長は、第3項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第3項の保安教育の具体的な内容を見直しする。

### (協力会社従業員への保安教育)

第331条 人材育成課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社が行う場合は、当該協力会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表331の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。

なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

2 放射線・化学管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力会社が行う場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が表331の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

3 各課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助または燃料取扱<sup>\*1</sup>に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表330-1、表330-2および表330-3の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料取扱の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

4 各課長は、重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表330-1の保安教育のうち「重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

5 各課長は、原子炉施設に関する作業のうち、火災および内部溢水発生時の措置における業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表330-1の保安教育のうち「火災および内部溢水発生時の措置に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

6 各課長は、第3項、第4項および第5項の保安教育実施計画にもとづいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。

7 人材育成課長は、第1項から第5項の教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第1項から第5項の教育の具体的な内容の見直しが行われていることを確認する。

※1：燃料取扱とは、使用済燃料ピットにおける使用済燃料ピットクレーンを用いた燃料の運搬または貯蔵をいう。



表330-1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容				
大分類	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関する こと	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要、ならびに関係 法令および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子 力発電所新規 配属時)
	原子炉施設の構造、 性能に関すること	設備概要、 主要系統の機能	原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること	
	原子炉施設の廃止措置に関すること		原子炉施設の廃止措置の概要	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要	
放射線業 務 従事者 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関する こと		法、令、労働安全衛生規則および 電離放射線障害防止規則の関係条項	管理区域内に おいて核燃料 物質、使用済 燃料またはこ れらによって 汚染された物 を取扱う業務 に就かせる時
	原子炉施設の構造、性能に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関すること	
	放射線管理に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱いの方法 管理区域への立ち入りおよび退去の手順 外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 電離放射線が生体の細胞、組織、器官 および全身に与える影響	
	核燃料物質および核燃料物質によって 汚染された物の取扱いに関すること		核燃料物質または使用済燃料またはこれらによって汚 染された物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、廃 棄の作業の方法・順序	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法	
その他 反復教育	関係法令および保安 規定の遵守に関する こと	原子炉施設保安規定	総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録およ び報告に関すること、ならびに関係法令および保安規 定の遵守に関すること	1回/10年毎 以上
	原子炉施設の廃止 措置の運用に関する こと	廃止措置管理	施設運用上の基準に関すること、通則に 関すること 巡視に関すること 定期的実施するサーベランスの操作に関すること 異常時対応(現場機器対応) 異常時対応(中央制御室内対応) 異常時対応(指揮、状況判断)	
		保守管理	保守管理計画に関すること	
	放射線管理に関する こと	放射線管理	放射線測定器の取扱い 管理区域への出入り管理等、区域管理に 関すること 線量限度等、被ばく管理に関すること 外部放射線に係る線量当量率等の測定に 関すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に 関すること 協力会社の放射線防護に関すること	
	核燃料物質および 核燃料物質によって 汚染された物の取 扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に 関すること	
		燃料管理	燃料管理における臨界管理 燃料の運搬および貯蔵に関すること	
非常の場合に講ずべき処置に関すること		緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する こと 重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉 施設の保全のための活動に関すること 火災および内部漏水発生時の措置に関すること	1回/年以上	

※1: 各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識  
および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

※2: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

対象者と教育時間 ※2						
運転員				燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員
当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者			
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	×
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
対象者と教育時間は、表330-2参照						
対象者と実施時期、教育時間に ついては、表330-3参照					○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
					○ (1時間以上)	×
					×	
					○ (1時間以上)	×
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	×
対象者と実施時期、教育時間に ついては、表330-3参照					○ (0.5時間以上)	×
					○ (0.5時間以上)	
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)

- ◎: 全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)  
○: 業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり)  
×: 教育の対象外  
( ): 合計の教育時間

表330-2 保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)

総括表中分類との対応	内 容	運	
		当直長 副当直長	主任 班長
		核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染されたものの運搬, 貯蔵および廃棄の作業の方法および順序		
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業の方法および順序		
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法		
放射線管理に関すること ※1	⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法		
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法		
・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞, 組織, 器官および全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1	法, 令, 労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬, 貯蔵および廃棄の作業		
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業		
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視		
放射線管理に関すること ※1	⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去		
・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い		
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置		

※1:各課長が, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については, 該当する教育について省略することができる。

※2:各対象者に要求されている教育項目は, 対象者となった時点から課せられる。

対象者と教育時間 ※2					電離放射線障害防止規則の分類
転員		燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員	
運転員	放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者				
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料 またはこれらによって汚染された 物に関する知識
◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の 方法に関する知識
◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造 および取扱いの方法に関する 知識
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令
◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法 および同施設に係る設備の 取扱い

◎:全員が教育の対象者

○:業務に関連する者が教育の対象

( ):合計の教育時間

表330-3 保安教育実施方針(運転員等)

保安教育の内容			具体的教育内容
中分類	小分類 (項目)	細目	
関係法令および保安規定の遵守に関する事	原子炉施設保安規定		総則, 品質保証, 保安管理体制, 保安教育, 記録および報告に関する規則の概要, ならびに関係法令および保安規定の遵守に関する事 保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録
原子炉施設の廃止措置の運用に関する事	廃止措置管理	廃止措置管理	廃止措置管理の通則についての概要
			廃止措置管理の通則の適用と根拠
		巡視・定期的検査	施設運用上の基準の概要
	施設運用上の基準の具体的値と制限を超えた場合の措置		
	施設運用上の基準および施設運用上の基準を超えた場合の措置の根拠と運用		
	異常時対応	巡視の範囲	
巡視の確認項目とその根拠			
定期的実施するサーベランスの内容と頻度			
保守管理	保守管理計画に関する事	定期的実施するサーベランスの操作と基準値	
		各設備の運転操作の概要(現場操作)	
		警報発生時の対応操作(現場操作)	
核燃料物質および核燃料物質により汚染された物の取扱いに関する事	放射性廃棄物管理	各設備の運転操作と監視項目	
		警報発生時の対応操作(中央制御室)	
	燃料管理	警報発生時の監視項目(指揮, 状況判断)	
核燃料物質および核燃料物質により汚染された物の取扱いに関する事	放射性廃棄物管理	定期検査時の検査項目概要	
		定期検査時の検査項目の根拠	
核燃料物質および核燃料物質により汚染された物の取扱いに関する事	燃料管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事	
		燃料の臨界管理に関する事 燃料の運搬および貯蔵に関する事	

※1:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※2:記載するにあたっての考えは、以下のとおり。

- ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。
- ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)。
- ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

対象者 ※1					実施頻度および時間
運転員				燃料取扱の業務に関わる者	
当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の 業務に関わる者		
◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で10時間以上※2 <放射性廃棄物処理設備の 業務に関わる者> 3年間で8時間以上※2 <燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で1時間以上※2
◎	×	×	×	×	
◎	◎	◎	×	×	
◎	◎	×			
◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×	
◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×	
◎	×	×	×		
◎	◎	◎	×	×	
◎	×	×	×	×	
◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×	
◎	◎	◎	×	◎	

◎: 全員が教育の対象者  
 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)  
 ×: 教育の対象外

表331 保安教育実施方針(協力会社)

(1) 発電所入所時に安全上必要な教育

保安教育の内容			
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容
入所時に実施する教育※1	原子炉施設の構造・性能および廃止措置に関すること		作業上の留意事項
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要
	関係法令および保安規定の遵守に関すること		関係法令および保安規定の遵守に関すること

(2) 放射線業務従事者に対する教育

保安教育の内容	
総括表中分類との対応	内 容
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染されたものの運搬, 貯蔵および廃棄の作業の方法および順序
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業の方法および順序
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法
放射線管理に関すること ※1	⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法
・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞, 組織, 器官および全身に与える影響
関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1	法, 令, 労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入および退去の手順
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬, 貯蔵および廃棄の作業
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視
放射線管理に関すること ※1	⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去
・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置

※1:各課長が, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については, 該当する教育について省略することができる。

※2:各対象者に要求されている教育項目は, 対象者となった時点から課せられる。

対象者 ※2		
実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
入所時	◎	○
	◎	◎
	◎	○

対象者と教育時間 ※2			
実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	電離放射線障害防止規則の分類
管理区域内において核燃料物質、使用済燃料またはこれらによって汚染された物を取扱う業務に就かせる時	◎ (0.5時間以上)	×	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識
	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識
	◎ (0.5時間以上)	×	電離放射線の生体に与える影響
	◎ (1時間以上)	×	関係法令
	◎ (2時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い

- ◎: 全員が教育の対象者
- : 業務に関連する者が教育の対象
- ×: 教育の対象外
- ( ): 合計の教育時間



## 第11章 記録および報告

### (記 録)

- 第332条 各課長は、表332-1に定める保安に関する記録のうち第1号および第2号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表332-1第19号、第20号、第21号および第22号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。
- 2 各課長は、表332-2に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。
  - 3 組織は、表332-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。
  - 4 各課長は、表332-4に定める保安に関する記録を保存する。

表332-1

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合 <sup>※1</sup>	保存期間
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
2. 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
3. 発電用原子炉施設の巡視の状況ならびにその担当者の氏名	毎日1回	巡視を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間
4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理，是正処置，予防処置およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間
5. 保守管理に関する方針，保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の保守管理に関する方針，保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間

表332-1 つづき

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間
6. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間
7. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間
8. 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあつては毎日1回、 使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあつては毎週1回	10年間
9. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間
10. 管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間
11. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※ <sup>2</sup> の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※3
12. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る）	※3
13. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※3
14. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※3

表332-1 つづき

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間
15. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間
16. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法	その廃棄の都度	※4
17. 放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法	封入または固型化の都度	※4
18. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には，その状況および担当者の氏名	広がり防止および除去の都度	1年間
19. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※4
20. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※4
21. 事故の原因	同上	※4
22. 事故後の処置	同上	※4
23. 風向および風速	連続して	10年間
24. 降雨量	同上	10年間
25. 大気温度	同上	10年間
26. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間
27. 保安教育の実施日時，項目および受け手者の氏名	実施の都度	3年間
28. 廃止措置に係る工事の方法，時期および対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	※4

※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。

※2：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。

※3：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合，またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

※4：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

表332-2

記録（実用炉規則第37条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
1. 溶接事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該溶接事業者検査を行った後最初の原子炉等規制法第43条の3の13第6項の通知を受けるまでの期間

表332-3※<sup>5</sup>

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
1. 文書化した、品質方針および品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
2. 第203条に定める品質保証計画	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
3. 第203条4.2.1表1に定めるJEAC4111の要求事項に基づき作成する社内規定	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
4. 第203条4.2.1表1に定める組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
5. 第203条4.2.1c)に定めるJEAC4111の要求事項に基づき作成する記録	作成の都度	5年

※5：表332-1および表332-2に掲げるものを除く。

表332-4

記録項目	保存期間
1. 熱出力	10年間
2. 炉心の中性子束密度	10年間
3. 炉心の温度	10年間
4. 冷却材入口温度	10年間
5. 冷却材出口温度	10年間
6. 冷却材圧力	10年間
7. 冷却材流量	10年間
8. 発電用原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間
9. 警報装置から発せられた警報の内容※6	1年間
10. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	1年間
11. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	取出後10年間
12. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※7
13. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※7
14. 定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間

※6：「警報装置から発せられた警報」とは、省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報

※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

(報 告)

第333条 各課長は、次に定める事項について、直ちに所長および廃止措置主任者に報告する。

- (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合(第287条関連)
  - (2) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第300条または第301条関連)
  - (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第313条関連)
  - (4) 実用炉規則第134条第3号<sup>※1</sup>、第4号<sup>※1</sup>、第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合
- 2 所長および廃止措置主任者は、前項で定める事項について報告を受けた場合、原子力部長に報告する。
- 3 原子力部長は、前項の報告を受けた場合、社長および原子力本部長に報告する。



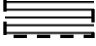
※1：新燃料貯蔵設備，使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備に限る。

(空白)

## 添付 7 管理区域図

(第 3 0 4 条および第 3 0 5 条関連)

管理区域表示凡例

	管理区域※1
	汚染のおそれのない管理区域
	管理区域設定・解除予定エリア

※1：第305条第1項(2)に該当する管理区域を示す。ただし，管理区域全体図については，汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。



添付 4 に同じ。

添付 8 保全区域図

(第 3 0 9 条 関 連)

添付 5 に同じ。